

官報 号外

昭和四十五年五月八日

第六十三回 参議院會議録第十五号

昭和四十五年五月八日(金曜日)

午前十時五分開議

○議事日程 第十五号

昭和四十五年五月八日

午前十時開議

第一 國務大臣の報告に関する件(中小企業基
本法に基づく昭和四十四年度年次報告及び昭
和四十五年度中小企業施策について)

第二 民事訴訟手続に関する条約の締結につい
て承認を求めるの件(衆議院送付)

第三 民事又は商事に関する裁判上及び裁判外
の文書の外国における送達及び告知に関する
条約の締結について承認を求めるの件(衆議
院送付)

第四 外国公文書の認証を不要とする条約の締
結について承認を求めるの件(衆議院送付)

第五 教育的、科学的及び文化的資料の輸入に
関する協定の締結について承認を求めるの件
(衆議院送付)

第六 通商産業省設置法の一部を改正する法律
案(内閣提出、衆議院送付)

第七 許可、認可等の整理に関する法律案(内
閣提出、衆議院送付)

第八 農林省設置法の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付)

第九 タクシー業務適正化臨時措置法案(内閣
提出、衆議院送付)

第一〇 港湾法及び港湾整備緊急措置法の一部
を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
第一一 船員法の一部を改正する法律案(内閣
提出、衆議院送付)
第一二 海上運送法の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付)
第一三 地方道路公社法案(内閣提出、衆議院
送付)
第一四 農地法の一部を改正する法律案(内閣
提出、衆議院送付)
第一五 農業協同組合法の一部を改正する法律
案(内閣提出、衆議院送付)
第一六 家内労働法案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の會議に付した案件

一、元議員石坂豊一君逝去につき弔詞贈呈の件
一、緊急質問の件
以下 議事日程のとおり

○議長(重宗維三君) 諸般の報告は、朗読を省略
いたします。

去る四月二十八日議長において、左の常任委員の
辞任を許可した。

内閣委員 渡辺一太郎君
地方行政委員 鈴木 強君
法務委員 亀田 得治君
外務委員 鹿島守之助君
同 石原慎太郎君

同 大蔵委員 加藤シヅエ君
文教委員 青木 一男君
同 大谷 賢雄君
同 土屋 義彦君
同 御木 亨弘君
同 植木 光教君
同 玉置 猛夫君
同 加瀬 完君
同 白井 勇君
同 長田 裕二君
同 高橋文五郎君
同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指
名した。

内閣委員 玉置 猛夫君
地方行政委員 加瀬 完君
法務委員 加藤シヅエ君
外務委員 白井 勇君
同 長田 裕二君
同 亀田 得治君
同 高橋文五郎君
同 植木 光教君
同 御木 亨弘君
同 土屋 義彦君
同 大谷 賢雄君
同 渡辺一太郎君
同 鈴木 強君
同 鹿島守之助君
同 石原慎太郎君
同 青木 一男君

同日議長において、左の特別委員の辞任を許可し
た。
交通安全対策特別委員 玉置 猛夫君
沖繩及び北方問題 柳田桃太郎君
に関する特別委員
同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指
名した。
交通安全対策特別委員 渡辺一太郎君
沖繩及び北方問題 増田 盛君
に関する特別委員

同日商工委員会において当選した理事は左の通り
である。
理事 大谷藤之助君(山本敏三郎君の補欠)
同日議員から左の議案が提出された。よつて議長
は即日これを文教委員会に付託した。
へき地教育振興法の一部を改正する法律案(鈴
木力君外一名発議)
同日議員黒柳明君外一名から委員会審査省略要求
書を付して左の議案が提出された。
在日米軍基地撤去に関する決議案
同日衆議院から左の議案が提出された。よつて議
長は即日これを運輸委員会に付託した。
全国新幹線鉄道整備法案

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつ
て議長は即日これを委員会に付託した。
外務省設置法及び在外公館に勤務する外務公務
員の給与に関する法律の一部を改正する法律案
防衛庁設置法等の一部を改正する法律案
内閣委員会に付託
民事訴訟手続に関する条約等の実施に伴う民事
訴訟手続の特例等に関する法律案
航空機の強取等の処罰に関する法律案
法務委員会に付託
北西大西洋の漁業に関する国際条約及び関係諸
議定書の締結について承認を求めるの件
全米熱帯まぐろ類委員会の設置に関するアメリ
カ合衆国とコスタ・リカ共和国との間の条約へ
の加入について承認を求めるの件
南東大西洋の生物資源の保存に関する条約の締
結について承認を求めるの件

外務委員会に付託
漁船再保険及漁業共済保険特別会計の歳入不足
をうるための一般会計からの繰入金に関する
法律案
大蔵委員会に付託
道路整備緊急措置法案の一部を改正する法律案
建設委員会に付託
同日衆議院から、同院において修正議決した左の
内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを

昭和四十五年五月八日 参議院會議録第十五号 議長の報告

委員会に付託した。

運輸省設置法等の一部を改正する法律案

内閣委員会に付託

家内労働法案 社会労働委員会に付託

特許法等の一部を改正する法律案

商工委員会に付託

同日委員長から左の報告書が提出された。

通商産業省設置法の一部を改正する法律案可決

報告書

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を承諾

することを議決した旨衆議院に通知した。

昭和四十二年度一般会計予備費使用総調査及び

各省各庁所管使用調査(その2)

昭和四十二年度特別会計予備費使用総調査及び

各省各庁所管使用調査(その2)

昭和四十二年度特別会計予算総則第十条に基づ

く使用総調査及び使用調査

昭和四十二年度特別会計予算総則第十一条に基

づく使用総調査及び各省各庁所管使用調査(そ

の2)

昭和四十三年度一般会計予備費使用総調査及び

各省各庁所管使用調査

昭和四十三年度特別会計予備費使用総調査及び

各省各庁所管使用調査

昭和四十三年度特別会計予算総則第十条に基づ

く使用総調査及び使用調査

昭和四十三年度特別会計予算総則第十一条に基

づく使用総調査及び各省各庁所管使用調査

昭和四十四年度一般会計予備費使用総調査及び

各省各庁所管使用調査(その1)

昭和四十四年度特別会計予備費使用総調査及び

各省各庁所管使用調査(その1)

昭和四十四年度特別会計予算総則第十一条に基

づく経費増額総調査及び各省各庁所管経費増額

調査(その1)

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決

した旨衆議院に通知した。

宇宙開発委員会設置法の一部を改正する法律

案

案

案

案

沖繩復帰のための準備委員会への日本国政府代

表に関する臨時措置法案

沖繩・北方対策庁設置法案

道路整備特別措置法の一部を改正する法律案

新東京国際空港公団法の一部を改正する法律

案

簡易郵便局法の一部を改正する法律案

旅券法の一部を改正する法律案

著作権法案

所得税法の一部を改正する法律案

法人税法の一部を改正する法律案

租税特別措置法の一部を改正する法律案

心身障害者福祉協合法案

自動車損害賠償保障法の一部を改正する法律

案

同日本院は、左の衆議院提出案を可決した旨衆議

院に通知した。

国会議員互助年金法等の一部を改正する法律

案

同日社会労働委員会において、去る四月二十四日

発議者から撤回の申出のあつた左の議案の撤回を

許可した。

家内労働法案(小平芳平君外一名発議)

同日議長は、去る四月十日予備審査のため衆議院

に送付した左の議案は、発議者から撤回の申出が

あり、委員会においてこれを許可した旨同院に通

知した。

家内労働法案(小平芳平君外一名発議)

同日衆議院から、本院の送付した左の内閣提出案

は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受

領した。

道路交通法の一部を改正する法律案

同日本院は、左の件を議決した旨内閣に通知した。

昭和四十三年度一般会計国庫債務負担行為総調

査

昭和四十二年度一般会計歳入歳出決算、昭和四

十二年度特別会計歳入歳出決算、昭和四十二年

度国税収納金整理資金受払計算書、昭和四十二

年度政府関係機関決算書

昭和四十二年度国有財産増減及び現在額総計算

書

昭和四十二年度国有財産無償貸付状況総計算

書

同日左の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通

知した。

宇宙開発委員会設置法の一部を改正する法律

案

沖繩復帰のための準備委員会への日本国政府代

表に関する臨時措置法

沖繩・北方対策庁設置法

道路整備特別措置法の一部を改正する法律

案

新東京国際空港公団法の一部を改正する法律

案

簡易郵便局法の一部を改正する法律

案

旅券法の一部を改正する法律

案

所得税法の一部を改正する法律

案

法人税法の一部を改正する法律

案

租税特別措置法の一部を改正する法律

案

心身障害者福祉協合法

案

自動車損害賠償保障法の一部を改正する法律

案

国会議員互助年金法等の一部を改正する法律

案

同日国会において承諾することを議決した左の件

を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。

昭和四十二年度一般会計予備費使用総調査及び

各省各庁所管使用調査(その2)

昭和四十二年度特別会計予備費使用総調査及び

各省各庁所管使用調査(その2)

昭和四十二年度特別会計予算総則第十条に基づ

く使用総調査及び使用調査

昭和四十二年度特別会計予算総則第十一条に基

づく使用総調査及び各省各庁所管使用調査(そ

の2)

昭和四十三年度特別会計予算総則第十条に基

づく使用総調査及び使用調査

昭和四十三年度特別会計予算総則第十一条に基

づく使用総調査及び各省各庁所管使用調査

昭和四十四年度一般会計予備費使用総調査及び

各省各庁所管使用調査(その1)

昭和四十四年度特別会計予備費使用総調査及び

各省各庁所管使用調査(その1)

昭和四十四年度特別会計予算総則第十一条に基

づく経費増額総調査及び各省各庁所管経費増額

調査(その1)

同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した

旨の通知書を受領した。

道路交通法の一部を改正する法律

案

同日本院は、国家公安委員会委員に津田正夫君を

任命することに同意した旨内閣に通知した。

去る四月三十日議長において、左の常任委員の辞

任を許可した。

外務委員

長田 裕二君

白井 勇君

大蔵委員

高橋文五郎君

文教委員

植木 光教君

同

植木 光教君

同

大谷 賢雄君

同

土屋 義彦君

同

植木 光教君

同

植木 光教君

同

植木 光教君

同

植木 光教君

同

同 白井 勇君

建設委員 高橋文五郎君

去る一日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを大蔵委員会に付託した。

貸金業者の自主規制の助長に関する法律案(藤井勝志君外五名提出)

同日議長は左の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

へき地教育振興法の一部を改正する法律案(鈴木力君外一名発議)

去る二日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

法務委員 加藤シツエ君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

法務委員 亀田 得治君

同日議員から左の議案が提出された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

児童生徒急増地域等に係る小学校及び中学校の施設の整備に関する特別措置法案(松永忠二君外一名発議)

海洋資源開発振興法案(矢追秀彦君外一名発議)

海洋資源開発公団法案(矢追秀彦君外一名発議)

海洋資源開発技術総合研究所法案(矢追秀彦君外一名発議)

海洋資源開発委員会設置法案(矢追秀彦君外一名発議)

科学技術振興対策特別委員会に付託

去る四日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

文教委員 須藤 五郎君

同 阿具根 登君

同 小笠原貞子君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

名した。

文教委員 小笠原貞子君

同日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。

災害対策特別委員 須藤 五郎君

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

災害対策特別委員 河田 賢治君

同日議長は、左の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

海洋資源開発振興法案(矢追秀彦君外一名発議)

同日議長は、左の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

海洋資源開発公団法案(矢追秀彦君外一名発議)

同日議長は、左の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

昭和四十五年五月八日 参議院會議録第十五号

閉鎖機関等の規定によつてされた信託の処理
に關する法律の一部を改正する法律案
大蔵委員会に付託

筑波研究学園都市建設法案
建設委員会に付託
同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

航空機内で行なわれた犯罪その他ある種の行為に關する条約の締結について承認を求めめるの件
外務委員会に付託

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案
社会労働委員会に付託

船員保険法の一部を改正する法律案
運輸委員会に付託

航空法の一部を改正する法律案
同日衆議院から、同院において修正議決した左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

建設省設置法の一部を改正する法律案
内閣委員会に付託

清酒製造業の安定に關する特別措置法案
大蔵委員会に付託

農業者年金基金法案 農林水産委員会に付託
同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

閉鎖機関等の規定によつてされた信託の処理に關する法律の一部を改正する法律案 (大蔵委員長提出)
大蔵委員会に付託

国が行なう民有林野の分収造林に關する特別措置法案 (芳賀貢君外六名提出)
農林水産委員会に付託

同日委員長から左の報告書が提出された。
民事訴訟手続に關する条約の締結について承認を求めめるの件議決報告書

民事又は商事に關する裁判上及び裁判外の文書の外國における送達及び告知に關する条約の締結について承認を求めめるの件議決報告書

議長報告 會議 元議員石坂豊一君逝去につき弔詞贈呈の件 緊急質問の件

結について承認を求めめるの件議決報告書
外國公文書の認証を不要とする条約の締結について承認を求めめるの件議決報告書

教育的、科学的及び文化的資料の輸入に關する協定の締結について承認を求めめるの件議決報告書

地方道路公社法案可決報告書
農地法の一部を改正する法律案可決報告書

農業協同組合法の一部を改正する法律案可決報告書
家内労働法案可決報告書

港灣法及び港灣整備緊急措置法の一部を改正する法律案可決報告書
船員法の一部を改正する法律案可決報告書

海上運送法の一部を改正する法律案可決報告書
農林省設置法の一部を改正する法律案可決報告書

同日衆議院から、本院の送付した左の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

港則法の一部を改正する法律案
勤勞青少年福祉法案

同日衆議院から、本院の送付した左の内閣提出案は、同院においてこれを承認することを議決した旨の通知書を受領した。

地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、海運局の支局の設置に關し承認を求めめるの件

所得に對する租税に關する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とオーストラリア連邦との間の協定の締結について承認を求めめるの件

所得に對する租税に關する二重課税の回避のため日本国とイタリヤ共和国との間の条約の締結について承認を求めめるの件

所得に對する租税に關する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の条約

の締結について承認を求めめるの件
所得に對する租税に關する二重課税の回避のため日本国とインドとの間の協定を修正補足する議定書の締結について承認を求めめるの件

同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

港則法の一部を改正する法律
勤勞青少年福祉法

同日衆議院議長から、国会において承認することを議決した左の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、海運局の支局の設置に關し承認を求めめるの件

所得に對する租税に關する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とオーストラリア連邦との間の協定の締結について承認を求めめるの件

所得に對する租税に關する二重課税の回避のため日本国とイタリヤ共和国との間の条約の締結について承認を求めめるの件

所得に對する租税に關する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の条約の締結について承認を求めめるの件

所得に對する租税に關する二重課税の回避のため日本国とインドとの間の協定を修正補足する議定書の締結について承認を求めめるの件

同日内閣から、財政法第四十六條第二項の規定による昭和四十四年度第三・四半期における國庫の状況の報告を受領した。

議長(重宗雄三君) これより本日の會議を開きます。

さきに院議をもつて永年在職議員として表彰されました元議員石坂豊一君は、去る五日逝去されました。まことに痛惜哀悼の至りにたえませ

ん。
つきましては、同君に對し、院議をもつて弔詞を贈呈することとし、その弔詞は議長に一任せられたいと存じますが、御異議ございませんか。

議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。

議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。

参議院はわが国民主政治発展のため力を尽くし特に院議をもつて永年の功勞を表彰せられた元議員從三位勲一等石坂豊一君の長逝に對しましてつしんで哀悼の意を表しうやうやく弔詞をささげます

弔詞の贈呈方は、議長において取り計らいます。

議長(重宗雄三君) この際、緊急質問の件につき、おはかりいたします。

羽生三七君から、日中国交回復等に關する緊急質問が、黒柳明君から、在日米軍基地撤去等に關する緊急質問が、向井長年君から、日米安保条約改定等に關する緊急質問が、それぞれ提出されております。

これらの緊急質問を行なうことに御異議ございませんか。

議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。順次発言を許します。羽生三七君。

羽生三七君登壇、拍手

羽生三七君 私は、日本社会党を代表し、当面する日中問題を中心に、安保、インドシナ情勢等について質問を行ないます。

今日、七〇年代の世界は変革の時代とも言われております。これを國際關係について見れば、何が変革されなければならないのか、そしてその課題

昭和四十五年五月八日 参議院会議録第十五号

緊急質問の件

であります。昨日、衆議院では、自衛権の発動と説明されたようでありませんが、当事国の要請のない介入は侵略ではございませぬか。

次に、愛知外相は、今国会の勢頭の外交演説で、「ベトナム和平の実現のためにできる限りの役割りを果たしたい」と述べられました。今日まで、言うところのベトナム和平のためにどのような努力、役割りを果たされたのか、お聞かせを願いたいのであります。また、そのこととアメリカのカンボジアへの介入を認める外交方針との間に何らの矛盾を感じられないのか、明らかになりたいのであります。要するに、ベトナム和平に対する日本政府の協力というところが、米軍の作戦行動に対する協力も和平への道といっているようにもとれるが、今日問われていることは、米軍のインドシナへの介入と戦闘行動の中止を求めることではありませぬか。どちらが真意なのか、お尋ねをいたします。

さらにまた、このような情勢のもとで、伝えられるアジア会議にわが国は絶対に参加すべきでないと思ひます。なぜならば、参加が予定されている国々は、ベトナム戦争でのアメリカの同盟国が中心でありますから——中心と言っておきます——その方向はおおよそ想像にかたくありません。必要なことは、アメリカに戦争拡大中止を求め、それと同時に日本単独でもやれるはずであります。それとも会議に出席して、そういう方向へ会議をリードできる確信でもあつてもいいのでしようか。また、もしアメリカの介入を正当化するようなことになるような会議になつた場合に、日本はどつするの。この際、明らかにしたい。また、この際、ロン・ノル政権とは今後どういふ関係に立つのかもあわせてお答えいただけます。

これと関連して次にお尋ねすることは、このような情勢から一九七二年の沖縄返還の時期に變更が起ることはないか。総理は、さきの予算委員会における私の質問に、「いかなる情勢

変化があつても、七二年返還は不動である」と答弁されましたが、今日の情勢から将来を展望して、絶対に確信が持てるのかどうか、お答えをいただきます。

さらに、この場合重要なことは、もし返還の時期そのものに変わりはないとしても、その代償として基地の自由使用が要求されるのではないかと思ひます。政府としては、その場合、事前協議が適用され、イエスもあればノーもあるというのでしようが、この場合は絶対にノーだけがあつては、返還後の沖縄は当然本土の一部となるのですから、断じてイエスの先例を開くべきではありません。もしそういふことからB52などに発進の道を開くことになれば、それが本島の沖縄化といわれることが現実の問題になるのでございませぬ。この問題についての明確な答弁をお願いいたします。

また、日中コミュニケも、また、さきの中国と朝鮮との会談においても、日米共同声明に盛り込まれた朝鮮と台湾の問題に關連して、安保の本質を攻撃していることは言ひまでもありません。このことは、他国が日本に直接の攻撃侵略を行なわぬ場合でも、すなわち朝鮮や台湾の問題を直接日本の安全と結びつけ、事が起ればアメリカに日本からの出撃を許すことがあること、さらに、それで紛争が激化して報復を受ければ、安保第五條の適用ということにも発展する危険性を持つ条約を、しかも、あからさまに対象とされた国が黙視するはずはないではありませんか。日本に対する直接の攻撃侵略がない限り、さきにも述べたベトナム問題と同様に、事前協議で断じてイエスの道を開くべきではありません。さきの問題とあわせてお答えを願ひます。

最後に、軍国主義の復活という問題に關連して、防衛力の限界についてお尋ねしたいと存じます。軍国主義の復活を指摘しているのは単に中国だけでなくあります。アメリカの一部も含めて実に多くの国々から疑いの目をもって見られてゐることは事実であります。事実、憲法上の明確な制

約があるにもかかわらず、わが国の防衛力は限界を示すことなく拡大をしております。おそらく中国を除けば、総合戦力ではアジア第一位でありまして、さらに、第四次防衛で六兆円前後の防衛費を投入することになれば、文字どおりの軍事大国となることは言ひまでもありません。この場合、政府は攻撃的兵器は持たないと言明しますが、それでは通常兵器は無制限で限界はないのかどうか。また、攻撃的兵器は安保でアメリカの戦力に補充するといふのであれば、半永久的に安保からの脱却はあり得ないことになるのではありませぬか。しかも、自衛隊の力が拡大していけば、やがて物理的にコントロールがきかなくなるのではないかと考えられるし、また、このことは、かつての日本の太平洋戦争の歴史を見れば明瞭であらうと思ひます。わが国は太平洋戦争の反省を現状に照らして一度かみしめる必要に直面しているのではないのでしょうか。この限界なしに拡大していく自衛隊について、総理は、予算委員会でも、地上部隊については一応現状程度でと答弁されましたが、空、海についてはどうお考えになられるのか。われわれの基本的な考え方は別として、政府自身の立場から言つても、自衛隊の増強は現状で凍結するか、あるいは明確に限界を示すべき段階と情勢にあると思ひますが、この際、総理及び中曾根防衛庁長官の答弁を求めます。

私は質問の初めに、七〇年代の日本の外交の選択について触れましたが、日本は平和憲法を持ち、核を持たないことをマイナスと考へるのではなく、これをプラスとして、国際緊急の緩和や核を含む完全軍縮の実現の先頭に立つべきであると思ひます。そして、そのためには安保の延長ではなく、非同盟中立を基礎に、アジア諸国と相互主権の尊重、相互内政不干渉、民族自決、自主独立の原則に立つて親善関係を強化し、緊張緩和の実をあげるべきでありませぬ。なお、これらの原則は国家間の関係を律するわれわれの基本的立場であることをこの機会に明確にしておきたいと思ひます。

結論をいたしますが、今日インドシナの戦火は拡大の一途をたどつております。アメリカとその同盟国は、ベトナム戦争の教訓を学びとらなかつたのでございませぬか。世界最高の経済力と世界最強の軍事力を持つアメリカが、何十万の軍隊を投入し、最強の武器を使い、何年戦つても小さい国家民族の政治的意思を変へることはできなかったものであります。侵略戦争は断じて勝利することはできないことを歴史は証明していることを指摘し、わが国外交政策の転換を求めて質問を終わります。(拍手)

「国務大臣(佐藤榮作君) 羽生君にお答えいたします。一九七〇年代の重要課題は国際緊張の緩和であるという羽生君の御指摘には、私も同感の意を表します。私は、国際間の緊張を緩和し、アジアの平和を維持してこそ、初めて日本民族の長所を伸ばし、七〇年代における進歩と発展が期待できると考へるものであります。政府の外交の基本姿勢は、たびたび申し上げましたとおり、内政不干渉、相互の立場を尊重するという原則のもとであらゆる国と友好関係を保持することにあります。このため、私自身、平和に徹する理念を貫き通す決意であります。未承認国の国連参加問題は、国際情勢の現実から見ましても、初めはむずかしい要素を含んでおりますが、人類の恒久平和と達成という理想に照らして、あらゆる国が努力しなければならぬことであると考へるものであります。

次に、昨日も衆議院で申したのでありますが、日中問題は現在の国際政治の中でも最もむずかしい問題の一つであります。国民政府、北京政府ともにも内政問題であるとしており、わが国もそのような認識で対処しております。また、現在の国連機構は不合理な点があり、政府としてもその改組

思ひます。結論をいたしますが、今日インドシナの戦火は拡大の一途をたどつております。アメリカとその同盟国は、ベトナム戦争の教訓を学びとらなかつたのでございませぬか。世界最高の経済力と世界最強の軍事力を持つアメリカが、何十万の軍隊を投入し、最強の武器を使い、何年戦つても小さい国家民族の政治的意思を変へることはできなかったものであります。侵略戦争は断じて勝利することはできないことを歴史は証明していることを指摘し、わが国外交政策の転換を求めて質問を終わります。(拍手)

を希望しております。敵国条項がいまなお存在することもその一つであります。しかし、安保理事会の常任理事国の構成メンバーの問題は国際世論がきめることであり、微妙な日中間題に当面しているわが国として、いまの段階で、ことさらにこの点についても言うことは妥当でないと思はれます。いずれにせよ、第二次大戦後の国際情勢は分裂国家問題という新たな要因をかかえて、きわめて複雑になっていることは御承知のとおりであります。わが国と中国との関係は、同時に米國やソ連やE.E.C諸国などと中国との関係に通ずるものがあり、わが国の善意だけでは問題の解決に足りないとも言えるのであります。しかしながら、わが国としてはできるだけ努力を尽くし、日中関係の改善をはかるべきであり、そのためには、中国が現実的な態度で国際社会に臨むことを強く希望する次第であります。

次に、中国の核開発が進むとわが国は一そう米國の核戦略へ依存せざるを得なくなるから、中国の国連加盟を實現させよという議論を展開されましたが、日本国民は中国の核開発はきわめて遺憾に考へておられるのでありますから、その点、この機会にはつきり申し上げておきます。政府としては、中国が進んで国際社会に復帰する熱意を示し、核軍縮を含む軍縮交渉に参加することを望んでおります。また、政府としては、日中間の相互理解を促進するため、高い次元からも、大使級会谈に限らず政府間の接触に応ずる用意がおります。この用意があるというところは、私どもの申し込みにとらわれてもしかるべきものだと思います。さらに、北京政府、国民政府双方にいい顔をすることは限界がきたとの御指摘がありました。政府としては、国際間の信義を守りつつ、現実的な、かつ、妥当な形で対処してまいりたいと思はれます。なお、重要事項指定方式の問題に対する政府の方針には、ただいまのところ変化のないことを申し上げておきます。

カンボジア問題に対する政府の態度は、ジュ

ネーブ協定に基づいてカンボジアの中立が確保されるべきであるということであり、したがって、北ベトナムやベトナムがカンボジアの中立を侵し、南越への攻撃の拠点としていることに對し、その原因を除去するための努力は、これを認めるべきだと考へております。しかし、政府は、戦火の拡大はなほ遺憾であり、カンボジアの中立と独立が維持され、一日も早くインドシナ半島の平和が回復することを強く望んでおります。アジア会議やまたロン・ノル政権に対するお尋ねがありましたが、これは外務大臣からお答えすることになります。

次に、インドシナ半島の趨勢いかにわが国は、沖繩は一九七二年中に本土並み、核抜きで祖國に復帰いたします。この基本線が変わることはありません。返還後の沖繩からの米軍の出動について事前協議を求められれば、国益に照らして自主的に判断いたします。いままで申し上げましたとおり、イエスもあればノーの場合もあることはいままで申し上げたこととあります。いわゆるノーだけを言うという考へは、ございせんが、同時にまた、あらゆる場合にイエスと言ひのどという、いわゆる自由使用というようなことはございせん。この点はつきり區別して御理解いただきたいと思はれます。

朝鮮半島や台湾海峡で問題が起こった場合も全く同様であり、わが国の安全に直接かつきわめて密接なる関係を有するかどうかを基準として、事前協議に對処することになります。私は、昨年の日米—私とニクソン大統領との会谈で安保条約が変貌したかのようなお話をされましたが、安保条約の条文の一言一句にもきわめておられない、それによって変わりがなことをはつきりこの機会に認識していただきたいと思はれます。(拍手)

最後に、わが国の防衛力は国力、国情に應じ、国民の納得のいく形で整備すべきものと考へております。したがって、おのずから限界があります。そうしてその足らざるを日米安保条約

によって補完するというのが政府の基本方針であります。羽生君があげられたように、主権の尊重、内政不干渉、民族自決、親善関係の強化、いづれについても、もとより異存はありません。ただ、私と羽生君との違いはどこにあるかと申せば、安保を是認するかしないかという根本的な相違が出てきておるように思はれます。私は、この点につきましても、限りある時間でございますので、これより以上は申しません。すでに委員会等でも私の所信は明らかにしたところでござい

ただ、一言つけ加えておきますが、いづれ中曾根君からお答えすることだと思はれますが、いまの自衛隊の空、海自衛力は、いかに不十分でございます。それらの点については、私は、さらに国民の納得を得て、これをさらに強化することに努力したい、かように考へております。

以上お答えいたします。(拍手)

○國務大臣愛知揆一君 お尋ねの第一点は、いわゆるベトナム問題について政府がいままでとってきた措置はどうかであるか。この点につきましては、政府といたしまして、アメリカ、南越、北越等の紛争の直接の当事国に對しまして、種々の角度から平和的解決の必要を訴えてまいりましたことはもちろんでございますが、ジュネーブ会議の共同議長國たる英ソ兩國、それから休戦監視委員会の構成國をはじめ、各國と緊密な連絡をとって、和平機運の醸成につとめてまいりました。現に、米國、ベトナム兩國首脳に對しましては、早期に和平を實現できるように強く要望する日本国民の意向を率直に伝えて、相互の意思疎通に努力してまいりました。また、ソ連につきましても、私自身も訪ソの際ももちろんでございます。その後もソ連首脳との会谈、あるいはモスクワ駐在の外交機関を通して絶えず接触して、ソ連が和平のために積極的なイニシアチブをとるように要請してまいっております。さらに、

北越に對しまして和平を呼びかける努力をいろいろとやっております。このような努力は、もちろん今後とも一そう続けてまいりたいと思は

お尋ねの第二点は、いわゆるジャカルタ會議の問題でございます。カンボジア問題につきましても、私は、ただいま総理も言われましたが、ジュネーブ協定の精神に基づいて、カンボジアの中立、独立、領土保全を旨として解決するべきものであるとわが国が考へてまいりました。日本は、アジアの一國として、イデオロギーを離れ、特定の政治的プロットの形成などではないカンボジアの公正で平和的な処理に建設的な努力を積み上げたい、かように念じておる次第でございます。この意味におきまして、従来から中立的な立場にありまするインドネシア政府の提唱にこたえまして、まず参加國とともに語り合つて、積極的な、いま申しましたような方向の努力を展開したいと考へておるわけでござい

第三は、ロン・ノル政権の問題でございますが、三月十八日にロン・ノル政府が成立いたしました。これは、同國の憲法の規定によりまして正規に合法的な成立をいたしましたものであるという通報をわが國としては受けておるわけでござい

昭和四十五年五月八日 参議院会議録第十五号

緊急質問の件

六三〇

ン。ノル政府との間で公文書の交換等、引き続き平常の外交関係を持しておるのが現状でございます。

なお、先ほど総理からの御答弁もございましたが、今回の米国のとりました措置につきましては、四月三十日の米大統領の演説を見ますると、今回の措置はベトナム戦争の早期終結をはかるための、目的達成のための方法である、やむを得ざる方法であるということが述べられておること、あるいはまた、この点はカンボジアのシアヌークもかねがね要請しておった点でございますが、かねてからカンボジア領内に北越、ベトナムの軍が侵入し、居すわり、そして最近における軍事活動が激化している、こゝろ世界的に客観的に明らかな事実に着目しておるといふ点を私どもも冷静に分析、判断の資料としなければならぬと、こゝろいふ点を特にわれわれとして念頭に置かなければならないと、こゝろを念のために申し上げておきたいと思ひます。(拍手)

〔国務大臣中曾根康弘君登壇、拍手〕
○国務大臣(中曾根康弘君) ます海外筋の、日本軍国主義復活云々の論難に対しましては、その事実はないと思ひます。

ただ、日本は終戦以来、ものすごい経済成長をしておりまして、その上、一億の民族が一つの日本語で二千年も長い国家生活をやってきた結束力の強い民族でございますから、こゝろいふ巨大な経済力と民族のバイタリティが、一たん軍事優先に転化した場合にはどうなるか、そのように周辺の諸国が心配するといふことは了察できます。したがって、こゝろいふような誤解を与えないようには、日本は、終戦以来、平和国家建設に邁進しておるのでございますけれども、その点をよく了解願ひ、かつわれわれ自身も、防衛力の建設につきましてはそゝろいふ誤解を与えないようには、節制を主として、戒心して慎重にやっておりますまいかと心得ます。

それから、防衛力の限界でございますが、法律

的、政策的限界ははっきりしていると思ひます。しかし、数量的限界は、客観情勢が流動的であることと、兵器の進歩が日進月歩であるという情勢もございまして、なかなか把握できないのは残念でございます。しかし、客観情勢の安定化に並行いたしまして、できるだけ数量的限界も把握するようにつとめてまいりたいと思ひます。

そこで、日本の防衛の限界につきましては、専守防衛を主とする、旨とする、これははっきりしております。そして具体的には、通常兵器による限定戦以下に対処するといふことでございます。限定戦と申しますのは、まず目的において防衛に限るといふこと、地域において本土並びにその本土周辺に限るといふこと、手段において核兵器や外国に脅威を与える攻撃的兵器は使わない、そゝろいふ三つの限定的要素が確立されていると思ひます。

いま空軍と海軍についてお話がございましたが、空軍につきましては、本土の防空並びに本土防衛のための海及び陸の支援を行なう、この限度にとどめる。海につきましては、周辺海域の防衛並びに周辺海域における輸送の保護、この限度にとどめるという方針でございます。それと同時に、経費的には、平時におきましては国民生活の充実、発展を阻害しないといふ範囲内において注意してまいりたいと思ひます。大東亜戦争の先訓をかみしめよといふお話でございますが、一番大事なこととは、文民統制を確立するといふことであると思ひます。これによって、国民の防衛力として国民に御安心を願ひ、そゝろいふことがわれわれの一番大きな仕事ではないかと思ひます。そして、特に周辺諸国と軍備拡張の悪循環を起さないうやうに、少なくとも日本が初動的にそゝろいふ立場に出ないようには、われわれが注意するといふことが非常に大事である、そのように考えます。

〔拍手〕議長、いまのはおかし「海軍とか空軍とかいふことを使つちやだめだよ」と呼ぶ者

あり、その他発言する者あり)

○議長(重宗雄三君) 黒柳明君。
〔黒柳明君登壇、拍手〕
○黒柳明君 私は、公明党を代表しまして、米軍のカンボジア介入及び在日米軍基地の撤去について、総理及び関係大臣に若干の質問をいたしたいと思ひます。時間の制限があるため、質問の要旨だけで端的にお伺いしたいと思ひますが、御答弁のほうは、国民の皆さんが納得し得るよう、十二分な御答弁をお願いしたいと思ひます。

質問の第一は、今回のアメリカ軍のカンボジア介入を支持した日本政府の姿勢についてであります。今回のアメリカ軍のカンボジア介入については、アメリカ国内はもちろぬ、国際世論が異口同音に非難を浴びせておりますが、その中にあって、ただ日本政府のみが介入を支持したのはどういふことなのでしょう。なかなか、昨日、愛知外務大臣は、参議院の外務委員会で米軍のカンボジア介入は好ましくないと、こゝろおっしゃいました。また、従来の政府の態度は、やむを得ぬ措置である、こゝろいふことと、総理大臣、この、好ましくないと、こゝろいふことと、この間には非常に論理の矛盾があると思ひますが、あらためて、具体的な説明をお願いしたいと思ひます。

第二には、去る四月二十三日、ニクソン大統領は、カンボジアに対する軍事援助の開始を明らかにしましたが、当時は武器援助のみに限定されておりました。それが、今日では、すでに五万の米軍がカンボジアに侵入するに至っております。この間の経過を見れば明らかのように、小規模かつ間接的援助から、大規模かつ直接的援助に拡大されていく危険があることを示しており、やがては第二のベトナム化へとエスカレートしていく可能性があると思ひますが、総理の見通しはどうでしょう。また、本日の報道によりますと、第七艦隊がすでにトンキン湾上に攻撃しておる。これ

は米海軍の初の出動である。さらには、米艦艇が、メコン川流域において、ニクソン大統領が言った三十五キロ以内の限定地域を越えて、そして掃討作戦に乗り出すのではないかと、このようなくとも報道されております。このようなくとも一連の行為は、明らかにカンボジアへの米軍の介入が、やがてはエスカレートして、インドシナ戦争へと発展する危険性が多分にある。こゝろいふふうに私は思ひますが、総理の見通しをお伺いしたいと思ひます。

第三は、昨日の衆院本会議において、総理は、アメリカのカンボジア介入は国連憲章第五十一条に基づく自衛権の発動であり、違法ではないと、このように申しました。ただ、いままもそゝろいふ質問が若干ありました。しかし、あのトンキン湾事件のとき、第四十八国会のときですが、外務大臣は、アメリカのベトナム介入に対して、これは南ベトナム政府の要請があったから五十一條の自衛権の発動があったのだと、こゝろおっしゃっておる。しかし、今回は、もう周知のように、ロン・ノル政権からの要請はなくして、そしてアメリカ軍が介入しているわけです。これは明らかに、ただいまもありませんように、アメリカの侵略行為だ。これは、政府のトンキン湾事件の当時と今回の答弁が食い違ひ、私はこゝろいふように思ひますが、総理大臣いかがでございますか。

第四に、ニクソン大統領は共産側によるカンボジア聖域使用がジュネーブ協定違反である旨を指摘しておりますが、米軍のカンボジア進攻こそジュネーブ協定の重大な侵犯であると思ひますが、どうでしょう。また、国連加盟国に対する直接の侵略行為であると思ひますが、いかがですか。さらに、アメリカがこれまでたびたび繰り返してきたカンボジアの中立尊重という声明を、みずから踏みこむものではないか、あわせて御答弁をお願いいたします。

第五には、ニクソン大統領は、アジアの問題はアジア人自身で解決をはかれないと、あのグア

ン。ノル政府との間で公文書の交換等、引き続き平常の外交関係を持しておるのが現状でございます。

なお、先ほど総理からの御答弁もございましたが、今回の米国のとりました措置につきましては、四月三十日の米大統領の演説を見ますると、今回の措置はベトナム戦争の早期終結をはかるための、目的達成のための方法である、やむを得ざる方法であるということが述べられておること、あるいはまた、この点はカンボジアのシアヌークもかねがね要請しておった点でございますが、かねてからカンボジア領内に北越、ベトナムの軍が侵入し、居すわり、そして最近における軍事活動が激化している、こゝろ世界的に客観的に明らかな事実に着目しておるといふ点を私どもも冷静に分析、判断の資料としなければならぬと、こゝろいふ点を特にわれわれとして念頭に置かなければならないと、こゝろを念のために申し上げておきたいと思ひます。(拍手)

〔国務大臣中曾根康弘君登壇、拍手〕
○国務大臣(中曾根康弘君) ます海外筋の、日本軍国主義復活云々の論難に対しましては、その事実はないと思ひます。

ただ、日本は終戦以来、ものすごい経済成長をしておりまして、その上、一億の民族が一つの日本語で二千年も長い国家生活をやってきた結束力の強い民族でございますから、こゝろいふ巨大な経済力と民族のバイタリティが、一たん軍事優先に転化した場合にはどうなるか、そのように周辺の諸国が心配するといふことは了察できます。したがって、こゝろいふような誤解を与えないようには、日本は、終戦以来、平和国家建設に邁進しておるのでございますけれども、その点をよく了解願ひ、かつわれわれ自身も、防衛力の建設につきましてはそゝろいふ誤解を与えないようには、節制を主として、戒心して慎重にやっておりますまいかと心得ます。

それから、防衛力の限界でございますが、法律

的、政策的限界ははっきりしていると思ひます。しかし、数量的限界は、客観情勢が流動的であることと、兵器の進歩が日進月歩であるという情勢もございまして、なかなか把握できないのは残念でございます。しかし、客観情勢の安定化に並行いたしまして、できるだけ数量的限界も把握するようにつとめてまいりたいと思ひます。

そこで、日本の防衛の限界につきましては、専守防衛を主とする、旨とする、これははっきりしております。そして具体的には、通常兵器による限定戦以下に対処するといふことでございます。限定戦と申しますのは、まず目的において防衛に限るといふこと、地域において本土並びにその本土周辺に限るといふこと、手段において核兵器や外国に脅威を与える攻撃的兵器は使わない、そゝろいふ三つの限定的要素が確立されていると思ひます。

いま空軍と海軍についてお話がございましたが、空軍につきましては、本土の防空並びに本土防衛のための海及び陸の支援を行なう、この限度にとどめる。海につきましては、周辺海域の防衛並びに周辺海域における輸送の保護、この限度にとどめるという方針でございます。それと同時に、経費的には、平時におきましては国民生活の充実、発展を阻害しないといふ範囲内において注意してまいりたいと思ひます。大東亜戦争の先訓をかみしめよといふお話でございますが、一番大事なこととは、文民統制を確立するといふことであると思ひます。これによって、国民の防衛力として国民に御安心を願ひ、そゝろいふことがわれわれの一番大きな仕事ではないかと思ひます。そして、特に周辺諸国と軍備拡張の悪循環を起さないうやうに、少なくとも日本が初動的にそゝろいふ立場に出ないようには、われわれが注意するといふことが非常に大事である、そのように考えます。

〔拍手〕議長、いまのはおかし「海軍とか空軍とかいふことを使つちやだめだよ」と呼ぶ者

あり、その他発言する者あり)

○議長(重宗雄三君) 黒柳明君。
〔黒柳明君登壇、拍手〕
○黒柳明君 私は、公明党を代表しまして、米軍のカンボジア介入及び在日米軍基地の撤去について、総理及び関係大臣に若干の質問をいたしたいと思ひます。時間の制限があるため、質問の要旨だけで端的にお伺いしたいと思ひますが、御答弁のほうは、国民の皆さんが納得し得るよう、十二分な御答弁をお願いしたいと思ひます。

質問の第一は、今回のアメリカ軍のカンボジア介入を支持した日本政府の姿勢についてであります。今回のアメリカ軍のカンボジア介入については、アメリカ国内はもちろぬ、国際世論が異口同音に非難を浴びせておりますが、その中にあって、ただ日本政府のみが介入を支持したのはどういふことなのでしょう。なかなか、昨日、愛知外務大臣は、参議院の外務委員会で米軍のカンボジア介入は好ましくないと、こゝろおっしゃいました。また、従来の政府の態度は、やむを得ぬ措置である、こゝろいふことと、総理大臣、この、好ましくないと、こゝろいふことと、この間には非常に論理の矛盾があると思ひますが、あらためて、具体的な説明をお願いしたいと思ひます。

第二には、去る四月二十三日、ニクソン大統領は、カンボジアに対する軍事援助の開始を明らかにしましたが、当時は武器援助のみに限定されておりました。それが、今日では、すでに五万の米軍がカンボジアに侵入するに至っております。この間の経過を見れば明らかのように、小規模かつ間接的援助から、大規模かつ直接的援助に拡大されていく危険があることを示しており、やがては第二のベトナム化へとエスカレートしていく可能性があると思ひますが、総理の見通しはどうでしょう。また、本日の報道によりますと、第七艦隊がすでにトンキン湾上に攻撃しておる。これ

ム・ドクトリンを打ち出して、その後、南ベトナムから第四次十五万の撤兵計画を発表したにもかかわらず、カンボジア介入を行なったということは、グラム・ドクトリンに背反する行為であると思ひますが、総理はいかに考へるか、所信をお伺いしたいと思います。

さらに第六には、マリク・インドネシア外相の提案するアジア会議へ外務大臣は出席すると、このように伝えられておる。いまま答弁がございまして、しかし、現在のカンボジアの情勢というものは、非常に動きが激しく流動的であります。なおかつ、参加国は、もちろん北側は参加せず、インド、ビルマなども参加しないような現状では、いわゆるベトナム参戦国会議といわれるのと全く変化のないものとなる可能性が有ります。反共同盟国会議になることは必至であると思ひます。さらに、いまから一週間の期間があるわけですから、今後、たとへば中国やソ連などの強力な介入といった事態が発生しても、すなわち、いかなる事態が発生したとしても、アジア会議に参加するといふ政府の態度には変更はないのか、今後検討する余地は全くないのか、この際、御答弁をお願ひしたいと思います。

第七には、愛知外務大臣は、インドシナ半島の平和解決のために、日本をはじめとする五カ国の、いわゆる平和のための共同アピールを行なう構想を持っておられるようですが、それは、何もアジア会議に出席しなくても、その実を示すことができるのではないかと思ひますが、どうでしょうか。たとへば、ウ・タント総長が提唱する当事国の国際会議や、イギリスが提唱する新国際会議の提唱を日本としても強力に支持し、それを積極的に推進することによって平和への方向を見出す、こういうことはできないものでしょうか。

次は、ロン・ノル首相の特使として来日したシン・バル議員が、カンボジアへの経済援助を要請しておられます。外務大臣は、援助について検討を約束しましたが、政府は経済援助を行なうのかどうか、明らかにしていただきたいのであります。しかも、シン・バル議員はシアヌーク殿下追放の張本人でもあり、カンボジア国民もまだどの程度ロン・ノル政権を支持しているかも疑問である現在、日本がカンボジアに対し積極的な経済援助を行なうことには大きな疑問があると思ひますが、いかがでございましょうか。

第九番目には、外務省筋は、去る六日、求められれば国際休戦監視委員会に参加する用意があるという積極的な姿勢を示しております。政府は、この国際休戦監視委員会に参加するかどうか、もし参加するとするならば、憲法上の問題点はないのかどうか、お伺いします。

さらに、沖繩ではB52の動きが従来と異り、ベトナム攻撃からカンボジア爆撃へと移行するのではないかと、現地住民の不安は増大しておるのではありませんか。したがって、政府は、アメリカ政府に対して、沖繩よりB52のカンボジア爆撃を決してやらせないよう申し入れを行なう意思はないかどうか、お伺いします。

さらに、トンキン湾事件発生時には、在日米軍は緊急出動体制をとったわけですが、今回のカンボジア進軍という情勢の変化に際して、在日米軍の変動について、アメリカ側から日本政府に対して何らかの通知があつたかどうかもお伺いしたいのであります。

次に、現在、東富士演習場では、これまでにならぬ大規模な沖繩駐留の米海兵隊による演習が行なわれております。これはカンボジア情勢の悪化に伴う緊急輸送訓練を兼ねたものであるといわれておりますが、日本とインドシナ半島の危険を直接結びつけるものとはならないかどうか、お答え願ひします。

次に、在日米軍基地の撤去及びあと土地利用についてお伺いいたします。昭和四十三年十二月、米政府より返還を提示されました五十数カ所に及ぶ在日米軍基地のうち、実際に返還されたものはまだ二十七カ所のみであります。あと二十数カ所は

どうなっているのですか。またそれはいつ返還されるのか。さらに、今後の在日米軍基地の返還の方向について、この際明らかにしていただきたいのであります。

次に、すでに返還された基地、すなわち根岸鏡馬場地区、あるいは名切谷住宅地区、広原薬庫、横浜兵員クラブ等、利用価値が大きいにもかかわらず、あと土地利用の具体的作業が進んでおりません。したがって、返還された基地のあと土地利用をすみやかに進めたいと思ひますが、いかがでございましょうか。それとともに、返還された米軍基地を自衛隊の継続使用及び膨大な資金のかかる移転計画はせひやめて、広く住民福祉向上のために利用してほしいと思ひますが、いかがでございましょうか。

次には、返還された国有地は、公園など公共施設に限って無償で貸与しておりますが、他の目的に使用する場合は有償となっております。長年、米軍基地として使用されたという実情にかんがみ、米軍基地に対する固有財産法の特例などを設け、使用目的を問わず、地方自治団体の利用計画に応じて無償で払い下げてはどうかでございましょうか、御答弁願ひいたします。

最後に、公明党の今回の再調査によりまして、米軍基地の占める地域の利用価値はきわめて大きいのであります。工場用地、住宅地、市民の公共施設などの不足は、国民生活に深刻な影響を与えておりますが、米軍基地の利用によってこれらの問題が大幅に緩和できるのであります。これまで政府はこの点に対する考慮を全く払っていないと言つても過言ではありません。したがって、総合的に基地の利用計画を地方自治団体と協議立案し、これを付して米側に積極的に返還要求していくことが、返還の促進に大きな役割を果たすこととは明らかであります。すみやかに総合利用計画をつくり、もつて米政府に返還要求を強力にしてはどうかという点を最後に聞きしたいと思います。

以上です。(拍手)

〔国務大臣佐藤榮作君登壇、拍手〕
 ○国務大臣(佐藤榮作君) 限られた時間に多数の点のお尋ねがございましたので、私、なるべく落とさないようにお答へするつもりでございまして、あるいはもし落ちていたらお許しを願ひたいと思ひます。

今回のカンボジア問題は、久しく以前からカンボジア領内を一部の北越軍及びベトナムが占拠し、そこを拠点として南への攻撃を続けていたことに基因するのであります。これでは、北越軍やベトナムが占領してございまして、いわゆるカンボジアの中立は維持できません。シアヌーク殿下の施政下にあつても、しばしばこの点を指摘し、北越軍やベトナムの退去を要求した事実がございまして、しかしながら、それが行なわれておらない、こういうところにカンボジアが中立を維持することができなかつた点があるように思ひます。また、このことがあるために、南越における米軍兵士及び南ベトナム人の生命の保護、ベトナム化の促進、米軍の順調な撤兵をはかるために、ニクソン大統領は自衛権の行使として今回の措置をとらざるを得なかつたことを明らかにしたのであります。カンボジアのロン・ノル首相も今回の米国のとつた措置を尊重し、感謝の意を表明していることは御承知のとおりであります。政府としては、戦火の拡大は遺憾とするところでありますが、問題の根源が北越などの不法占拠にあることにかんがみ、今回の米国の措置はやむを得ないものと理解している次第であります。この点について、外務大臣が好ましくない、かような表現をしたこと、ただいまのようにやむを得ない措置と、かような表現とはずいぶん違つてはどうかという御指摘がございましたが、私は好ましくないが、戦火の拡大はこれは好ましくありません。かような点はただいま指摘したとおりであります。しかし、私は米軍並びに南ベトナム軍のために自衛権の発動、これはやむを得なかつたこと

だ、かように理解しておるのであります。外務大臣の表現のしかたといままで私どもの表現と、これが食い違っている、私はかように思いません。あるいはことばが足らなかつたんだと、かように私、外務大臣の説明を補足してもいいかと思ひますが、別に変わりはないようでございます。

また、ニクソン演説及び米国の国連安保理事会への報告によれば、米国の行為は自衛権の行使として行なわれているものであると述べており、自衛権の行使は国連憲章第五十一条の認めるところであります。最初の起りの場合には、ベトナムから要請があった、これが五十一条というわけではない、他の国連憲章の発動、援助という形に進んだのでございますが、今回はすでに米軍が駐留しておるのでありますから、その米軍の安全のために自衛権を発動すること、これは当然なことではないか、これが五十一条の問題でございます。

また、今回のこの処置がさらに拡大されるかどうかという問題、あるいは、今後の見通しはどうだ、こういうことについてのお尋ねがありました。私も、これらの材料についていたしまして、私やかく申し上げるものを持っておりませんが、米軍自身が、また大統領自身が国会でも説明しているように、三十五キロ以上は深入りはしない、あるいはまた、この期間を短期間の間に十分の効果をあげるように努力する、かようなことを申し上げておきますので、いわゆる長期戦化するような危険はまずないのではないかと申します。私が申し上げるまでもなく、カンボジアは御承知のように、北ベトナムとカンボジアとの間には、その間にベトナム国があり、またラオスがある。その間を越えてカンボジアに北越軍が侵入して、おる、侵略しておる、そうしてそのために中立が維持されない。しかも、これが、カンボジアの中立が維持されないばかりでなく、このカンボジアを拠点にしてベトナムを攻撃する、南ベトナムに

いる米軍を、これを攻撃する。これではアメリカ

自身が約束しているような撤兵もできないのではないか。私はそういうようなことを考えると、やはりこの事態は、ただいま申し上げるようなカンボジアの中立を尊重するために、どうしても、ただいま申し上げるようなカンボジアのいわゆる聖域、そういうようなことは外国の兵隊は一切入らないのだ、かようにいわれておりますが、聖域であるならば、まず北越軍、ベトナム、そういうものがこの聖域から退去することがまず第一の問題だ、かように私は思ひます。この点でどうも事態は、黒柳君はよく御承知だと思ひますが、ただいま申し上げるような事態のもとにカンボジアに対する進撃が始まつておること、これは理解しなげらな、かように思ひます。(でたらめな言葉)と呼ぶ者あり。共産党の方に説明しておるわけじゃありません。

次に、休戦監視委員会の問題につきましては、とりあえず、現在の休戦監視委員会の活動を復活するのが現実的であると思ひますが、もし今後の進展によりまして、何らかの平和維持機構が設立され、関係国からの要請があれば、わが国としてこれに必ずや協力して考えておきます。しかし、その場合におきましても、憲法に矛盾するような参加は、もちろん考えておりません。憲法を守り、そうして国際平和に協力する、かような立場で私も参加する、その用意のあることを申し上げたのであります。

アジア諸国の会議、これはカンボジア情勢がこれ以上悪くならないように努力し、その独立と中立を維持するための方途を探ることにあります。わが国としては、この会議の意義を十分認識しており、目下のところ、これに積極的に参加する考慮であります。

また、カンボジアへのこの参加は、私はこれこそ、日本が積極的に進んで参加し、そうして日本の平和に徹したこの主張を十分理解してもらい、そうして国際世論がその方向で形成されることが望ましいのではないだろうか、かように私は思ひ

ますので、ただいまのところ、積極的に参加する、そうしてどのような状態がありまして、この参加だけは必ずする、かような考え方でござい

ます。また、カンボジアへの経済援助につきましては、人道的な見地に基いて考慮すべきだと考えておりますが、ただいま検討中でありまして、また具体案はありません。これも御了承をいただきます。

次に、政府は沖繩住民の不安を除くためB52が沖繩から撤去されることが望ましいと考へ、これまでも再々米側に對しその旨を伝えておりました。しかし、いまの段階では特に申し出をするような考へはございませんが、今日の国会、この論議等は米側でも十分注意しておることだと思ひますけれども、私はその上にも、この国会の審議の経過、これなどは十分アメリカ側に伝えたい、十分参考になるだろう、かように思ひますので伝えるつもりでございます。

返還された施設区域を自衛隊に継続使用させるな、かような御意見は昨日も衆議院で伺いました。御意見として承ておきます。政府は国有地の処分にあつては、公用または公共用に優先的に活用する方針をとつておきます。米軍から返還された国有地についても、この方針に沿つて個々の財産の規模、立地条件、環境等を勘案しつゝ適切な利用をはかつておるところであります。したがつて、返還国有地を一律に地方公共団体に払い下げるのが適当であるとは私は考へておりません。また地方公共団体に払い下げる場合も、これをすべて無償とするは考へていないのであります。

さらに最後に、公明党の方は熱心に全国における米軍基地等を調査された。そうしてその調査の結果では、大幅にこれを解除するような余地がある、かような御指摘であります。もちろん、地域住民に重大なる影響を与えておる問題でございまして、ただいまの御意見を伺つた上で、また、御指摘になりましたように、総合的

利用、かような計画を立ててしかるべきではないか、大局的な観点に立つてかような処置をとれという御注意は、私も十分肝に銘じて承ておきます。ありがとうございます。(拍手)

〔国務大臣愛知揆一君登壇、拍手〕

○国務大臣(愛知揆一君) 総理から非常に詳しく御答弁がございましたから、私から申し上げることはほとんどございませぬが、今回のアメリカのこの措置についての法的根拠ということ、これは、アメリカ大統領の演説、それからアメリカ政府の国連安保理事会への報告によりますと、カンボジア内における北越軍、ベトナムからの攻撃に対する自衛権の発動であり、国連憲章第五十一条という見解に立つておるようでございます。

なお、先ほどお話が出ましたけれども、カンボジア政府は、このアメリカのとりたる措置に對して是認し、かつ謝意を述べような談話を発表しておりますことも御承知のとおりでございます。

それから、ジャカルタ会議につきましては、先ほど羽生議員に私からも詳しく御説明をいたしました。この会議が、広く多くの国々に、招請国であるインドネシアから呼びかけられましたことも御承知のとおりでございます。そして、どういふことをここで相談し合ひ、どういふコンセンサスを出すか、そしてその上立つてどういふ行動に出るかということが実は大切なことであつて、先ほど申し上げましたように、政府といたしましては、一つの政治ブロックを構成して、その上立つて一方的な意見をまとめるというよりなかつたことでは、いわゆるジュネーブ精神に基づくようなカンボジアの中立、かようなことは期待できないのではないかと、これが大事なところである、かような御指摘がございまして、そういふ意味合いにおきまして、私は超党派的にひとつ御協力いただきたいものである、かようにお願いをいたしました。

いくらいの気持ちでおる次第でございます。

それからシン・バル議員の問題でございますが、これは、来日し、私を訪問されましたが、面会をいたしました。カンボジアの立場に立って援助を求められたわけでございますが、日本としては、軍事あるいは軍事にまぎらわしいような援助というものは全然問題にするわけにはまいりません。

これはシン・バル議員もよく了解をいたしましたと思っております。ただいま総理からお話ございましたように、人道的な立場に立って、何かしかるべき方途があれば、これは検討に値するのではなからうかと思っております。また今後の検討にまづべき問題であらうと考えております。

それから国際監視団の問題については、率直に申し上げます、たいへん先回りをお尋ねのよう思われるのでありまして、現に私が考えておりますのは、一九五四年に国際監視委員会ができたわけで、それは、これはカナダとポーランドとインドで構成されて、インドが議長国をつとめておりますが、こういふものが五四年にできておれば一番実際的である、こういうふうにご考慮されるわけでございます。しかし、これからの関係国との相談、あるいは幸いにして一つのコンセンサスができましたような場合に、日本にどういふふうにご求められるかという問題は、将来の問題でありまして、その場合におきましても、ただいま総理から明確にされたように、憲法あるいは現行の法令に従つてなすべき協力の限度というものは、日本としておのずから明確な限界があるべきもの、かように私は考えておる次第でございます。(拍手)

〔国務大臣中曾根康弘君登壇、拍手〕
○国務大臣(中曾根康弘君) 米軍基地の返還の問題でございますが、一昨年末の日米安保協議委員会におきまして協議された約五十の施設、区域の返還、共同使用、移転につきましては、その後、日米間において調整につとめました結果、今日ま

で二十八の施設、区域について返還等の合意を見えており、引き続き、積極的にその返還、移転、集約等につきまして努力をしていきたいと思っております。

なお、防衛上必要な施設につきましては、段階的にできるだけこれを自衛隊に移管し、必要に応じて米軍にも使用を認める方向で協議を進めたいと思っております。

なお、地方自治体のあと土地利用の問題でございますが、米軍基地は、政府としては、米軍施設の使用状況等から見まして、地元機関の要望に沿って、返還することが適当と認められる施設につきましては、極力その実現に努力もしております。今後も努力を続けてまいりたいと思っております。そうして、あと土地利用につきましても、これを極力、ただいまの御趣旨に沿うように努力していきたいと思っております。また、地元へ返還されるものにつきましても、公共的利用に供することが適当と思ひ、そのよう

に処理していきたいと思っております。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 向井長年君。

〔向井長年君登壇、拍手〕

〔議長退席、副議長着席〕

○向井長年君 私は、民社党を代表して、急激な変化に対応する外交問題に關し、政府に対し緊急質問をいたすものであります。

その第一点は、日米安保条約の再検討についてでございます。御承知のとおり、この六月で日米安保条約は十年の固定期間を終了いたしますのでございまして、この段階で政府・自民党が条約を自動継続し、その再検討を回避せんとしていることは安易な態度であり、まことに遺憾であるのでござい

ます。しかしながら、わが国を取り巻く国際情勢の推移は、わが国の安全保障体制の再検討問題を七〇年代にかけてますます避けがたいものとなりつつあります。すなわち、それはアメリカのグアム・ドクトリンと遠隔駐留方式の提唱であり、また、NATOの変容に象徴される東西の同盟関

係の再検討等でございます。しかも、先月末アメリカで開催された七〇年代のアメリカ極東政策に關する日米専門家による討論会においても、米側代表はいずれも、現在の安保体制は変わる。変わる以上は、日本はこれをどのように変えようとするのかとの認識に立っていたと伝えられておるのではありません。政府は、このような国際情勢、特にアメリカの世界政策の転換をどのように評価し、分析しているのか、まずお伺いしたいのであります。こうした国際情勢の急激な変化の中で、政府・自民党が昨秋の日米共同声明で、日本領土外への発進事前協議におけるところの日本側のいわゆる拒否権の不明確さ、日米安保条約の機能拡大、強化を約束したことは、こうした国際情勢の推移に全く逆行し、ひとり冷戦時代の感覚に立つものであると言わなければならないのであります。あえてこのような立場に立たんとする政府の見解を伺いたいののであります。われわれは、こうした国際情勢の変動の中にあつて、いまこそ日米安保条約を根本的に再検討し、占領時代からの遺物を清算するため、この際、安保条約を国民の要望するところに従ひ、将来は国連集団安全保障体制の確立を目標に、米軍の常時駐留の排除と基地の原則的撤廃をはかるべきであると確信いたしますが、政府の見解を再びお聞きをいたしたいのであります。

質問の第二点は、日中問題についてであります。さきの日中覚書貿易交渉の妥結によつて、日中をつなぐパイプが継続したことは喜ばしいことではあります。しかし、日中共同コミュニケをめぐるとの後の日中両国政府の対立はまことに遺憾と言わねばなりません。自民党の党声明、総理の内政不干涉発言、そして新華社の反論などの一連の事態は、米中接近など、最近の国際的な対中関係の緩和ムードに逆行するものであり、むしろこれによつて日中関係は最悪の事態にまで落ち込んでいくと言わなければなりません。政府は、このような荒りことばに買ひこぼさるべき事

態を展開すること自体をどのように評価され、またその責任をどのように考えているのか、お伺いをいたしたいのであります。われわれは、日中関係の正常化にあつては、単なる口先だけの友好でなく、具体的な行動を伴うことが必要であるとともに、日本側の一貫した対中姿勢を明らかにすることが不可欠であると確信いたします。われわれは、そのための基本姿勢として、まず第一に、台湾政府が中国を代表しているというフィクションを排し、北京政府を中国の代表としてはつきり認めることではなければならないのであります。第二に、この見地に立つて中国の国連参加の実現につとめること。第三に、台湾問題は、単に中国の内政問題のみならず、国際問題でもある現状からして、国連の場を通じてその解決をはかることの基本原則を明らかにすべきであると考へます。政府の中国に対する基本姿勢を伺いたいののであります。

さきの日中覚書交渉においても、またそれに基づく日中両国政府の対立においても、最大の問題となつたのが、いわゆる日本の軍国主義の復活に關するものであります。また、米下院外交委員会のメンバーによるアジア視察報告に關して、「日本は新しい軍国主義に向かつて進んでいく」との報告がなされたことは周知のとおりであります。このようなわが国に対する警戒、不信任は、このように限られず、いまや海外の至るところで見、そして聞かれるのが、偽らざる現実となつておるものであります。それというの、わが国の経済力が飛躍的に上昇する中で、わが国がその強大化する国力を一体何に使わんとしているのか、諸外国が重大な関心を抱いているからであります。こうした中で、本年度の防衛予算の急上昇、中曾根防衛庁長官による原子力潜水艦保有論、あるいは最近、岸元首相が韓国で明らかにしたという憲法改正論、さらにはアジア諸国への資本輸出を重点とする無秩序な経済進出等が渦巻いて

いるわけでありまして、われわれはもちろ

また、昨年十一月の日米共同声明による一九七二年中の沖繩返還の大綱が、かかるカンボジアをめぐるインドシナ情勢によって影響を受けるものでないことは、すでに再三申し述べたとおりであります。

最後に、今回開かれるジャカルタ会議を含めて、わが国が積極的にどういうような態度でこれに臨むか、また、そういう意味で、この機会こそアメリカの猛者を求める絶好の機会ではないか、そうしてソ連とも話し合って、和平への積極的な協力をしろ、こういう御意見を述べられ、提案にもひとしいように私は感得いたしましたのであります。これらは今後の私どもの政府のとるべき問題といたしまして十分伺っておくことにいたします。(拍手)

〔国務大臣愛知揆一君登壇、拍手〕

○国務大臣(愛知揆一君) 総理からお答えがございましたから、簡単に申し上げますが、今回のこのアメリカ大統領の演説にこういふことが明らかにされております。ベトナム戦争をすみやかに終結することは大多数のアメリカ国民の願望である、この目的を達成するために、こういふことをやらざるを得なかった。これが私は注目してよろしいところではないかと考えるわけでございまして、アメリカ国民のみならず、これは全世界の人たちが願望するところではないかと思っております。その願望を達成するために日本としてなすべきことがあれば、大いに努力を新たにすべき日本外交の役割りではなからうか。特にカンボジアにおきましては、現在非常に緊急の事態であります。その間に処しまして、先ほど来申し上げておりますような気持ちでまずこの会議に臨む、場合により呼びかけをするということを展開するのが日本の立場ではなからうかと思っております。

本日は冒頭に羽生委員から、一体どういふ問題に對して、政府は何をしてきたかという詰問的な御質問を受けましたが、われわれとしては、東京に

おりまして一生涯命やっておるつもりでございますけれども、場合によれば、これをやり行動の上にもあらわして、その努力を展開するということ、これをむしろおすすめていただいたようにも感ずるわけでございます。

先ほど申しましたように、どうか、こういう気持ちでやってみようと思っておりますから、超党派的な御支援、御協力をお願いいたしますと存じます。(拍手)

〔国務大臣中曾根康弘君登壇、拍手〕

○国務大臣(中曾根康弘君) 先ほどの羽生議員の御質問に対する答弁の中で、空軍、海軍ということは使いましたが、これは航空自衛隊、海上自衛隊に訂正させていただきます。以後注意をいたします。

次に、向井議員の御質問の中で、自衛力の境界について御質問がございましたが、この点は先ほど羽生議員にお答えしたとおりでございます。特に注意いたしますことは、文民統制を徹底させて、国民代表である国会、国会に責任を持つ政府のこともに防衛問題を完全に掌握しておくということが必要であると思っております。

なお、周辺の諸国の反応等も慎重に考慮する必要があると感じております。そして、国民生活の発展を阻害しないように、慎重に進めてまいりたいと思っております。(拍手)

○副議長(安井謙君) 日程第一、国務大臣の報告に関する件(中小企業基本法に基づく昭和四十四年度年次報告及び昭和四十五年度中小企業施策について)。

通商産業大臣から発言を求められております。発言を許します。宮澤通商産業大臣。

〔国務大臣宮澤喜一君登壇、拍手〕

○国務大臣(宮澤喜一君) 中小企業基本法第八條に基づきまして、先般、政府が国会に提出いたしました「昭和四十四年度中小企業の動向に関する

年次報告」及び「昭和四十五年度において講じようとする中小企業施策」の概要を御説明申し上げます。

昭和四十三年から昭和四十四年にかけて、わが国経済は拡大基調を続けました。このため、四十四年の中小企業の事業活動もほぼ好調に推移し、資金繰りにも大きな逼迫感は見られず、収益も概して好調であり、倒産件数も四十三年と比べますとかなり減少いたしました。しかしながら、近年改善されてきておりますが、中小企業の生産性や技術水準における大企業との間の格差は依然として大きく、また労働力不足の進行、あるいは発展途上国の追い上げや、資本自由化の進展など、中小企業をめぐる最近の経済環境の変化は、これまで生産性の低さを低賃金で補うというような経営形態をとってきた中小企業に對しては、きわめてきびしい影響を及ぼしております。

他面、産業の高加工度化に依りて部品点数や加工工程がますます増加し、また、所得水準の向上に伴って高級品や個性のある商品に対する需要が増大するなど、中小企業に適した新しい分野が次々と展開されてきており、この意味において、中小企業は今後ともわが国経済の中で重要な役割りを果たしていくことが期待されております。このような環境変化の中において、中小企業が発展していくためには、技術水準の向上、設備の近代化、製品の高級化、事業の共同化などを進めて生産性を向上させる必要がございます。特に機械関連産業では、下請企業の技術水準の向上や設備の近代化を、親企業の協力を得て進めるとともに、消費財産業では商品企画力の充実が重要になっております。また、中小商業においては、地域構造の変化に對して近代化を進めることが要請されております。

このため政府といたしまして、中小企業基本法の精神にのっとり、中小企業者の自主的努力を助長するとともに、事業環境の整備をはかることが責務であると考え、中小企業施策を最重点政策

の一つとして取り上げております。四十四年度におきましては、中小企業振興事業団の高度化資金を大幅に拡大するとともに、新たな構造改善制度を設け、業種別の体質改善を強力かつ総合的に促進することといたしました。このほか設備、技術、経営、労働等各般にわたる施策を拡充いたしました。その際、経営基盤の弱い小規模企業の体質の改善については特にきまかい配慮を払っております。さらに四十五年度におきましては、内外のきびしい環境変化を乗り越えていくため、中小企業の一その近代化、体質の改善をはかることとし、あらまし次のような施策を推進していくこととしております。

まず第一に、中小企業振興事業団の融資事業を大幅に拡充し、中小企業の共同化、集団化を進めることとしております。その際、特に中小企業者からの要望の多い工業団地、商業団地、共同施設等について強力な助成をはかってまいることと、繊維工業の構造改善に必要な資金についても特段の配慮を払っております。

第二に、国際競争力を強化するため緊急に對策を講じる必要のある業種について構造改善を鋭意促進するため、税制面、金融面、指導面等から一その助成を行なうこととしております。

第三に、近代化のおくれが著しく、きびしい環境変化にさらされている下請中小企業については、下請中小企業振興法を制定し、その近代化を促進するとともに、下請企業の受注あっせん体制の強化をはかることとしております。また、下請取引についても、引き続きその適正化につとめてまいります。

第四に、中小企業者の近代化投資に必要な資金の円滑な供給を確保するため、政府関係中小企業三機関に對し財政資金を大幅に投入し、貸し付け規模の拡大をはかる一方、信用補充制度を充実して民間資金による中小企業向け融資の増加につとめる所存でございます。

昭和四十五年五月八日 参議院会議録第十五号

第五に、小規模企業対策につきましては、特に経営改善普及事業を充実するとともに、設備の近代化と金融の円滑化にも特段の配慮を払っております。また、地方税における事業主控除の引き上げ等により、税負担の軽減をはかることといたしております。

第六に、中小企業の経営管理の合理化と技術水準の向上をはかるため、診断指導事業を充実するとともに、中小企業者の技術開発に対する助成、公設試験研究機関による技術開発等の施策の拡充強化をはかることとしております。また、中小企業における労働力の確保と、その資質の向上、従業員の福祉の増進等のための施策を推進することとしております。

第七に、流通部門につきましては、中小企業振興事業団による助成を強化するとともに、中小企業金融公庫及び国民金融公庫の特別貸付制度を拡充する等の措置を講じ、その近代化を進める所存でございます。

以上が「昭和四十四年度中小企業の動向に関する年次報告」及び「昭和四十五年度において講じようとする中小企業施策」の概要でございます。(拍手)

副議長(安井謙吉) ただいまの報告に対し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。竹田現照君。

〔竹田現照君登壇、拍手〕

○竹田現照君 私、日本社会党を代表して、ただいま報告になりました昭和四十四年度中小企業白書について、総理並びに関係大臣に質問をいたします。

今回の白書は、昨年のそれを受けて中小企業の明るい面が強調されています。昨年の白書が、先進国にも中小企業は存在し、先進国型中小企業をつくっていると述べたのに対し、今年度は「中小企業の存立分野の新展開」と題して、機械関連、消費財生産、流通の各面で中小企業が新しい分野を開拓しつつある現状を分析しております。

国務大臣の報告に関する件(中小企業基本法に基づく昭和四十四年度年次報告及び昭和四十五年度中小企業施策について) 六三六

これら新しい分野で成功し、発展していく企業は心配ないとしても、その陰には没落し、消滅していく企業もあるはずであり、新しい分野の発展のために侵食され、衰退していく部門もあるはずであります。全体として中小企業の地位は低下しないにしても、その中で栄枯盛衰が激しいのであり、その暗い反面を見越していきらなければならないかと思ひます。

次には、業種的に政策がとられ、関連的政策が考えられていないようであり、中小企業を考へる場合、大企業との関連は考へるにしても、流通面や、他の中小企業との関連がおろそかにされている感が強いのであります。繊維業を考へる場合、繊維機械製造業を忘れ、自動車部品下請を考へる場合に、親企業の産業界を忘れ、食料品工業を考へる場合に、農産物過保護政策の存在を忘れることとあります。中小企業政策が中小企業だけを考へても、それが他の政策との適合性を欠く場合は効果は薄くなります。ここに白書の欠陥を感ずるとともに、中小企業政策の実効性の貧弱を感ずるのでありますが、この点についてまず総理の御所見を承りたいのであります。

次に、金融に関する点についてお尋ねいたします。四十四年度は、中小企業向け貸し出しが比較的順調に伸びたとして、講じたる施策の中でも対前年度一七・五%の増加資金を投入したと述べています。これは、大体、四十三年八月に公定歩合の引き下げがあり、四十四年九月に今回の引き締めが行なわれたために、中小金融にとっては、比較的順調な年であったといわねばなりません。昨年から秋からの引き締めは、中小企業にまで浸透しなかつた時期を見ているわけであり、ところが、今回の引き締めも、ようやく大企業から中小企業にまで影響を持つようになり、四十五年度を展望すると、さらにそれが強くなってきております。日本経済新聞によりますと、引き締めの影響が、大企業を中心とする資金繰り難が支払い条件の悪化という形で各地の下請、中小企業にはね

返ってきており、比較的余裕のあつた地方中小企業金融機関や、農協系金融機関の手持ち資金も、相次ぐ資金需要で底を見せ始めたといふこととあります。中小企業は資金繰りに窮して、またもや黒字倒産が増加しそふようになってきておりますが、政府は何か特別融通措置をとるつもりがあるのか、また、中小企業金融の姿は歩み而建てなど拘束性預金が多いのでありますが、これらの解消のため必要な措置をとるべきだと思ひますが、大蔵大臣のお考えをお聞かせいただきたいと思ひます。

次に、政府は、これまで中小企業の重点項目として構造改善及び高度化事業の推進をはかつてまいりましたが、その効果なり問題点について白書はほおかぶりをしております。講じた施策は、ただ講じた事実を示すだけで、効果については関係ないといへばそれまでであります。しかし、昭和四十四年度白書では、工場集団化と小売り商業店舗共同化を、四十一年度に工場集団化を、四十二年度に近況法による業種別近代化を、それぞれ取り上げて、若干の効果分析をしておりますが、四十三年度及び四十四年度は構造改善や高度化について全く触れるところがありません。このことについて具体的に説明しないのは、実は、それが説明できるだけの効果があるから、問題点が多過ぎるからではないのか。また、意図したような技術革新は行なわれず、スクラップした機械化がそのまま新規参入者に用いられていたり、小規模事業者が増加して規模の適正化が進展してないのではありませんのか。白書で示さなかつた構革事業の効果と問題について、この際具体的に御説明をしてほしいのであります。

次に、政府は、今国会に下請振興法案を提出しております。これはいわば近況法の下請関連業種における親子ぐるみの近代化をはかることにならうと思ひます。この近代化対策のほか、協同組合法に基づく協約や、下請代金法に基づく不公正取引の規制のごとき、いわゆる環境整備に関する

政策があるから、これでは有機的総合的に運用される限り、下請振興法要綱にいうところの独立専門メーカーへの道は可能と考えられるかもしれませんが、しかし、下請関係の諸制度が総合的に運用されることは必ずしも容易なものではないことは、事実がこれを示しています。白書も、下請の独立化ないし専門化が望ましいと述べていますが、現実には親企業の合併寡占化が急速に進展している今日、下請の隷属化は必然ではないでしょうか。すでに新日本製鉄が四月から発足しています。下請を最も多く利用している自動車工業でも、政府は、常に二社ないし少数有力企業の育成を進めています。寡占大企業のもとに、中小下請業が独立的形態を持ち得るものかどうか。親子ぐるみ近代化の看板のもとで、中小企業を親のえじきとする囲いをつくることに専念するのではないのか。中小企業隷属化促進のための下請振興法に終わることなきやいなや、総理のお考えのほどを承りたいのであります。

次に、政府は、流通近代化政策、中小商業対策についてお尋ねながら各種の措置を講じつつありますが、これまで明らかにされた流通近代化政策並びに物価対策と、他方、中小商業対策との関係は必ずしも明らかではありません。白書は、中小小売業の分野が、最近、著しく百貨店等の大規模商業、特にスーパーの進出によって蚕食されていることを明らかにしています。これら百貨店や、スーパー対策についての基本的な考え方、百貨店法の運用方針や基準についてどのように考へておられるのか。また、経済企画庁は、物価対策の具体的内容として、大型小売店の育成、競争条件の整備、すなわち団体法によるカルテル制限、事業許可制の再検討を打ち出しておりますが、これをどのように考へておられるのか。大型店によって蚕食されている中小商業をそのままにまかせようとするのか。チェーンによる組織化、商店街の育成等々を考へておられるようでありま

すが、それだけで膨大な中小小売商が摩滅なしに、再組織に乗り得るかどうか、すこぶる疑問であります。小売店店の多くは、現在、その将来について大きな不安を感じています。これらの問題に対して、どのような指針を与えようとするのか、通産大臣にお答えいただきたいと思ひます。

次に、情報化についてであります。ある新聞に、白書を評して「ものたりない分析」といっています。その末尾に、第三部、講じた施策は、「こんな施策があったのか」と初めて知らされる

ことが多いと述べ、これは施策の普及が不足しているのだと嘆いています。いまや情報化の時代であります。経営管理あるいは生産管理の面において、情報の収集や、処理技術をいかに活用するかは企業の盛衰にかかわる重大な問題となつていますが、白書では「積極的に情報化に取組んでいくことが肝要である」と述べているだけで、具体的な対策について何も触れていません。中小企業の情報化を促進するために、政府は、たとえば中小企業向け経営情報提供として、経営者の判断と決断を誤らせないようにするとか、プログラムの開発、あるいは共同処理センターの設置を行なうとかの具体的な方針について、どのようにお考えになつているのかお示しをいただきます。

最後に、労働力の問題であります。労働力不足が中小企業の将来に大きな不安を与えていることは、白書にも明らかにされています。それでは、それにどう対処すればよいのか、これが問題であります。たとえば省力化をはかること、パートタイマー、または中高年齢者の利用、あるいはけさの新聞に報ぜられておられるように、インドなど発展途上の労働力を活用するなど、それなりに考えられておりますが、また問題もありません。つまり、賃金、待遇を上げて、中小企業に労働者を吸引する方が選ばれることになり、大企業に対抗してこれに対処していくには、どうしても経営を改善していくことが必要となります。しかし、労働者が集まらない状態では、経

営を改善しようにも、経営の継続すらおぼつかないことになり、もしここで中小企業に労働者を確保しようとするれば、待遇を平準化するための政策を実施しなければなりません。白書はいろいろと指摘しておりますが、直ちに中小企業の労働力不足の解消になるとは考えられません。政府は、この問題について、きめこまかく問題に即した正しい方向を助言し、必要な援助を与えることが肝要と考えますが、労働大臣の御所見を承ります。

ともあれ、年々白書が出され、総理以下出席されて、ここで中小企業対策について論じ、かつ考へるといふことは、決して無意義なことではありませんが、総理も、平生は中小企業のことなど念頭を離れておられるので、ここではメモを頼りにも、一応中小企業のことを考へておられるのだと装わねばならないということに白書の最も大きな意義を見出すということにならないように、積極的な施策を推し進められることを希望いたします。私の質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣佐藤榮作君登壇、拍手〕

○国務大臣(佐藤榮作君) お答えをいたします。まず、白書は中小企業の明るい面のみを強調しているとの御批判でありましたが、政府といたしましては、労働力不足の進行や国際化の進展等、中小企業をめぐりきびしい経済環境につきましても指摘し、かつ、その対応策につきましても明確にしたつもりであります。中小企業の直面するきびしい試練も、企業自身の自覚と努力によって初めて乗り越えられるものであり、決して手放しで楽観論を展開しているものではありません。

次に、下請中小企業振興法案は、下請という特殊性から、親企業の協力が当然必要なことと考へておりますが、そのねらいはあくまでも下請中小企業が自主的に事業を運営し、かつ、その能力を最も有効に発揮することができるようにすることにあるものであり、決して大企業への隷属化を意図したものではありません。私はかような意味合

いにおきまして、十分今後とも必要な援助指導をきめこまかくやっております。最後に、白書の指摘にとどまらず、よりきめこまかい助言と必要な援助をという発言でありましたが、特にたいまは情報化時代である、そういう際であるだけにいろいろすることが必要だという御指摘でありましたが、政府といたしまして十分その心組みをもちまして対処してまいれる決意でありますので、今後とも御鞭撻のほどをお願いいたします。

私からのお答えは以上でございますが、その他の問題につきましては、それぞれ所管大臣からお答えをすることにいたします。(拍手)

〔国務大臣福田赳夫君登壇、拍手〕

○国務大臣(福田赳夫君) まず第一に、引き締め下で中小企業金融に注意せよというお話であります。引き締めがよりやく浸透してきたというお話でございますが、そのとおり考へております。そういう際に中小金融をどうするか、これはまあ非常に注意をしなければならぬ問題である。そういうことで、御指摘のように金融機関を督励いたしまして、しわ寄せが中小企業にいかないように特に注意していきたいと、かように考へております。

それから、非積み、両建てです。これは三十九年以來、整理をしております。大体整理ができた、こういふふうにして思っておりますが、引き締め時におきましては、またこれが頭をもたげる傾向がありますので、いま特にこの点につきましては注意をいたしまして、関係官庁でこれを督励いたしまして、これがまた頭をもたげるようなことがないように注意をいたしておる最中でありませぬ。以上であります。(拍手)

〔国務大臣宮澤喜一君登壇、拍手〕

○国務大臣(宮澤喜一君) 広い範囲にわたつてのお尋ねでございますが、まず構造改善、高度化、近代化等につきましては、実はさきの白書で何度か叙述をいたしましたので、今回は詳しく述

べておりませんが、その効果いかんというお尋ねでございます。近代化促進法と中小企業振興事業団によりまして近代化をすつと進めてまいりました。現在まで二百二十業種を近代化に指定いたしました。千二百億円の融資をしております。そのほかに割り増し償却がございすわけで、これは非常に歓迎をされておるよう考へておりますし、かなり近代化が進んでまいりました。

それから構造改善につきましては、昨年、近代化促進法の改正をお願い申し上げました結果、昨年度に入つて指定をいたしました。今年度は十ぐら考へておりますが、これも非常に希望され、また私どもの計画どおりに大進んでおるよう思っております。

高度化のほうは、例の工場団地、商業団地等が中心でございますが、今日まで工場団地の指定が百三十、商業団地が六十といったところで、これは最近非常に希望がございすので、これらの点についての問題点と申しますと、もう少し予算の規模を大きくして希望に応じてあげたいといったような実は問題意識を持っておるわけでございます。

それから下請の振興法案についてお尋ねがございましたが、これは私どもの考へでは、相当すぐれた下請というものは、従来、親企業があるがためにしようとして考へておつた場合が多ございす。このころは、むしろそういう下請企業は専門メーカーになつて、なるべく多くのところから注文を取つてもらつたほうが生産の規模が大きくなり、コストが下がる、こういうふう考へられるようになってきたので、そこで、この振興法案では、一応親企業との関連で育成をはかりたいと思ひますが、ねらうところは、その結果独立をしてもらいたいという、こういう考へ方に立つておりますことを申し上げたいと思ひます。

それから百貨店と中小企業、あるいは物価対策との関連でございすけれども、私ども物価対策

昭和四十五年五月八日 参議院會議録第十五号

國務大臣の報告に關する件(中小企業基本法に基づく昭和四十四年度年次報告及び昭和四十五年度中小企業施策について)

というのは、中小企業者も含めて全國民的な問題でありますから、やはり前向きに取り組まなければならぬと思つて、片方で中小企業の流通を近代化しなければならぬ、そのためのまた資金も出してやるわけでございますけれども、百貨店とかスーパーというものが、消費者の利益になっておることも、また間違ひございませぬ。その間の接点を行政上さがすということになるわけでございます。私どもとしては中小企業の流通の近代化を助けて、他方で百貨店等の増設につきましても、たとえば地方の商工会議所の意見を聞いて調整をはかるということをしておりまして、そういう場でも中小企業の声を反映してもらつて、考えておるわけでございます。いわゆるカルテルにつきましても、安定事業と称するカルテルがマンネリズムになりませんように、実のあがらないものはもう廃止してしまふ、なるべくまた数も減らしていくという方向で検討いたしませんと、物価対策に資するゆえんでございませぬ。そういうふうにいいたしたいと思います。

それから最後に情報の問題でございますが、確かに施策が十分に、ことに小企業には理解してもらえない点がございます。それはやはり経営指導であるとか、企業の診断であるとか、あるいは地方の商工会の活用であるとかいうことで、よく施策をわかつてもらひ、利用してもらつてという努力がもう一つ必要だということも痛感しております。それから、別の意味での情報プログラム等に關係のあります情報につきましては、いわゆる地方の計算センター、これには事業団から融資をいたしておりますし、また、今後中小企業のためのプログラムというものを私もやはりつくつていく必要がある、これは御指摘の点に同意でございます。(拍手)

〔國務大臣野原正勝君登壇、拍手〕
 ○國務大臣(野原正勝君) 中小企業の労働力不足に対して、きめこまかな対策を講じようという御指摘でございます。まことに御同感でございます。い

ままでもかなりいろいろな対策を講じてまいつたんでありますけれども、十分だとは申し得ないわけでございます。中小企業におきましては、労働力の受け入れにつきまして多少おくられている面があるという点から、適正な求人条件についての指導、あるいは住宅福祉施設の設置等、雇用促進融資の制度を活用しております。移転就職者に対する雇用促進住宅の貸与等の措置も行なつておるわけでございます。また、職場への定着性を高めるために、年少就職者相談員制度を設け、各種の指導、助言をしておりますし、勤労者総合福祉センターや勤労青少年ホーム等の建設も行なつておるわけでございます。さらに片寄つた求人態度を改めまして、給源の転換をはかることが必要であるという点で、専門的なあるいは管理的職種については、人材銀行の活用をはかりたい、あるいは家庭婦人の雇用促進のために、女子のパートタイムに対する指導、相談等を行なつておるわけでございます。今後とも一そうきめこまかい助言、援助を与えるために努力いたしたいと考えております。(拍手)

○副議長(安井謙君) 矢追秀彦君。

〔矢追秀彦君登壇、拍手〕

○矢追秀彦君 私、公明党を代表して、ただいま報告のありました昭和四十四年度中小企業白書について、物価安定、情報化社会、労働力、公害防止の観点から、総理並びに關係大臣に若干の質問を行なうものであります。

まず第一に、物価の安定と中小企業政策についてであります。

総理は、施政方針演説の中で、「政府は経済成長を適切に保ちつつ競争条件を整備し、中小企業、流通部門の近代化をはじめとして積極的な生産性向上施策を進めてまいります。」と述べ、さらに政府は、先日発表された新経済社会発展計画の中で、「第一は、「従来から実施されてきた構造政策をよりいっそう強力に推進し、労働力不足下に

ふさわしい国民経済の効率化をはかることである。とくに、農業、中小企業、流通部門など生産性上昇率が低く、各種の保護措置もあつて、非効率な状態が残されている分野を中心として、産業の近代化、合理化を強力に進め、農産物や大衆的工業製品などの廉価にして豊富な供給体制をつくらなければならぬ。」と提言し、そして政府は、中小企業部門の高度化の必要に伴い、「これら生産段階における効率化が消費者物価の安定にむすびつこうよう流通段階の効率化を進め、とくに産地直送方式を含めた流通の大量化などによって、労働力が過剰であった時代に成立したこれまでの流通経路を合理化し、取引に關する制度慣行を改め、また協同一貫輸送体制やコールドチェーン・システムの導入など物的流通の改善を行なう。」と、その方針を打ち出してあります。しかしながら、現状においてますます物価は高騰し、国民の中には、政府の物価政策に対する不満はつる一方であります。

本年度予算編成における政府の態度も、いたずらに景気を刺激する超大型予算を組み、物価に対する配慮はほとんど見られないばかりか、ますます高度経済成長によるひずみが国民生活の中にひたひたと押し寄せ、これが大きく中小企業に種々の圧迫となつてきていくことは周知の事実であります。このたびの中小企業白書に見られる特徴は、機械関連産業、消費財産業、流通部門についてどのような分野が小回りのきく中小企業に適しているのか、そのための条件は何であるかを解明し、部門別に新環境への適応策を示唆した点については一応納得のいくものであります。

しかしながら、中小企業政策の中で、まさに政府が強く主張している消費者の立場からの物価の安定という命題への配慮が欠けていたのではないかと懸念するものであります。すなわち、新経済社会発展計画と白書に見られる施策との一体化が実際に貫かれているのかどうか、政府のいう生産性向上が実現する前に、中小企業がその近代化のため

に必要な種々の負担がかかつて物価の上昇を招く結果とならないか、あくまでも、政府は、物価の安定という大目的に向かつて、中小企業の健全な育成をはかりつつ国民生活を充実させる具体的な方策はあるのかどうか、この白書が絵にかいたもちに終わらない確信がおりかどうか、総理並びに通産大臣にお伺いしたいのであります。

次に、物価の安価の面から重要な問題は、中小企業カルテルのことでありませぬ。卸、小売物価上昇の元凶は、農水産物と中小企業製品ともいわれております。さらに、中小企業団体法に基づく組合カルテルによる価格の維持が一役買つていてもいわれております。中小企業製造業のカルテル数は、昨年末現在で五十八業種、三百四十七件に達しているものであります。このカルテルを政府は大幅に整理すると伝えられておりますが、もともと中小企業カルテルは、大企業が独占価格を高く維持し、大企業の独占力を取り締まる政府の力が弱いために、中小企業が自衛手段ともいふべきものとしてつくつたものであり、大企業のカルテルを放任したまま、中小企業のみ整理することは不合理であるとの非難を免れないと思つて、中小企業製品の価格を中小企業者に圧迫を与えないよう調整する方策はないものか、これを政府はどのように考えているのか、カルテル整理の方策とあわせてお答え願ひたい。

第二は、情報化社会に適応した中小企業の方途についてであります。近年におけるところの知識、情報量の爆発的な増大とコンピュータの目ざましい発展は、情報処理の生成、発展を促し、これらを原動力として展開される情報革命の波は、わが国においても加速度的に全く新しい社会である情報化社会へと移行しつつあります。こうした情報化への進展の中で、わが国の中小企業が生き抜くことは、ますますきびしさを増すことになりましよう。この情報化社会に対応するため、白書は、消費財関連工業や商業においては、積極的に市場を開拓していくため、情報指向的になる

に必要となる種々の負担がかかつて物価の上昇を招く結果とならないか、あくまでも、政府は、物価の安定という大目的に向かつて、中小企業の健全な育成をはかりつつ国民生活を充実させる具体的な方策はあるのかどうか、この白書が絵にかいたもちに終わらない確信がおりかどうか、総理並びに通産大臣にお伺いしたいのであります。

必要があると指摘しているものであります。私は、白書で示している一部の産業に限らず、中小企業全般にわたって情報化への指向は重大な問題であると思うのであります。政府は、今後も情報化社会を迎える中小企業対策にもっと積極的に取り組んでいくべきであると思うが、総理並びに通産大臣の所信を伺いたいであります。

一方、情報化社会を迎える七〇年代にとって、中小企業の大なる道はすこぶるきびしいことが予想されているのであります。すなわち、労働力不足による大幅賃金の上昇や技術革新の波及、さらに、情報化の促進に伴い中小企業の存立基盤そのものがゆらぎ始めています。その上、発展途上国からは特恵関税の早期実施、先進国からは貿易、資本の自由化の促進を迫られるなど、内外の圧力にはさみ打ちを受けようとしており、中小企業はかつてない重大な転換点を迎えようとしているのであります。

このような情勢の中で、七〇年代の中小企業にとって最も大切なことは、自助努力への指向と、その自助努力が実を結ぶための政府の助長をいかに施すかということであり、中小企業政策に魂が入ると考えられている中小企業に対する自助努力の助長に対して、いかに総理は取り組んでいかれるつもりであるのか、所信を伺いたいであります。

第三に、労働力の不足の問題についてであります。労働力の不足については、新経済社会発展計画の答申を見ますと、昭和四十五年度から五十年間の年平均労働力人口増加率は一・一％であり、三十八年から四十三年度の年平均増加率一・六％を大幅に下回ることが予想されているのであります。このデータで見ると、雇用面において、中小企業が、一般的に見て、大企業に比べて不利な立場に置かれることは事実であります。そのために、政府は、経営の合理化や設備の近代化をはかり、省力化に努力することの重要性を示しているものであります。中小企業にとっては、設備の近代化をはかることは資金的な制約があり、なかなか容易なことではないのであります。そこで、政府は、企業のグループ化や協業化、あるいは業界全体の構造改善などの方法も考えられているのであります。労働力が豊富な時代は、労働時間の延長や低賃金によって中小企業の経営が維持できたのであります。今日ではそれが許されなくなってきたのであります。このような労働力の減少に伴う中小企業の圧迫に対して、労働大臣はいかなる対策を講じようとしておられるのか、所信を伺いたいであります。

最後に、公害防止の問題についてであります。公害防止については、白書では都市化の進展と過密公害の問題の顕在化について簡単に取り上げておられるのであります。私は、ことに中小企業の公害防止問題について、もっと積極的に政府は重点施策として取り組むべきであると思うのであります。最近、都市化の進展により工場廃液や騒音問題が社会問題の一つとして大きくクローズアップされてきており、これらの解決を怠るようなことがあつては、中小企業にとって大きな存立の基盤を失うことにもなると思つておられます。政府は過密防止や公害防止のために工場団地づくりを前向きに進めておられますが、中小企業についてももっと深刻にこの問題を考え、積極的に取り組まなければならぬと思つておられます。人命尊重の立場を守る上からも、ともすれば投資に大きな負担がかかるために、公害防止にはあまり力を入られられない中小企業をいかに指導し、また、財政的な面からいかなる助成をしていくべきであるのか、総理並びに通産大臣の所信を伺いたいであります。

以上をもちまして私の質問を終わります。

（拍手）

〔国務大臣佐藤榮作君登壇、拍手〕

○国務大臣(佐藤榮作君) 答へをいたします。物価の安定が国民生活の安定にとりまして大きな課題であることは申すまでもありませんが、中

小企業者にとりましても深刻な問題であることは私もよく承知しております。私はその打開の基本が、やはり中小企業自体の体質の強化と團結にあるものと考えます。その意味におきまして、中小企業の構造改善そのものと、企業者の自助の努力が解決のかぎであると考えます。なお、申すまでもないことながら、今日の物価問題の基本は、一つには中小企業の生産性の低さに存在するものであり、かかる意味合いからも、中小企業の近代化は強く推進してまいらなければならぬ大きな政策課題である、かように考えております。もちろん御指摘になりましたような組合カルテル——大企業の独占価格と同様に組合カルテルなどは、これは適正なる指導をすること、これが必要だと、かように思っております。

次に、中小企業が経営環境の激しい変化に適應し、その経営力を強化するためには、経営者が最新の情報を持つことがきわめて大切であり、このため中小企業者に対する情報サービス事業を強化するほか、中小企業が、経営活動の各方面において、コンピューターによる情報処理を進めていくための標準的なシステムの研究を行ない、その成果を広く中小企業に普及利用させることとしております。しかし、これからの問題であります。次に、中小企業の自助努力の指向についてお答えをしてみたいと思つております。中小企業の直面している環境はまことにきびしく、かつ、その変化が激しいだけに、まず何よりも要請されるのは、企業自身の自助の努力であります。それは御指摘のとおりであります。私はむしろ政策の基本線は、立ち上がろうとする中小企業を経済合理性に沿って方向づけ、その自助努力が実を結ぶように助長することにありと考へております。白書の現状の分析と今後の方向づけは、その意味でも大いに役立つものと期待するものであります。

労働力の問題は、労働大臣からお答えいたしました。最後に、都市化の進展に伴い、中小企業の公害

問題が無視できない重要な課題となつてきていることは御指摘のとおりであります。特に、中小企業にとりましては、公害防止の課題は資金的にも技術的にも隘路があるものと考えられますので、四十五年度におきましては、新たに産業公害相談室を設けたほか、所要資金の確保ははかり、公害対策を積極的に進めた次第であります。

以上お答えをいたします。(拍手)

〔国務大臣宮澤喜一君登壇、拍手〕

○国務大臣(宮澤喜一君) 総理のお答えで大部分尽きておりますので、簡単に補足をさせていただきます。

カルテルの問題でございますが、やはり、安定事業を長くやっておりますと、どうしても容易につくというふうなことがございますので、私も、できるだけ、できるだけその数を減らしていきたい。また、更新のときの基準をできるだけ厳重にやっております。これはやはり物価問題との関係がどうもございまして、少しさういふほうにウェイトをかけた行政をやつてまいりたいと思つておるわけでございます。

それから情報化につきましては、中小企業振興事業団が中小企業のために情報をいろいろ収集しております。それを都道府県の中小企業の総合指導所のほうへ流しております。これは御指摘のように、何といたしても、付加価値の高い、あるいは個性に合った品物を中小企業がつくるということが、これが大切なところでございまして、情報というものはやはりさういふ意味で欠かせないと私も考へております。

それから電子計算機との関係では、地方の共同計算センターに事業団が融資をたしてあります。それから、なお、中小企業向けの標準になりまして、さういふ情報処理システムというものは、これは国の、私どもの力で開発をして渡して差し上げたというふうには、いま考へておるところでございます。

昭和四十五年五月八日 参議院會議録第十五号

それから公害につきましては、公害防止事業団の仕事がやはり基本でありますけれども、昨今は、公害防止のための工場の移転といったようなものにつきましては、中小企業金融公庫も融資をする、あるいは国民金融公庫の融資もございまして、これは何と申しても中小企業には公害のところがなかなか考えられないところがございますから、なるべくそういう融資をつける方法で、公害防止に協力してもらいたいと、かように考えておるわけでございます。

自助努力につきましては、先ほど総理がお答えになりましたので、省略をさせていただきます。(拍手)

〔国務大臣野原正勝君登壇、拍手〕

○国務大臣(野原正勝君) お答えいたします。中小企業の人手不足対策に対処するためには、基本的には協業化、設備の近代化等を通じて、高い生産性を有する近代的な中小企業への脱皮をはかることが必要であります。同時に、労働力対策の面でも、労働条件と労務管理の改善、福祉施設の充実等によりまして、中小企業の魅力ある職場づくりを積極的に援助し、これら企業に労働者が進んで就業できるようにして、定着ができるようにすることが肝要であると思っております。

このような観点に立つて、労働省としましては、通産省の行なう中小企業対策と密接な連携のもとに、中小企業の雇用の促進をはかることにも、労働者の福祉を向上するため、雇用促進住宅の建設、雇用促進融資制度の活用、各種の公的福祉施設の建設、中小企業退職金共済制度の拡充をはかり、労務管理の改善のためには、最低賃金制度、労働災害防止対策の推進等、労働条件の近代化、中小企業集団に対する指導、助成を強化し、さらに労働者の定着性を高めるため、新規学校卒業業者に対する職業適性検査の拡充、年少就職者相談員制度の充実等の総合的な中小企業労働対策を講ずることとしておるわけであります。今後とも施策の拡充に一そう努力いたす考えでございます。

国務大臣の報告に関する件(中小企業基本法に基づく昭和四十四年度年次報告及び昭和四十五年度中小企業施策について) 六四〇

す。(拍手)

○副議長(安井謙君) 田淵哲也君。

〔田淵哲也君登壇、拍手〕

○田淵哲也君 私、民社党を代表して、四十四年度中小企業白書について質問いたします。

わが国経済の中で、中小企業が果たす役割の重要性は、ますます高まるものと思料です。また、将来にわたり、中小企業がその創意と自主性と機動性を十分に発揮して、わが国経済の活力の根拠となることも決して不可能ではないと存じます。しかし、現在の激しく変動しつつある情勢に対応し、将来にわたってその存立の基盤を固めていくためには、白書も指摘しているとおり、第一には、設備や管理の近代化による生産性の向上、第二には、技術開発力の強化、第三には、優秀な労働力の確保と働きがいのある職場づくり等々が何よりも必要であると思料です。

しかし、現状はどうかでしょうか。白書にも述べられているごとく、中小企業の資金調達力は弱く、特に固定資本の不足が顕著であります。技術開発力も、コンピューター時代を迎え、大企業との格差はますます開こうとしております。さらに、中小企業の労働力不足は深刻化し、賃金、労働条件における大企業との格差は縮まりつつあるとはいえ、まだまだ大きな隔たりがあります。このような情勢の中で、取引関係においても大企業の優位は動かず、中小企業の自主性は、大企業の支配の中に埋没しつつあるのが現状であり、白書に示されている将来の発展の方向とは大きくかけ離れているのが現実であります。

中小企業が、わが国経済の中でその役割を十分に果たすためには、いままでの政府の中小企業政策は、いろいろ項目は並べられてはおりますが、総合政策のバランスから見た場合、きわめて不十分であり、今後強力な取り組みの必要があると思料です。具体的には、一、設備近代化、構造改善のための政府資金の思い切った増額、二、技

術開発に対する強力な投入、三、福利厚生施設等についての補助の強化等々があげられますが、総理並びに通産大臣の御意見を伺いたいと思料です。

次に、白書についてまことに不可解に存する点には、中小企業の大半を占める小規模企業についての実態分析がきわめて粗略な点であります。小規模企業は、事業所数は三百八十万で、全事業所数の三五%を占めております。しかるに、白書の本文二九四ページにわたる中で、小規模企業の動向と問題点にはわずか九ページしかさかれておりません。ページ数のみならず、内容においても、他の職業との兼業の状態あるいは業種ごとの実態等、肝心な点が明らかにされておられません。主人が月給取りで妻が小売り商であるとか、老夫婦が店を開き、若者はサラリーマンであるとか、いざれかが家計補充であるような兼業がどれくらいあるのか。農業の第一種、第二種兼業調査に相当するものが、中小企業庁開設以来二十年をこえていのに、いまだ実施されておられません。

また、最近の小売り商業を見ると、大資本スーパーや大型専門店のチェーン化が、流通機構の近代化のために必要だとするならば、おびただしい数の小規模小売り店の将来図はどうかなるのか、この白書はきわめておざなりにしか触れていないのであります。小規模企業の家族労働中心の零細性をマイナスでなくプラスとして活用する道を開くよう、もっと具体的な施策を示していただきたい。また、的確な施策樹立のためには、次の四十五年度白書は、小規模企業について農家調査と同じような緻密な調査をすべきだと思料です。

また、総理並びに通産大臣の見解を伺いたいと思料です。

次に、政府は、四月六日の物価安定政策会議の総合部会の提言に基づいて、過剰な行政介入を廃止する方向を打ち出しております。薬局等の適正配置規制、酒類小売りの免許制のあり方、化粧品、再販価格問題、各種の中小企業カルテルのあり方、現行百貨店法の存続の可否等、数々の項目があげられておりますが、政府はこれら行政介入の廃止をどの程度行なうつもりか、またそれが中小企業に与える影響をどう判断しておられますか。行政の過剰介入の廃止は物価対策上から考えても当然と思料ですが、同時に、それにかわる新しい施策がなければ中小企業の経営に打撃を与え、混乱を招くことは必至であります。これに対する政府の見解と対策を経企庁長官並びに通産大臣にお伺いいたします。

次に、最近の金融引き締めの影響についてであります。四月の倒産件数は八百五十二件と四十二年十月以来の最高を記録しております。また、一件当たりの負債金額が小口化しており、大企業中心といわれた今回の金融引き締めの影響が中小企業に波及してきたことをあらわしております。このような状態をどう判断されるか。また、中小企業に対する対策、特に構造改善事業の実施中である企業の倒産予防について配慮をすべきだと思料ですが、経企庁長官及び通産大臣の御答弁をいただきたいと思います。

最後に、資本の自由化並びに特恵関税についてあります。今秋に予定されている第三次資本自由化の対象業種には、商業、サービス業、食品加工業等、中小企業の多い部門がかなり含まれておるようであり、これら業種について自由化を実施した場合の中小企業に対する影響並びに対策をどう考えておられるか、また、特恵関税交渉についてであります。本年中にUNCTADの交渉が成立し、特恵関税は四十六年度には実施される見通しであるかどうか、また、その場合、繊維、雑貨等輸出関連業種の中で中小企業に特に影

響を及ぼす特定の品目については特恵関税の適用を除外させる見込みがあるのか、以上の点について通産大臣の御答弁をお願いいたします。
以上で私の質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣佐藤榮作君登壇、拍手〕

○国務大臣(佐藤榮作君) 田淵君にお答えいたします。まず、中小企業の予算が少なく、あるいは金融対策が不十分だ、こういう御批判でありましたが、予算は予算として、必要な予算は計上いたしましたつもりであります。何よりも中小企業対策は、金融、税制、財政投融資等のすべてによって推進されるべき分野であるとの認識のもとに、適切な対策を講じているものであります。

次に、また特に小規模企業につきましてはお触れになりましたが、金融、税制上格段の配慮を払っているところであります。今後の方向としては、小規模企業のグループ化、あるいは協業化、あるいは業界全体の構造改善につきましても、真剣に取り組んでまいらなければならないと考えております。

田淵君は、全体として中小企業に対する政府の取り組みの姿勢は熱意が足りない、まことに弱いとの御批判でありましたが、私どもは、中小企業の今後の存廃は、単に中小企業の問題だけではなく、国の経済全体の立場から見ましても、内外の競争にたえ得る生産性の高い中小企業の発展が何よりも肝要であり、そのような立場から中小企業施策の充実につきましても十分に努力し、また配慮してまいらざるを得ないと思っております。

以上、私からお答えいたしますのは二点でございますが、その他の点は、それぞれの主管大臣からお聞き取りをいただきたいと思っております。(拍手)

〔国務大臣宮澤喜一君登壇、拍手〕

○国務大臣(宮澤喜一君) 構造改善につきましては先ほど申し上げましたので、重複を避けさせていただきますが、中小企業向けの技術の開発でございます。これは、都道府県の、御承知の総合指

導所、それから公設の試験所で中小企業向けの技術指導をいたしております、これをせっかく利用していただきたいと思っております。それ以外に、それから、福利厚生施設は、年金福祉事業団でありますとか、雇用促進事業団でありますとかの住宅関係は、かなり利用もされ、また歓迎もされておりましたが、これをやはり中小企業には一番利用してもらいたいと考えております。

それから、小規模企業について、確かに私どもの実態把握がなかなかかみずかしゅうございまして、兼業収入なんかの点も、なかなかはっきりいたさないところがございまして、これは御指摘のようになり、もう少ししっかり他のいわゆる中と別に把握をいたしたいと思っております。

それから、物価との関係で行政介入の問題であります。これは、物価対策会議で言われていることに私は基本的に賛成でございます。そこで、中小企業の安定事業につきましても、先ほど申し上げましたように、少しきびしい基準で審査をしてまいりたいと思っております。

それから、金融でございますが、昨年の引き締め以来注意をいたしました、この五月、六月がちょうどボーナス時期でもあり、決済資金の時期でもございまして、さらに注意をいたす必要があると思っております。さらに注意をいたす必要がございます。そこで、これを上期と下期と分けまして、上期に少し傾斜をつけた形で金融の準備をいたしております。

それから、特恵でございますが、長いこと言われておりましたが、四十六年度にこれが実施になりますかどうか。実は、たゞいま日本、アメリカ、E E C におのおの違った意見を持っておりますので、ちょっと四十六年度にはどうかということをしかと申し上げにくい情勢でございまして、しかし、もう言われましてから数年以上たっておりますから、わが国のほうの中小企業の体制もかなり

進んできたことは確かだと思っております。それにはいたしまして、現実に工業製品の特恵をいたしますときには、中小企業側の事情はよく十分聞きました上でできたいと思っております。(拍手)

〔国務大臣佐藤一郎君登壇、拍手〕

○国務大臣(佐藤一郎君) 田淵さんにお答え申し上げます。物価安定対策会議が提案しております過剰行政介入の排除、これが中小企業に対して相当の影響を及ぼすんじゃないかということに対する御心配でございます。それから、もう一点は、金融引き締めの影響の問題、それから、構造改善の問題は、こういう金融引き締めがあらうがなからうが、積極的に進めるべきではないか。こういう三

点についての御質問があったように思います。すでに総理大臣、通産大臣からほぼお答え申し上げておるんでありますから、私から補足的な御答弁を申し上げたいと思っております。

この物価安定対策会議の提言、これはその中を十分検討いたしてみなければなりません、基本的な方向は、私もこの提言の方向に賛成でございます。何らかの意味での行政介入というものがもし排除された場合に、それが中小企業にも影響を与えます場合に、その行政介入があつて初めてその中小企業というものが温存されておる、そういうような場合におきましては、今後一

そう構造対策その他合理化を進めなければならぬことを物語っておるわけでございまして、でありますから、方向といたしましては、そうした場合には中小企業に対する影響を十分考慮しながら、逐次具体的な施策を進めてまいらなければならない、こういうふうな考えでおります。

金融引き締めの影響、構造改善の実施、ともに、通産大臣の答弁のごとく、金融引き締めの影響につきましては、大企業の資金繰りの窮迫というところを通じてやや影響が出てきているように思いますが、これにつきましては、すでに中小

のいわゆる三金融機関におけるところの用意その他を、できるだけ事態に即応して繰り上げて融資をするとか、その他各般の用意をいたしておりますから、事態の推移を見守りまして、そうして万遺漏なきを期してまいりたいと思っております。(拍手)

〔国務大臣(安井謙君)〕

○副議長(安井謙君) これにて質疑の通告者の発言は全部終了いたしました。質疑は終了したものと認めます。

○副議長(安井謙君) 日程第二、民事訴訟手続に関する条約の締結について承認を求めめるの件。
日程第三、民事又は商事に関する裁判上及び裁判外の文書の外国における送達及び告知に関する条約の締結について承認を求めめるの件。
日程第四、外国公文書の認証を不用とする条約の締結について承認を求めめるの件。
日程第五、教育的、科学的及び文化的資料の輸入に関する協定の締結について承認を求めめるの件。

(いずれも衆議院送付)

以上四件を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(安井謙君) 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。外務委員長 谷川仁君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

昭和四十五年五月八日 参議院會議録第十五号

民事訴訟手続に関する条約の締結について承認を求めの件外三件

六四二

民事訴訟手続に関する条約の締結について承認を求めの件

右は本院において承認することを議決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十五年四月二十四日

衆議院議長 船田 中
参議院議長 重宗 雄三殿

民事訴訟手続に関する条約の締結について承認を求めの件

民事訴訟手続に関する条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求め。

民事訴訟手続に関する条約

この条約の署名国は、千九百五十七年七月十七日の民事訴訟手続に関する条約に対し経路によつて示唆された改良を加えることを希望し、

そのため新たな条約を締結することに決定して、決のとおり協定した。

I 裁判上及び裁判外の文書の送付

第一条

民事又は商事に關し、外国にいる者にあつた文書の送達は、囑託国の領事官から受託国の指定する当局にあつた要請に基づき、締約国において行なわれる。その要請書は、転達される文書を発出した当局の表示、当事者の氏名及び資格、名あつて人のあつて先並びに当該文書の種類を記載するものとし、かつ、受託当局の用いる言語で作成する。

受託当局は、送達を証明し又は送達を妨げた事由を明示する書類を前記の領事官に送付する。

領事官の要請に關連して生ずる紛議は、外交上の経路を通じて解決する。

各締約国は、他の締約国にあつた通告により、自国の領域において行なわれるべき送達の要請書が第一項の事項を記載して外交上の経路を通じて自国に提出されることを希望することを宣言することができる。

この条の規定は、二の締約国がそれぞれの当局の間で直接に送付を行なうことを認めるための取極を行なうことを妨げるものではない。

第二条

送達は、受託国の法律上権限を有する当局が行なり。その当局は、次条の場合を除くほか、文書の送達を、任意に受領する名あつて人への交付に限ることができる。

第三条

要請書には、送達すべき文書二通を添付する。送達すべき文書が受託当局の用いる言語若しくは兩國関係間で合意する言語で作成されている場合又はそれらの言語のいずれか一方による翻訳文がその文書に添付されている場合には、受託当局は、類似の送達の実施について国内法で定める方法又は国内法に反しない特別の方法によつてその文書を送達する。ただし、その旨の希望が要請書に表明されている場合には、その旨の希望が表明されていない場合には、受託当局は、まず、前条の交付を行なうように努めるものとする。

第四条

前項の翻訳文は、反対の取極がない限り、囑託国の外交官若しくは領事官又は受託国の宣誓した翻訳者がその正確であることを証明する。

第五条

送達の証明は、日付を付されかつ認証された名あつて人の受取証又は受託国の当局が送達の事実、方法及び日付を確認する証明書によつて行なり。前項の受取証又は証明書は、送達すべき文書二通のいずれか一方に付記し又は添付する。

第六条

第一条から前条までの規定は、次の権能の行使を妨げるものではない。
1 外国にいる利害関係人に対して直接に文書を郵送する権能
2 利害関係人が直接名あつて国の裁判所附属吏又は権限のある官吏に送達を行なわせる権能
3 各国が外国にいる者に対する直接の送達を自国の外交官又は領事官に行なわせる権能
前項に掲げられるべき権能も、関係国間の条約によつて認められるとき、又は条約がない場合において送達が行なわれる領域の属する国が拒否しないときに限り、認められる。その国は、同項3の場合において、囑託国の国民に対し強制によらないで文書を送達すべきときは、これを拒否することができる。

第七条

送達については、いかなる種類の料金又は費用の償還をも請求することができない。
もつとも、受託国は、反対の取極がない限り、裁判所附属吏の介入又は第三条にいう特別の方法の利用から生ずる費用の償還を囑託国に請求することができる。

第八条

締約国の司法当局は、民事又は商事に關し、他の締約国の権限のある当局がその管轄区域内で証拠調べその他の裁判上の行為を行なうより、自国の法律に従い、その当局に対して司法共助を囑託することができる。

送達の証明は、日付を付されかつ認証された名あつて人の受取証又は受託国の当局が送達の事実、方法及び日付を確認する証明書によつて行なり。前項の受取証又は証明書は、送達すべき文書二通のいずれか一方に付記し又は添付する。

各締約国は、他の締約国にあつた通告により、自国の領域において実施すべき司法共助の囑託が外交上の経路を通じて転達されることを希望することを宣言することができる。

この条の規定は、二の締約国がそれぞれの当局の間で直接に司法共助の囑託を転達することを認めるための取極を行なうことを妨げるものではない。

この条の規定は、二の締約国がそれぞれの当局の間で直接に司法共助の囑託を転達することを認めるための取極を行なうことを妨げるものではない。

第十条

司法共助の囑託書は、反対の取極がない限り、受託当局の用いる言語若しくは兩國関係間で合意される言語で作成するものとし、又はそれらの言語のいずれか一方による翻訳文であつて囑託国の外交官若しくは領事官若しくは受託国の宣誓した翻訳者がその正確であることを証明したものをこれに添付する。

第十一条

司法共助の囑託を受ける司法当局は、自国の当局からの囑託又は関係当事者からの類似の請求によつて用いられる強制方法と同様の強制方法によつて当該受託事項を実施する。その強制方法は、当事者の呼出しについては用いることを要しない。

第十二条

受託当局は、囑託当局の要請がある場合には、求められた措置に關係当事者が立ち会ふことができるように、その囑託当局に対しその措置をとる期日及び場所を通知する。

第十三条

受託事項の実施は、次の場合を除くほか、拒否することができる。
1 書類の真正が立証されない場合
2 その実施が受託国において司法権に属しない場合

第十四条

受託事項の実施は、次の場合を除くほか、拒否することができる。
1 書類の真正が立証されない場合
2 その実施が受託国において司法権に属しない場合

第十五条

受託事項の実施は、次の場合を除くほか、拒否することができる。
1 書類の真正が立証されない場合
2 その実施が受託国において司法権に属しない場合

3 その実施が、その行なわれるべき領域の属する国によりその主権又は安全を害する性質のものであると判断される場合

第十二条

司法共助の嘱託は、受託当局が権限を有しない場合には、その当局の国の法律の定めるところに従い、職権によつてその国の権限のある司法当局に転達される。

第十三条

受託当局は、その受託事項を実施しないときは、その旨を直ちに嘱託当局に通知するものとし、その際、第十一条の場合にはその実施を拒否した理由を、また、前条の場合には嘱託が転達された当局を明示する。

第十四条

受託事項を実施する司法当局は、遵守すべき手続に關して自国の法律を適用する。もつとも、前項の司法当局は、嘱託当局が特別の方法によつて実施することを要請する場合には、その方法が自国の法律に反しないものである限り、その要請に応ずる。

第十五条

第八条から前条までの規定は、各国が自国の外交官又は領事官に受託事項を直接実施させることを妨げるものではない。ただし、関係国間の条約がそのような実施を認めている場合又はその受託事項が実施されるべき領域の属する国がそのような実施を拒否しない場合に限る。

第十六条

受託事項の実施については、いかなる種類の料金又は費用の徴還をも請求することができない。もつとも、受託国は、反対の取極がない限り、証人若しくは鑑定人に支払う費用、証人が任意に出頭しないため裁判所附屬吏が介入することから生ずる費用又は第十四条第二項の規定の適用から生ずる費用の償還を嘱託国に請求することができる。

III 訴訟費用の担保

第十七条

締約国の裁判所において原告又は参加人となる者がいずれかの締約国に住所を有するいずれかの締約国の国民である場合には、その者に対し、外国人であること又はその国に住所若しくは居所を有しないことを理由として、いかなる保証又は供託(その名称のいかんを問わない)をも命ずることができない。

前項の規定は、訴訟費用の支払を確保するため原告又は参加人に要求する費用の前納についても適用する。

締約国間の条約であつて、それらの締約国の国民に対しその住所がどこにあるかを問はず訴訟費用の担保又は前納を免除することを定めるものは、引き続き適用する。

第十八条

前条第一項及び第二項の規定又は訴えが提起された国の法律によつて保証、供託又は前納を免除された原告又は参加人に対し締約国においてされた訴訟費用の負担を定める裁判は、外交上の経路を通じて行なわれる請求に応じ、他の各締約国において、権限のある当局により無償で執行を認許される。

前項の規定は、その後訴訟費用の額を定める裁判についても適用する。

この条の規定は、二の締約国が関係当事者の直接行なう執行認許の請求をも認めるための取極をすることを妨げるものではない。

第十九条

訴訟費用に關する裁判は、当事者の審尋なしに執行を認許される。もつとも、費用の負担を命ぜられた当事者は、執行を求められる国の法律に従つてその後不服を申し立てることができる。

執行認許の請求について裁判をする権限を有する当局は、次の事項のみを審理する。

- 1 費用の負担を定める裁判の謄本が、その裁判の行なわれた国の法律上、真正なものであるために必要な条件を満たしているかどうか

か。

2 その裁判が、その行なわれた国の法律上確定力を有するかどうか。

3 裁判の正文が、受託当局の用いる言語又は両関係国間で合意する言語で作成されているかどうか。また、それらの言語のいづれか一方による翻訳文であつて、反対の取極がない限り、嘱託国の外交官若しくは領事官又は受託国の宣誓した翻訳者がその正確であることを証明したものが、裁判の正文に添付されているかどうか。

前項1及び2の条件は、その裁判が確定力を有することを確認する嘱託国の権限のある当局の宣言又はその裁判が確定力を有することを立証するような正当に認証された書類の提出によつて満たされる。その当局の権限は、反対の取極がない限り、嘱託国の司法行政を担当する最上級の職員が証明する。それらの宣言及び書類は、前項3の規定に従つて作成し又はこれらに翻訳文を添付する。

執行認許の請求について裁判をする権限を有する当局は、当事者が同時に請求する場合には、第二項3に規定する証明、翻訳及び認証の費用の額を定める。その費用は、訴訟費用とみなされる。

IV 無償の訴訟上の救助

第二十条

締約国の国民は、民事又は商事に關し、いずれ他の締約国においても、当該他の締約国の法律に従い、当該他の締約国の国民と同様に無償の訴訟上の救助を受けることができる。

前項の規定は、訴訟上の救助が行政事件について与えられる国においては、行政事件について管轄権を有する裁判所に係属する事件についても適用する。

第二十一条

無資力の証明書又は宣言は、いかなる場合にも、当該外国人の常居所地の当局又は、それがなるときは、現在の居所地の当局が交付し又は受理したものとす。現在の居所地の当局が締約国に属せず、かつ、この種の証明書又は宣言を交付せず又は受理しない場合には、当該外国人の属する国の外交官又は領事官が交付し又は受理した証明書又は宣言で足りる。

請求者が請求を行なう国に居所を有しない場合には、無資力の証明書又は宣言は、その提出されるべき国の外交官又は領事官が無償で認証する。

第二十二条

無資力の証明書又は宣言を交付し又は受理する権限を有する当局は、請求者の資産状況につき他の締約国の当局に照会することができる。

無償の訴訟上の救助の請求について裁定する責任を負う当局は、その権限の範囲内において、証明書、宣言及び提供される資料を審査する権利並びに十分な心証を得るために追加の情報を求める権利を有する。

第二十三条

無資力者が無償の訴訟上の救助を請求すべき国以外の国にいる場合には、その者が訴訟上の救助を受けるための請求は、その者の属する国の領事官が、無資力の証明書又は宣言及び場合により請求の審理に役だつたその他の証拠書類とともに、その請求について裁定する権限を有する当局又はその請求が審理されるべき国の指定する当局に転達することができる。

第二十四条

司法共助の嘱託に關する第九条第二項から第四項まで、第十条及び第十二条の規定は、無償の訴訟上の救助を受けるための請求及びその関係書類の転達についても適用する。

訴訟上の救助の利益がいずれかの締約国の国民に与えられる場合において、当該訴訟に關する送達(その方法のいかんを問わない)が他の締約国において行なわれるときは、受託国は、その送達につきいかなる費用の償還をも嘱託国に請求することができない。

前項の規定は、鑑定人に支払われる費用を除く

昭和四十五年五月八日 参議院會議録第十五号

ほか、司法共助の嘱託についても適用する。

V 身分証書の無償交付

第二十五条

いづれかの締約国の国民である無資力者は、内国民と同一の条件で身分証書の無償交付を受けることができる。そのような無資力者の婚姻に必要な書類は、締約国の外交官又は領事官が無償で認証する。

VI 身体の拘束

第二十六条

身体を拘束する手段は、民事又は商事に關しては、執行の方法としても、また、単なる保全処分としても、それが内国民に対して用いられるものでない限り、締約国の国民である外国人に対して用いることができない。国内に住所を有する内国民が身体を拘束を解除されるために援用することができ、それが外国で生じた場合においても、締約国の国民のために同一の効果を有する。

VII 最終規定

第二十七条

この条約は、国際私法會議の第七回会期に代表者を出した国による署名のため開放される。

この条約は、批准されなければならない。批准書は、オランダ外務省に寄託する。

各批准書の寄託について調書を作成するものとすし、その認証謄本は、外交上の経路を通じて各署名国に送付する。

第二十八条

この条約は、前条第二項の批准書のうち四番目に寄託されるものの寄託の時から六十日目の日に効力を生ずる。

この条約は、その後批准する各署名国については、その批准書の寄託の日から六十日目の日に効力を生ずる。

第二十九条

この条約は、これを批准する国の間では、千九百五十七年七月十七日にヘーグで署名された民事訴訟

民事訴訟手続に關する条約の締結について承認を求めるとする。手続に關する条約に代わるものとする。

第三十条

この条約は、締約国の本土領域については当然に適用する。

いづれの締約国も、自国が国際關係について責任を有する他の領域の全部又は一部につきこの条約を適用することを希望する場合には、その旨を文書によつて通告するものとし、その文書は、オランダ外務省に寄託される。その文書の認証謄本は、同外務省が外交上の経路を通じて各署名国に送付する。

この条約は、前項の送付の後六箇月以内に異議を申し立てなかつた国と同項の通告を行なつた国が国際關係について責任を有する領域であつてその通告の対象となつたものとの間で、効力を生ずる。

第三十一条

国際私法會議の第七回会期に代表者を出さなかつた国は、この条約に加入することができる。ただし、この条約を批准した国がオランダ政府から加入の通知を受けた後六箇月以内に異議を申し立てないことを条件とする。加入は、第二十七条第二項に定める方法に準じて行なう。

この条約は、第二十八条第一項の規定に従つて効力を生じた後でなければ、これに加入することができない。

第三十二条

締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこれへの加入に際して留保を行なうことにより、第十七条の規定の適用を自国の領域に常居所を有する締約国の国民に限定することができる。

前項の留保を行なう国は、他の締約国の裁判所において原告又は参加人となる自国民につき、その者が当該他の締約国の領域に常居所を有する場合を除くほか、当該他の締約国が第十七条の規定を適用することを要求することができない。

第三十三条

この条約は、第二十八条第一項の日から五年間

効力を有する。

前項の有効期間は、その開始後にこの条約を批准し又はこれに加入する国についても、同様とする。

この条約は、廃棄されない限り、五年ごとに黙示的に更新される。廃棄は、五年の期間が満了する少なくとも六箇月前にオランダ外務省に通告するものとし、同外務省は、それを他のすべての締約国に通知する。

廃棄は、第三十条第二項の規定に従つて行なわれる通告に明示する領域の全部又は一部に限定して行なうことができる。

廃棄は、これを通告した国についてのみ効力を生ずるものとし、その他の締約国については、この条約は、引き続き効力を有する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの条約に署名した。

千九百五十四年三月一日にヘーグで本書一通を作成した。本書は、オランダ政府に寄託するものとし、その認証謄本は、外交上の経路を通じて、ヘーグ国際私法會議の第七回会期に代表者を出した国に送付する。

ドイツ連邦共和国のために

オーストリアのために

エリク・フィルツ

千九百五十四年三月一日

ベルギーのために

E. グレーフェ

千九百五十四年三月一日

デンマークのために

スペインのために

フィンランドのために

フランスのために

グレート・ブリテン又は北部アイルランド連合王国のために

イタリアのために

C. カループ

千九百五十四年三月一日

日本国のために

ルクセンブルグのために

ノールウェーのために

オランダのために

J. W. ベイエン

千九百五十四年三月一日

J. ルンス

ポルトガルのために

スウェーデンのために

スイスのために

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

民事又は商事に關する裁判上及び裁判外の文書の外国における送達及び告知に關する条約の締結について承認を求めるとするの件

右は本院において承認することを議決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和四十五年四月二十四日

衆議院議長 船田 中

参議院議長 重宗 雄三殿

民事又は商事に關する裁判上及び裁判外の文書の外国に於ける送達及び告知に關する条約の締結について承認を求めんもの件

民事又は商事に關する裁判上及び裁判外の文書の外国に於ける送達及び告知に關する条約の締結について、日本国憲法第七十三條第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めんもの件

民事又は商事に關する裁判上及び裁判外の文書の外国に於ける送達及び告知に關する条約

この条約の署名国は、

外国に於ける送達又は告知を行なうべき裁判上及び裁判外の文書をその名あて人が十分な余裕をもつて知ることができると認められる方法が設けられることを希望し、

そのため、手続の簡素化及び迅速化によつて司法共助を改善することを希望し、

そのための条約を締結することに決定して、次のとおり協定した。

第一章

この条約は、民事又は商事に關し、外国に於ける送達又は告知のため裁判上又は裁判外の文書を外国に転達すべき場合につき、常に適用する。

この条約は、文書の名あて人のあて先が明らかでない場合には、適用しない。

第二章 裁判上の文書

各締約国は、次条から第六条までの規定に従い他の締約国からの送達又は告知の要請を受理しかつ処理する責任を負う中央当局を指定する。

各国は、自国の法律に従つて中央当局を組織する。

第三章

囑託国の法律上権限を有する当局又は裁判所附屬吏は、受託国の中央当局に対し、この条約の附屬書の様式に合致する要請書を送付する。この場合において、認証その他これに相当する手続を要しない。

前項の要請書には、当該裁判上の文書又はその写しを添付するものとし、これらの要請書及び文書又は写しは、それぞれ二通とする。

第四章

中央当局は、要請がこの条約の規定に従つて行なわれていないと認める場合には、その旨を当該要請に対する異議の理由とともに直ちに要請者に通知する。

第五章

受託国の中央当局は、次のいずれかの方法により、文書の送達又は告知を行ない又は行なわせない。

(a) 受託国において作成される文書をその国の領域内にいる者に送達し又は告知するためその国の法律で定める方法

(b) 要請者が希望する特別の方法。ただし、受託国の法律に反しないものに限る。

文書は、前項(b)の場合を除くほか、常に、任意に受領する名あて人への交付によつて送達することができる。

中央当局は、第一項の規定に従つて文書の送達又は告知を行なうべき場合に、その文書を自国の公用語で作成し又はこれに翻訳することを要請することができる。

この条約の附屬書の様式に合致する要請書のうち

文書の要領が記載されている部分は、名あて人に交付する。

第六章

受託国の中央当局又は受託国が特に指定する当局は、この条約の附屬書の様式に合致する証明書を作成する。

証明書には、送達又は告知が実施された旨を記載するものとし、その実施の方法、場所及び日付並びに文書の交付を受けた者を明示する。送達又は告知が実施されなかつた場合には、その事由を明示する。

要請者は、証明書が中央当局又は司法当局によつて作成されたものでない場合には、そのいずれか一方の当局がこれに確認を与えることを要請することができる。

第七章

この条約の附屬書の様式中の印刷される文言は、必ずフランス語又は英語によるものとする。その文言には、囑託国の公用語を併記することができる。

第八章

前項の文言に対応する欄には、受託国の言語、フランス語又は英語で記入する。

第九章

各締約国は、外国にいる者に対する裁判上の文書の直接の送達又は告知を自国の外交官又は領事官に行なわせる権限を有する。ただし、その送達又は告知は、強制によらないものに限る。

文書の送達又は告知がその文書の作成された国の国民に対して行なわれる場合を除くほか、いずれの国も、自国の領域内での前項の権限の行使を拒否することを宣言することができる。

第九章

各締約国は、さらに、他の締約国の指定する当局に対し送達又は告知を目的として裁判上の文書を転送するため、領事官の経路を用いることができる。

各締約国は、特別の事情がある場合には、前項の目的と同様の目的のため外交上の経路を用いることができる。

第十章

この条約は、名あて人が拒否を宣言しない限り、次の権限の行使を妨げるものではない。

(a) 外国にいる者に対して直接に裁判上の文書を郵送する権能

(b) 囑託国の裁判所附屬吏、官吏その他権限のある者が直接名あて人の裁判所附屬吏、官吏その他権限のある者に裁判上の文書の送達又は告知を行なわせる権能

(c) 裁判手続の利害關係人が直接名あて人の裁判所附屬吏、官吏その他権限のある者に裁判上の文書の送達又は告知を行なわせる権能

第十一章

この条約は、締約国が、裁判上の文書の送達又は告知を目的として、前諸条に定めのない転達の経路、特に、それぞれの当局の間での直接の送付を認めるための取極を相互間で行なうことを妨げるものではない。

第十二章

締約国から転達された裁判上の文書の送達又は告知については、受託国の提供する役務に係る料金又は費用の支払又は償還を請求することができる。

要請者は、次のことから生じた費用を支払い又は償還する。

昭和四十五年五月八日 参議院會議録第十五号

民事訴訟手続に関する条約の締結について承認を求めるの件外三件

六四六

(a) 裁判所附属吏又は名あてて国の法律上権限を有する者の介入

(b) 特別の方法の利用

第十三条

この条約の規定に従つて要請された送達又は告知の実施は、受託国によりその主権又は安全を害する性質のものであると判断される場合を除くほか、拒否することができない。

受託国は、当該事件につき自国の法律上専属的な裁判管轄権を有していること又は自国の法律上当該請求の趣旨に対応する法的手段を認めていないことのみを理由として、前項の送達又は告知の実施を拒否することができない。

中央当局は、拒否した場合には、その旨を拒否の理由とともに直ちに要請者に通知する。

第十四条

送達又は告知のために行なわれる裁判上の文書の転達に関連して生ずる紛議は、外交上の経路を通じて解決する。

第十五条

訴訟手続を開始する文書又はこれに類する文書が送達又は告知のためこの条約の規定に基づき外国に転達された場合において、被告が出頭しないときは、

- (a) その文書が、受託国において作成される文書その国の領域内にいる者に送達し若しくは告知するためその国の法律で定める方法により、送達され若しくは告知されたこと又は
- (b) その文書が、この条約に定める他の方法により、被告に対し若しくはその住居において

実際に交付されたこと

及び、これらのいずれかのこととともに、当該送達、告知又は交付が被告の防御のために十分な期間を置いて行なわれたことが立証される時まで、

裁判所は、裁判を延期する。

各締約国は、自国の裁判所が、送達、告知又は交付の証明書を受理していない場合においても、次のすべての条件が満たされるときは、前項の規定にかかわらず裁判をすることができ、前項の宣言することができる。

(a) 前項の文書が、この条約に定めるいずれかの方法によつて転達されたこと。

(b) その文書の発送の日から、当該裁判所が事件ごとに適当と認める六箇月以上の期間を経過したること。

(c) すべての妥当な努力にもかかわらず、受託国の権限のある当局から証明書を手入することができなかつたこと。

この条の規定は、裁判所が緊急の場合に仮の処分又は保全処分を命ずることを妨げるものではない。

第十六条

訴訟手続を開始する文書又はこれに類する文書が送達又は告知のためこの条約の規定に基づき外国に転達された場合において、出頭しない被告に対して裁判がされたときは、裁判所は、次のすべての条件が満たされる限り、不服申立期間の満了によつて失われた被告の不服申立権を回復させることができる。

(a) 被告が、その責めに帰すべき事由によらな

い、防御するために十分な期間内にその文書を知らず、又は不服申立をするために十分な期間内にその裁判を知らなかつたこと。

(b) 被告の主張が全く理由がないとは思われな

いこと。
不服申立権の回復の請求は、被告が裁判を知つた時から相当の期間内に行なわれなければならない。各締約国は、その宣言に明示する期間の満了後に行なわれなかった不服申立権の回復の請求が却下されることを宣言することができる。ただし、その期間には、裁判の日から一年未満であつてはならない。

この条の規定は、人の身分に関する裁判については適用しない。

第二章 裁判外の文書

第十七条

締約国の当局及び裁判所附属吏が発出する裁判外の文書は、他の締約国における送達又は告知のため、この条約に定める方法及び条件によつて転送することができる。

第三章 一般規定

第十八条

いずれの締約国も、中央当局のほか、他の当局をその権限を定めて指定することができる。もつとも、要請者は、中央当局に対して直接に要請を行なう権利を常に有する。

第十九条

この条約は、締約国が、自国の領域内で外国からの文書を送達し又は告知するため、自国の国内法により前諸条に定めのない転送の方法を認めることを妨げるものではない。

第二十条

この条約は、締約国が次の規定と異なる取極を相互間で行なうことを妨げるものではない。

(a) 転送される文書及び要請書それぞれ二通を必要とする第三項第二項の規定

(b) 使用する言語に関する第五項第三項及び第七条の規定

(c) 第五項第四項の規定

(d) 第十二条第二項の規定

第二十一条

各締約国は、批准書若しくは加入書の寄託の時又はその後、オランダ外務省に対して次の事項を通告する。

(a) 第二条及び第十八条の当局の指定

(b) 第六条の証明書を作成する権限を有する当局の指定

(c) 領事官を通じて転送される文書を受領する

権限を有する第九条の当局の指定

各締約国は、該当する場合には、前項の場合と同様に、次の事項を通告する。

(a) 転達の経路についての第八条及び第十条の拒否

(b) 第十五条第二項及び第十六条第三項の宣言

(c) 前項の指定、(a)の拒否及び(b)の宣言の変更

第二十二条

千九百五十五年七月十七日にヘーグで署名された民事訴訟手続に関する条約又は千九百五十四年三月一日にヘーグで署名された民事訴訟手続に関する条約の当事国である締約国の間では、この条約は、それらの二の条約の第一条から第七条までの規定に代わるものとする。

第二十三条

この条約は、千九百五十五年七月十七日にヘーグで署名された民事訴訟手続に関する条約第二十三条及び千九百五十四年三月一日にヘーグで署名された民事訴訟手続に関する条約第二十四条の規定の適用を妨げるものではない。

第二十四条

もつとも、前項にいう規定は、同項の条約に定める送付の方法と同一の送付の方法が利用される場合についてのみ適用する。

第二十五条

締約国間の取極であつて千九百五十五年の条約又は千九百五十四年の条約を補充するものは、それらの締約国が別段の合意をしない限り、この条約についても適用されるものとみなす。

第二十六条

この条約は、ヘーグ国際私法会議の第十四回会期に代表者を出した国による署名のため開放される。

この条約は、批准されなければならない。批准書は、オランダ外務省に寄託する。

第二十七条

この条約は、前条第二項の批准書のうち三番目に寄託されるものの寄託の後六十日目の日に効力を生ずる。

この条約は、その後批准する各署名国については、その批准書の寄託の後六十日目の日に効力を生ずる。

第二十八条

ヘーグ国際私法会議の第十回会期に代表者を出さなかつた国は、この条約が前条第一項の規定に従つて効力を生じた後これに加入することができ

る。加入書は、オランダ外務省に寄託する。前項の加入書の寄託の前にこの条約を批准した

いずれかの国がオランダ外務省による当該寄託の通告を受けた日から六箇月の期間内に同外務省に対して異議を申し立てなかつた場合には、この条約は、同項の国について効力を生ずる。

第二十九条

この条約は、前項の異議の申立てがなかつた場合には、同項に定める期間が満了する月の翌月の初日に、当該加入書を寄託した国について効力を生ずる。

は一部につきこの条約を適用することを宣言することができる。その宣言は、この条約がその国について効力を生ずる時に効力を生ずる。

そのような適用は、その後いつでもオランダ外務省に通告する。

この条約は、前項の通告の後六十日目の日に、その適用されることとなる領域について効力を生ずる。

第三十条

この条約は、第二十七条第一項の規定に従つて効力を生じた日から五年間効力を有する。その日の後に批准し又は加入する国についても、同様とする。

この条約は、廃棄されない限り、五年ごとに黙示的に更新される。

廃棄は、五年の期間が満了する少なくとも六箇月前にオランダ外務省に通告する。

廃棄は、この条約が適用される領域のうち特定の部分に限定して行なうことができる。

廃棄は、これを通告した国についてのみ効力を生ずるものとし、その他の締約国については、この条約は、引き続き効力を有する。

第三十一条

オランダ外務省は、第二十六条の国及び第二十八条の規定に従つて加入した国に対し、次の事項

を通告する。

(a) 第二十六条の署名及び批准

(b) この条約が第二十七条第一項の規定に従つて効力を生ずる日

(c) 第二十八条の加入及びそれが効力を生ずる日

(d) 第二十九条の適用宣言及びそれが効力を生ずる日

(e) 第二十一条の指定、拒否及び宣言

(f) 前条第三項の廃棄

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

千九百六十五年十一月十五日にヘーグで、ひとしく正文であるフランス語及び英語により本書一通を作成した。本書は、オランダ政府に寄託するものとし、その認証謄本は、外交上の経路を通じて、ヘーグ国際私法会議の第十回会期に代表者を出した国に送付する。

ドイツ連邦共和国のために

批准を条件として

カール・ヘルマン・クノーケ

オーストリアのために

ベルギーのために

デンマークのために

スペインのために

アメリカ合衆国のために

ウィリアム・ロイヤル・タイラー

フィンランドのために

シーグルド・フォン・ヌーメルス

フランスのために

ギリシャのために

アイルランドのために

イスラエルのために

ダヴィッド・シャルティール

千九百六十五年十一月二十五日

イタリアのために

日本国のために

ルクセンブルグのために

ノールウェーのために

オランダのために

J・ルンス

ポルトガルのために

アラブ連合共和国のために

グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国のために

昭和四十五年五月八日 参議院會議録第十五号 民事訴訟手続に関する条約の締結について承認を求めるの件外三件

ビーター・ギヤラン
千九百六十五年十二月十日
スウェーデンのために
スイスのために

トルロのために
ユーゴスラヴィアのために

証書 宣誓書及び証明書の綴込

要 請 書

裁判上又は裁判外の文書の外国における送達及び告知のために

1965年11月15日にヘーグで署名された民事又は商事に関する裁判上及び裁判外の文書の外国における送達及び告知に関する条約

要請者の表示及び所在地

受託当局の所在地

下名の要請者は、貴受託当局に対し、下記の文書それぞれ2通を送付するとともに、条約第5条の規定に基づき、次の方法により遅滞なく名あて人にその1通を交付することを要請します。

(名あて人の表示及びあて先)

(a) 条約第5条第1項(a)の方法*

(b) 条約第5条第1項(b)の特別の方法、すなわち、*

(c) 条約第5条第2項の任意交付*

下記の文書1通及びその添付書類*を裏面の証明書とともに要請者に返送し又は返送させるよう貴受託当局に要請します。

書類の表示

.....
.....
.....
.....
.....

(場所) (日付)

署名又は公印

* 印の文言は、不要な場合には抹消すること。

(裏 面)

証 明 書

下名の当局は、条約第6条の規定に従い、次のことを証明します。

1. 要請された交付は、*

(日)

(場所)

において、条約第5条の規定する次の方法によつて実施した。*

(a) 条約第5条第1項(a)の方法*

(b) 特別の方法、すなわち、*

(c) 任意交付*

要請書に掲げる文書は、次の者に交付した。

(交付を受けた者の表示及び資格)

名あて人との関係(家族、使用人その他)

2. 要請された交付は、次の事由により実施されなかつた。*

条約第12条第2項の規定に従い、貴要請者に対し、添付された計算書に明細を掲げる費用の支払又は償還を請求します。*

添付書類

返送される書類

該当する場合には、要請された交付の (場所) (日付)

実施を証明する文書 署名又は公印

* 印の文言は、不要な場合には抹消すること。

文 書 の 要 領

1965年11月15日にヘーグで署名された民事又は商事に関する裁判上及び裁判外の文書の外国における送達及び告知に関する条約 (第5条第4項)

領事当局の表示及び所在地

当事者の表示*

文書の種類及び目的

裁判上の文書**

訴訟手続の種類及び目的並びに該当する場合にはその訴訟

出頭の期日及び場所**

裁判をした裁判所**

裁判の日**

文書に定める期間**

裁判外の文書**

文書の種類及び目的

文書に定める期間**

* 印の欄には、必要に応じ、文書の転送に利害関係がある者の表示及びあて先を記入すること。
**印の文言は、不要な場合には抹消すること。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

外国公文書の認証を不要とする条約の締結について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十五年四月二十四日

衆議院議長 船田 中

参議院議長 重宗 雄三殿

昭和四十五年五月八日 参議院会議録第十五号

民事訴訟手続に関する条約の締結について承認を求めるの件外三件

外国公文書の認証を不要とする条約の締結について承認を求めるの件
外国公文書の認証を不要とする条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

外国公文書の認証を不要とする条約

この条約の署名国は、
外交官又は領事官による外国公文書の認証を不要とすることを希望し、
そのため条約を締結することに決定して、次のとおり協定した。

第一条

この条約は、いずれかの締約国の領域において作成された公文書で他のいずれかの締約国の領域において提出されるべきものにつき、適用する。この条約の適用上、次のものを公文書とみなす。

- (a) 国の司法権に係る当局又は職員が発する文書(検察官、裁判所書記又は執行吏が発するものを含む。)
 - (b) 行政官庁の文書
 - (c) 公正証書
 - (d) 登記済み又は登録済みの証明、確定日付証明、署名証明その他これらに類する公的な証明であつて、私署証書に付するもの
- ただし、この条約は、次の文書については適用しない。
- (a) 外交官又は領事官が作成する文書
 - (b) 行政官庁の文書で商業活動又は税関の事務と直接の関係があるもの

第二条

各締約国は、自国の領域において提出される文書でこの条約の適用を受けるものにつき、認証を免除する。この条約の適用上、「認証」とは、当該文書の提出されるべき国の外交官又は領事官が、署名の真正、文書の署名者の資格及び場合により

文書に押されている印影の同一性を証明する手続のみをいう。

第三条

署名の真正、文書の署名者の資格及び場合により文書に押されている印影の同一性の証明として要求することができる唯一の手続は、当該文書を発する国の権限のある当局による次条の証明書の付与とする。

もつとも、文書が提出される国において効力を有する法律、規則若しくは慣行又は締約国間の取極が前項の手続を廃止し若しくは簡素化し又は文書の認証を免除している場合には、その手続を要求することができない。

第四条

前条第一項の証明文は、文書自体又は複製に記載する。その証明文は、この条約の附属書の様式に合致するものとする。

もつとも、証明文は、これを付与する当局の公用語で記載することができる。また、証明文中の文言には、他の言語を併記することができる。「証明(千九百六十一年十月五日のヘーグ条約)」という標題は、フランス語で記載する。

第五条

証明文は、文書の署名者又は所持人の請求に応じて付与する。正当に記載された証明文は、署名の真正、文書の署名者の資格及び場合により文書に押されている印影の同一性を証明する。証明文中の署名及び印影は、すべての証明を免除される。

第六条

各締約国は、第三条第一項の証明文を付与する権限を有する当局をその公的任務に照らして指定する。各締約国は、批准書若しくは加入書を寄託する時又は適用宣言を行なう時にオランダ外務省に対して前項の指定を通告するものとし、また、その指定の変更を通告する。

第七条

前条の規定に従つて指定された各当局は、その付与した証明文について次の事項を記録する登録簿又は索引カードを備えるものとする。

(a) 証明文の番号及び日付

(b) 公文書の署名者の氏名及びその資格又は、署名がない場合には、押印した当局の表示

証明文を付与した当局は、利害関係人の請求に応じ、証明文中の記載事項が登録簿又は索引カードの記載事項と一致しているかどうかを確認する。

第八条

締約国間の条約又は協定が署名又は印影の証明について一定の手続を課する規定を含む場合において、その手続が第三条及び第四条の手続よりも厳格であるときは、この条約は、その規定に優先する。

第九条

各締約国は、自国の外交官又は領事官がこの条約上認証の免除されている場合に認証を行なうことがないようするための必要な措置をとる。

第十条

この条約は、ヘーグ国際私法会議の第九回会期に代表者を出した国並びにアイスランド、アイスランド、リヒテンシュタイン及びトルコによる署名のため、開放される。この条約は、批准されなければならない。批准書は、オランダ外務省に寄託する。

第十一条

この条約は、前条第二項の批准書のうち三番目に寄託されるものの寄託の後六十日目の日に効力を生ずる。

この条約は、その後批准する各署名国については、その批准書の寄託の後六十日目の日に効力を生ずる。

第十二条

第十条の国以外の国は、この条約が前条第一項の規定に従つて効力を生じた後これに加入することができる。

加入書は、オランダ外務省に寄託することができる。加入は、加入国と第十五条(d)の通告を受領した後六箇月以内に当該加入に対して異議を申し立てなかつた締約国との間のみ、効力を有する。その異議は、オランダ外務省に通告する。

この条約は、加入国とその加入に対して異議を申し立てなかつた国との間で、前項に規定する六箇月の期間の満了の後六十日目の日に効力を生ずる。

第十三条

いずれの国も、署名、批准又は加入の時に、自国が国際関係について責任を有する領域の全部又は一部につきこの条約を適用することを宣言することができる。その宣言は、この条約がその国について効力を生ずる時に効力を生ずる。そのような適用は、その後いつでもオランダ外務省に通告する。

この条約は、これに署名しかつこれを批准する国が適用宣言を行なう場合には、第十一条の規定に従い、関係領域について効力を生ずる。この条約は、これに加入する国が適用宣言を行なう場合には、前条の規定に従い、関係領域について効力を生ずる。

第十四条

この条約は、第十一条第一項の規定に従つて効力を生じた日から五年間効力を有する。その日の後に批准し又は加入する国についても、同様とする。

この条約は、廃棄されない限り、五年ごとに黙示的に更新される。

廃棄は、五年の期間が満了する少なくとも六箇月前にオランダ外務省に通告する。

廃棄は、この条約が適用される領域のうち特定の部分に限定して行なうことができる。

廃棄は、これを通告した国についてのみ効力を生ずるものとし、その他の締約国については、この条約は、引き続き効力を有する。

第十五条

オランダ外務省は、第十条の国及び第十二条の規定に従つて加入した国に対し、次の事項を通告する。

- (a) 第六条第二項の通告
- (b) 第十条の署名及び批准
- (c) この条約が第十一条第一項の規定に従つて効力を生ずる日
- (d) 第十二条の加入及び異議並びにその加入が効力を生ずる日
- (e) 第十三条の適用宣言及びそれが効力を生ずる日
- (f) 前条第三項の廃棄

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

千九百六十一年十月五日にヘーグで、フランス語及び英語により本書一通を作成した。フランス語の本文と英語の本文との間に相違がある場合には、フランス語の本文による。本書は、オランダ政府に寄託するものとし、その認証本は、外交上の経路を通じて、ヘーグ国際私法会議の第九回会期に代表者を出した国並びにアイスランド、アイルランド、リヒテンシュタイン及びトルコに送付する。

- ドイツ連邦共和国のために
ドクトル J・レンス
- オーストリアのために
ドクトル ゲオルク・アーフォース
- ベルギーのために
- デンマークのために
- スペインのために
- フィンランドのために

昭和四十五年五月八日 参議院会議録第十五号

フランスのために

千九百六十一年十月九日

エティエンヌ・コイダン

ギリシャのために

P・A・ヴェリキオス

アイルランドのために

アイスランドのために

イタリアのために

日本国のために

リヒテンシュタインのために

ルクセンブルグのために

J・クレメール

ノールウェーのために

オランダのために

ポルトガルのために

グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国のために

スウェーデンのために

スイスのために

M・シエルラー

トルコのために

ユーゴスラヴィアのために

ラーデ・ルキッチ

(批准を条件として)

附屬書 証明文の様式

証明文は、一辺の長さが少なくとも九センチメートルの正方形とする。

証 明

(1961年10月5日のヘーグ条約)

1. 国名.....
 2. この公文書は、.....
 3. その署名者は、.....
 4. この公文書には、.....
-の資格において行動する者であり、
.....の印影が押されている。
- 上記のことを証明する。

5. (場所).....

7. (証明地).....

8. 第.....号

9. 印 影

10. 署 名

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

教育的、科学的及び文化的資料の輸入に関する協定の締結について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。

よつて国会法第八十条により送付する。

参議院議長 重宗 雄三殿

衆議院議長 船田 中

昭和四十五年四月二十四日

教育的、科学的及び文化的資料の輸入に関する協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三

民事訴訟手続に関する条約の締結について承認を求めるの件外三件

昭和四十五年五月八日 参議院會議録第十五号
号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求め
る。

教育的、科学的及び文化的資料の輸入に關
する協定

前文

思想及び知識を自由に交換することが、また一
般に、諸文明における各種の表現形態をできる限
り広く普及することが、知的進歩及び国際間の理
解にとり、したがって世界平和の維持にとつて、
真に重要であることを考慮し、

そのような交流が、主として書籍、出版物並び
に教育的、科学的及び文化的資料を通じて実現さ
れることを考慮し、

国際連合教育科学文化機関憲章が、「出版物、
芸術的及び科学的に意義のある物その他の参考資
料の交換」を含む知的活動のすべての部門におけ
る諸国民の間の協力を奨励しており、さらに、国
際連合教育科学文化機関の任務として「大衆通報
(マス・コミュニケーション)のあらゆる方法を通
じて諸人民が相互に知りかつ理解することを促進
する仕事に協力すること並びにこの目的で言語及
び表象による思想の自由な交流を促進するために
必要な国際協定を勧告すること」を規定している
ことを考慮し、

これらの目的が、書籍、出版物並びに教育的、科
学的及び文化的資料の自由な移動を容易にする国
際協定によつて効果的に促進されることを認め、
よつて、次のとおり協定した。

第一条

1 締約国は、他の締約国の次の産品で附属書に

定める条件に従つたものの輸入に対し又はこれ
に関連して、関税その他の課徴金を課さないこ
とを約束する。

- (a) 附属書Aに掲げる書籍、出版物及び文書
(b) 附属書B、C、D及びEに掲げる教育的、
科学的及び文化的資料

2

1の規定は、締約国が輸入品に対して次のも
のを課することを妨げるものではない。

- (a) 輸入の際に又はその後課される内国税そ
の他すべての種類の内国税。ただし、同
種の国内産品に直接又は間接に課されるもの
の額をこえないものとする。
- (b) 政府当局が輸入に対し又はこれに関連して
課する手数料及び課徴金で関税以外のもの。
ただし、提供された役務の概算の費用の額を
こえないものとし、また、国内産品の間接的
保護となるもの又は財政上の目的のために輸
入品に賦課されるものであつてはならない。

第二条

1 締約国は、次の物品の輸入に必要な承認又は
外国為替を許すことを約束する。

- (a) 公共の図書館及び資料保存所並びに公共の
教育団体、研究団体又は文化団体の図書館及
び資料保存所に送付される書籍及び出版物
- (b) 締約国において発行される当該締約国の立
法府及び行政府の公文書
- (c) 国際連合又はその専門機関の書籍及び出版
物

- (d) 国際連合教育科学文化機関が受領し、か
つ、同機関によつて又はその指示の下に無償
で配布される書籍及び出版物
- (e) 輸入国の国外における観光旅行の促進を目
的とする出版物であつて無償で送付されかつ

民事訴訟手続に關する条約の締結について承認を求めるの件外三件

配布されるもの

- (f) 盲人用の次の物品
(i) 点字によるすべての種類の書籍、出版物
及び文書
(ii) 盲人の教育的、科学的又は文化的進歩の
ため特に考案されたその他の物品であつ
て、その免税輸入を輸入国の権限のある当
局によつて承認された盲人の福祉事業に携
わる団体又は機関が直接に輸入するもの

2

締約国は、数量制限及び為替管理の措置をと
る場合には、1の物品以外の教育的、科学的又は
文化的資料、特に附属書に掲げる資料の輸入に
必要な外国為替及び承認をできる限り許す事
を約束する。

第三条

1 締約国は、教育的、科学的又は文化的資料で
あつて、輸入国の権限のある当局が承認した公
共の展覧会に出品することのみを目的として輸
入されかつその後再輸出されるものに対し、
できる限りの便宜を与えることを約束する。こ
の便宜には、必要な承認の許すのほかに関税並び
に輸入に際して支払うべきすべての種類の内国
税及び課徴金(提供された役務の概算の費用の
額に相当する額の手数料及び課徴金を除く)の
免除を含む。

2 この条のいかなる規定も、展示が終了したと
きに、輸入国の当局が当該資料の再輸出の確保
に必要な措置をとることを妨げるものではな
い。

第四条

締約国は、できる限り次のことを行なうことを
約束する。
(a) 教育的、科学的又は文化的資料の自由な流
通をあらゆる手段によつて促進し、及びこの
自由な流通に対する制限でこの協定に規定し
ていないものを廃止し又は減少させるため、
引き続き共同して努力すること。

- (b) 教育的、科学的又は文化的資料の輸入を規
制する行政手続を簡易化すること。
(c) 教育的、科学的又は文化的資料の迅速かつ
安全な通関を容易にすること。

第五条

この協定のいかなる規定も、締約国が、国家の
安全、公の秩序又は公衆道徳に直接に関連する事
由によつて物品の輸入又は輸入後の流通を禁止し
又は制限する措置を自国の法令に従つてとる権利
に影響を及ぼすものではない。

第六条

この協定は、著作権、商標権又は特許権に關
し、締約国の法令又は締約国が当事国である条
約、協定若しくは宣言のいずれをも修正するもの
ではなく、また、これらのいずれにも影響を及ぼ
すものではない。

第七条

締約国は、自国が当事国である条約の規定で紛
争の解決のためのものに従つて場合を除くほか、交
渉又は調停によつてこの協定の解釈又は適用に關
する紛争を解決することを約束する。

第八条

輸入品の教育的、科学的又は文化的性質に關す
る紛争が締約国の間で生じた場合には、関係当事
国は、合意により、国際連合教育科学文化機関事
務局長に対して勧告的意見を求めることができ
る。

第九条

1 英語及びフランス語による本文をひとしく正
文とするこの協定は、本日の日付を付するもの
とし、国際連合教育科学文化機関及び国際連合
のすべての加盟国並びにこれらの機関の非加盟
国で国際連合教育科学文化機関の執行委員会が
招請するものの署名のため、開放しておく。

2 この協定は、署名国により、それぞれの憲法
上の手続に従つて批准されなければならない。

3 批准書は、国際連合事務局長に寄託する。

第十条

第九條一の國は、千九百五十年十一月二十二日以後この協定に加入することができる。加入は、正式な文書が國際連合事務総長に寄託された時に効力を生ずる。

第十一條

この協定は、國際連合事務総長が十の國から批准書又は加入書を受領した日に効力を生ずる。

第十二條

1 この協定の効力発生の日に締約國である國は、その日の後六箇月の期間内に、それぞれ、この協定を十分実効的に運用するため必要なすべての措置をとる。

2 この協定の効力発生の日の後に批准書又は加入書を寄託する國は、その寄託の日から三箇月の期間内に1の措置をとる。

3 締約國は、1及び2に定める期間の満了の後一箇月以内に、この協定を十分実効的に運用するためとつた措置に關する報告書を國際連合教育科学文化機關に提出する。

4 國際連合教育科学文化機關は、この協定のすべての署名國及び國際貿易機關(暫定的にその中間委員会)に対して3の報告書を送付する。

第十三條

締約國は、署名の時若しくは批准書若しくは加入書の寄託の時に又はその後いつでも、國際連合事務総長にあつた通告により、自國が國際關係の処理に關して責任を負う地域の全部又は一部についてもこの協定を適用することを宣言することができる。

第十四條

1 締約國は、自國につき又は自國が國際關係の処理に關して責任を負う地域につき、國際連合事務総長に寄託する文書により、この協定の効力発生の日の後二年で、この協定を廃棄することができる。

2 廃棄は、廃棄通告書の受領の後一年で効力を生ずる。

第十五條

國際連合事務総長は、第九條一の國並びに國際連合教育科学文化機關及び國際貿易機關(暫定的にその中間委員会)に対し、第九條及び第十條に規定するすべての批准書及び加入書の寄託並びに第十三條及び第十四條に規定する通告及び廃棄を通報する。

第十六條

國際連合教育科学文化機關事務局長は、締約國の三分の一以上の要請があつた場合には、同機關の總會の次回の會期の議事日程に、この協定を改正するための會議を招集する問題を入れる。

第十七條

附屬書A、B、C、D及びE並びにこの協定の附屬議定書は、この協定の不可分の一部とする。

第十八條

1 この協定は、その効力発生の日に、國際連合事務総長が國際連合憲章第百二條の規定に従つて登録する。

2 以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けて、各自の政府のためにこの協定に署名した。

千九百五十年十一月二十二日にニュー・ヨーク州レーク・サクスで本書一通を作成した。本書は、國際連合に寄託するものとし、その認証謄本は、第九條一のすべての國並びに國際連合教育科学文化機關及び國際貿易機關(暫定的にその中間委員会)に送付する。

附屬書A 書籍、出版物及び文書

- (i) 印刷した書籍
(ii) 新聞及び定期刊行物
(iii) 印刷以外の複製方法で作成した書籍及び文書
(iv) 締約國において発行した当該締約國の立法府及び行政府の公文書
(v) 旅行に關するポスター及び出版物(パンフレット、案内書、時間表、リーフレット及び

これらに類する出版物)であつてその輸入國の國外における旅行の促進を目的とするもの(民間の商業的企業が発行したものを含むものとし、さし絵があるかどうかを問わない。)
(vi) 國外における研究の促進を目的とする出版物

(vii) 手書き文書及びタイプ文書

(viii) 書籍及び出版物の目録で、その輸入國の國外の出版業者又は書籍販売業者が販売するもの
(ix) 教育的、科学的又は文化的なフィルム、録音物その他の視聽覚資料の目録で、國際連合若しくはその専門機關により又はこれらのために発行されたもの

(x) 手書きの楽譜、印刷した楽譜又は印刷以外の複製方法で複製した楽譜

(xi) 地図、海図又は星図
(xii) 建築用、工業用又は工學用の設計図及び図案並びにこれらのものの複製であつて、その免稅輸入を輸入國の権限のある当局によつて承認された科学施設又は教育団体における研究を目的とするもの

(xiii) 文房具

(xiv) 民間の商業的企業により又はこれのために広告を主たる目的として発行された書籍、出版物及び文書(viii)及び(xii)にいう目録並びに(v)にいう旅行に關するポスター及び出版物を除く。
(xv) 広告欄が紙面の七十パーセントをこえる新聞及び定期刊行物
(xvi) 広告欄が紙面の二十五パーセントをこえるその他のすべての書籍、出版物及び文書(viii)及び(xii)にいう目録を除く。この比率は、旅行に關するポスター及び出版物に關しては、

ただし、この附屬書に係る免除は、次のものについては適用しない。

(a) 文房具
(b) 民間の商業的企業により又はこれのために広告を主たる目的として発行された書籍、出版物及び文書(viii)及び(xii)にいう目録並びに(v)にいう旅行に關するポスター及び出版物を除く。
(c) 広告欄が紙面の七十パーセントをこえる新聞及び定期刊行物
(d) 広告欄が紙面の二十五パーセントをこえるその他のすべての書籍、出版物及び文書(viii)及び(xii)にいう目録を除く。この比率は、旅行に關するポスター及び出版物に關しては、

民間の商業広告欄についてのみ適用する。

附屬書B 教育的、科学的又は文化的な美術品及び収集品

(i) 肉筆の書画(模写したものを含むものとし、装飾した加工物を除く。)
(ii) 手で彫り又はエッチングを施した原板から作られた手刷りの版面で、当該芸術家が署名しかつ番号を付したもの
(iii) 彫刻、塑像、鑄像その他これらに類する美術品(丸彫り、浮彫り又は沈み彫りのいずれであるかを問わないものとし、大量複製品及び芸術家でない者が製作した商業的性格を有する製品を除く。)

(iv) 収集品及び美術品であつて、その免稅輸入を輸入國の権限のある当局によつて承認された美術館、博物館その他の公共の団体に送付されるもの(転売を目的としないものに限る。)

(v) 解剖学、動物学、植物学、鉱物学、古生物学、考古学、民族学その他これらに類する學術の分野の収集品及び標本で転売を目的としないもの
(vi) 製作後百年をこえることとす

附屬書C 教育的、科学的又は文化的視聽覚資料

(i) 教育的、科学的又は文化的なフィルム、フィルム・スライド、マイクロフィルム及びスライドであつて、その免稅輸入を輸入國の権限のある当局によつて承認された機關(輸入國の裁量により放送機關を含む。)が輸入し、かつ、この機關による映写又はその当局が承認した他の教育的、科学的若しくは文化的な公私の団体若しくは協會による映写に供することのみを目的とするもの
(ii) 輸入の時に時事的な報道価値のある事件を撮影しているニュース映画用フィルム(サウンド

昭和四十五年五月八日 参議院會議録第十五号

民事訴訟手続に関する条約の締結について承認を求めの件外三件

六五四

トラックを有するかどうかを問わない。)であつて、その免税輸入を輸入国の権限のある当局によつて承認された機関(輸入国の裁量により放送機関を含む。)が陰画(露光しかつ現象したものの)又は陽画(焼付けしかつ現像したもの)の状態で輸入するもの。ただし、その免税輸入は、各主題につき複写用のもの二本に制限することができる。

(iii) 教育的、科学的又は文化的録音物であつて、その免税輸入を輸入国の権限のある当局によつて承認された教育的、科学的又は文化的な公私の団体又は協会(輸入国の裁量により放送機関を含む。)において使用することのみを目的とするもの

(iv) 国際連合又はその専門機関によつて製作された教育的、科学的又は文化的なフィルム、フィルム・スライド、マイクロフィルム及び録音物
(v) 見本、模型及び壁掛け用図表であつて、その免税輸入を輸入国の権限のある当局によつて承認された教育的、科学的又は文化的な公私の団体における展示及び授業のために使用することのみを目的とするもの

附屬書D 科学機器

教育又は純粋な科学的研究のために使用することのみを目的とする科学機器。ただし、次の場合に限る。

(a) 当該科学機器が、その免税輸入を輸入国の権限のある当局によつて承認された科学的又は教育的な公私の団体に送付され、かつ、この団体の管理及び責任の下で使用される場合
(b) 同等の科学的価値を有する機器が輸入国において製作されていない場合

附屬書E 盲人用の物品
(i) 点字によるすべての種類の書籍、出版物及び文書
(ii) 盲人の教育的、科学的又は文化的向上のため

特に考案されたその他の物品であつて、その免税輸入を輸入国の権限のある当局によつて承認された盲人の福祉事業に携わる団体又は機関が直接に輸入するもの

教育的、科学的及び文化的資材の輸入に関する協定の附屬議定書

アメリカ合衆国が教育的、科学的及び文化的資材の輸入に関する協定に参加することを容易にするため、次のとおり協定した。

1 アメリカ合衆国は、後に規定する留保を付して、同協定第九条の規定に基づいて同協定を批准し、又は同協定第十条の規定に基づいてこれに加入することができる。

2 アメリカ合衆国が1の留保を付して同協定の締約国となる場合には、アメリカ合衆国政府は同協定の他のすべての締約国に対し、また、他のすべての締約国はアメリカ合衆国に対し、1の留保を援用することができる。この場合において、1の留保に従つてとる措置は、無差別的に適用しなければならない。

留保

(a) 教育的、科学的及び文化的資材の輸入に関する協定の適用を受けているいずれかの産品が、同協定に基づいて締約国の負う義務の結果、当該締約国の領域内で同種の産品又は直接に競争する産品を生産する国内産業に対する重大な損害を与え又は与えるおそれがあるような増加した数量で、及びそのような損害を与え又は与えるおそれがある条件で輸入されている場合には、当該締約国は、2に定める条件に従い、当該産品につき、その損害を防止し又は救済するために必要な限度及び期間において、当該産品に関する同協定に基づく自国の義務の全部若しくは一部を停止することができる。
(b) 締約国は、(a)の規定に基づいて措置をとるに

先だち、できる限り早目に国際連合教育科学文化機関に対してその旨の書面による通告を行なうものとし、また、同機関及び同協定の締約国に対し、その提案した措置に関して自国と協議する機会を与える。

(c) 遅延すれば回復しがたい損害を生ずるような急迫した事態においては、(a)の規定に基づく措置は、事前に協議することなく暫定的にとることができる。ただし、その措置をとつた直後に協議することを条件とする。

アフガニスタンのために

アルゼンティンのために

オーストラリアのために

オーストリアのために

ベルギー王国のために

千九百五十年十一月二十二日

ジョゼフ・ニゾ

ポリヴィアのために

A・コスタ・ドウ・レリス

政府の承認を条件として

千九百五十年十一月二十二日

ブラジルのために

ビルマ連邦のために

白ロシア・ソヴィエト社会主義共和国のために

カナダのために

セイロンのために

チリのために

中国のために

蔣延黻

千九百五十年十一月二十二日

コロンビアのために

エリセオ・アラソ

千九百五十年十一月二十二日

キューバのために

チェッコスロヴァキアのために

デンマークのために

ドミニカ共和国のために

マクス・エンリケス・ウレニヤ

千九百五十年十一月二十二日

エクアドルのために

ケヴェド

千九百五十年十一月二十二日

エジプトのために

M・サラール・エル・ディーン

千九百五十年十一月二十二日

エル・サルヴァドルのために

エクトル・ダヴィド・カストロ

千九百五十年十二月四日

エチオピアのために

フランスのために

ギリシャのために

アレクシス・キル

千九百五十年十一月二十二日

グアテマラのために

リカルド・カスターニエーダ・パガニーニ

千九百五十年十一月二十二日

ハイチのために

ドクトル プリスニールス

千九百五十年十一月二十二日

ハンガリーのために

イスラエルのために

インドのために

イランのために

イラクのために

イスラエルのために

アーサー・ルーリー

千九百五十年十一月二十二日

イタリヤのために

大韓民国のために

レバノンのために

リベリアのために

ルクセンブルグ大公国のために

ピエール・ベスカトール

千九百五十年十一月二十二日

メキシコのために

モナコのために

オランダ王国のために

D・J・バルセック

千九百五十年十一月二十二日

昭和四十五年五月八日 参議院会議録第十五号

ニカラグアのために

ノールウェー王国のために

パキスタンのために

パナマのために

パラグアイのために

ペルーのために

フィリピンのために

カルロス・P・ロムロ

千九百五十年十一月二十二日

ポーランドのために

サウディ・アラビアのために

スウェーデンのために

スイスのために

ジャン・フレデリック・ヴァニエール

千九百五十年十一月二十二日

シリアのために

タイのために

ワン・ワイタヤコン

千九百五十年十一月二十二日

トルコのために

ウクライナ・ソヴィエト社会主義共和国のために

南アフリカ連邦のために

ソヴィエト社会主義共和国連邦のために

グレート・ブリテン及び北アイルランド連合王国のために

グラドゥウィン・ジュエップ

千九百五十年十一月二十二日

アメリカ合衆国のために

インドネシア合衆国のために

ウルグアイのために

ヴェネズエラのために

イエメンのために

ユーゴスラヴィアのために

ユネスコのために

ユネスコのために

ユネスコのために

ユネスコのために

ユネスコのために

ユネスコのために

ユネスコのために

する自国の外交官または領事官による認証を必要とする現状を改め、文書作成国の当局が証明文を付することによって、認証制度の不便を除去しようとするものであります。

最後に、教育的、科学的及び文化的資料の輸入に関する協定は、書籍、出版物その他の教育的、科学的及び文化的資料の国際的流通を容易にすることによって文化交流を促進するため、これら物品の輸入関税の免除等を定めたものであります。委員会における審議の詳細は会議録によって御承知願います。

五月七日、質疑を終え、別に討論もなく、採決の結果、四件はいずれも全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)
○副議長(安井謙君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

四件全部を問題に供します。四件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○副議長(安井謙君) 総員起立と認めます。よって、四件は全会一致をもって承認することに決しました。

○副議長(安井謙君) 日程第六、通商産業省設置法の一部を改正する法律案。
日程第七、許可、認可等の整理に関する法律案。

日程第八、農林省設置法の一部を改正する法律案。
(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上三案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○副議長(安井謙君) 御異議ないと思えます。御承認を求めます。内閣委員長西

昭和四十五年五月八日 参議院會議録第十五号 村尚治君。

審査報告書

通商産業省設置法の一部を改正する法律案 右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十五年四月二十八日

内閣委員長 西村 尚治

参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、公害の防止及び保安の確保に關する事務を総合的に処理するため、鉱山保安局を改組して公害保安局とし、同局に公害部を設置するとともに、企業局の立地公害部を廃止しようとするもの等であり、妥當な措置と認めらる。

一、費用

本法律の施行に伴い、別に費用を要しない。

通商産業省設置法の一部を改正する法律案 右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十五年四月十七日

衆議院議長 船田 中

参議院議長 重宗 雄三殿

通商産業省設置法の一部を改正する法律案

通商産業省設置法の一部を改正する法律案

通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「企業局」を「企業局」に改め、「鉱山保安局」を削り、同条第二項中「企業局に立地公害部」を「公害保安局に公害部」に改める。

第九条第一項中第十五号から第十七号までを削り、同条第二項を削り、同条の次に次の一条を加える。

(公害保安局の事務)

第九条の二 公害保安局においては、左の事務をつかさどる。

- 一 通商産業省の所掌に係る公害の防止及び保安に關する事務を総括すること。
 - 二 通商産業省の所掌に係る事業の工場排水の規制に關すること。
 - 三 ばい煙の排出の規制その他の産業公害の防止に關すること。(前号及び第十号に掲げるもの並びに他の内部部局の所掌に係ることを除く。)
 - 四 公害防止事業団に關すること。
 - 五 火薬類及び高压ガスの取締りに關すること。
 - 六 液化石油ガス器具等の検定及び型式の承認に關すること。
 - 七 鉱山における人に対する危害の防止(衛生に關する通気及び災害時における救護を含む。)を圖ること。
 - 八 鉱物資源の保護を圖ること。
 - 九 鉱山の施設の保全を圖ること。
 - 十 鉱害の防止を圖ること。
 - 十一 鉱害の賠償(石炭鉱業及び亜炭鉱業に係るものを除く。)に關すること。
 - 十二 鉱山における保安技術の改善を圖ること。
 - 十三 鉱山保安に關する教育及び指導を行なうこと。
- 2 公害部においては、前項第二号から第四号までに掲げる事務をつかさどる。
- 第十一条第一項中第六号及び第七号を削り、第八号を第六号とする。
- 第十三条第一項第一号中「鉱山保安局」を「公害保安局」に改め、同項第六号の次に次の一号を加える。

六の二 鉱害の賠償に關すること。(公害保安局の所掌に係ることを除く。)

第十四条及び第十五条を次のように改める。

第十四条及び第十五条 削除

第二十七条中「鉱山保安局の事務」を「公害保安局の事務のうち第九條の二第一項第七号から第十号まで、第十二号及び第十三号に掲げる事務」に改める。

第三十二条第三項中「鉱山保安局の所掌事務」を「公害保安局の事務のうち第九條の二第一項第七号から第十号まで、第十二号及び第十三号に掲げる事務」に改める。

附則

1 この法律は、昭和四十五年七月一日から施行する。

2 鉱山保安法(昭和二十四年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第三十二条(見出しを含む)、第三十四条、第四十三条及び第四十九条中「鉱山保安局」を「公害保安局」に改める。

第五十四条第二項中「鉱山保安局長」を「公害保安局長」に改める。

審査報告書

許可、認可等の整理に關する法律案 右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十五年五月六日

内閣委員長 西村 尚治

参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由 本法律案は、行政の簡素化および合理化を圖るため、許可、認可等の整理を行なうものであり、許可、認可等の規制を廃止するもの三十一件、規制の方法または簡素化等規制を緩和する

もの二十九件、処分権限を地方支部局長の長または都道府県知事等に委譲するもの二十二件、統一的に処理するため統合するもの二件、合計八十四件について、四十九法律を改正しようとするものであつて、妥當な措置と認めらる。

一、費用

別に費用を要しない。

許可、認可等の整理に關する法律案 右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十五年四月二十四日

衆議院議長 船田 中

参議院議長 重宗 雄三殿

目次

- 第一章 総理府關係(第一条-第三条)
 - 第二章 大蔵省關係(第四条-第九条)
 - 第三章 文部省關係(第十条-第十一条)
 - 第四章 厚生省關係(第十二条-第二十五条)
 - 第五章 農林省關係(第二十六条-第三十二条)
 - 第六章 通商産業省關係(第三十三条-第三十四条)
 - 第七章 運輸省關係(第三十五条-第四十一条)
 - 第八章 建設省關係(第四十二条-第四十七条)
 - 第九章 自治省關係(第四十八条-第四十九条)
- 附則
- 第一章 総理府關係 (質屋営業法の一部改正)
- 第一条 質屋営業法(昭和二十五年法律第百五十八号)の一部を次のように改正する。
- 第十五条第一項を次のように改める。
- 質屋は、前条の帳簿を、最終の記載をした

日から三年間、保存しなければならない。
第十五条第二項中「前項の警察署長」を「營業所の所在地の所轄警察署長」に改める。
(古物營業法の一部改正)

第二条 古物營業法(昭和二十四年法律第百八号)の一部を次のように改正する。
第五条第一項中「変更し、又は廃止し」を「又は変更し」に改め、同条第二項に後段として次のように加える。
營業所の管理者を廃止したときも、同様とする。

第十九条第一項を次のように改める。
古物商又は市場主は、前二条の帳簿を、最終の記載をした日から三年間、保存しなければならない。
第十九条第二項中「前項の警察署長」を「營業所の所在地の所轄警察署長」に改める。
(統計報告調整法の一部改正)

第三条 統計報告調整法(昭和二十七年法律第百四十八号)の一部を次のように改正する。
第十四条中「第五条第二項」を「第五条、第六条」に改める。
第二章 大蔵省関係

(日本専売公社法の一部改正)
第四条 日本専売公社法(昭和二十三年法律第二百五十五号)の一部を次のように改正する。
第三十二條第二項を削る。
第三十三條中「繰延収入に区分し、その内訳項目は、總裁が大蔵大臣の承認を経て定める」を「繰延収入に区分する」に改める。
(たばこ専売法の一部改正)

第五条 たばこ専売法(昭和二十四年法律第百十一号)の一部を次のように改正する。
第六十三條第二項を削る。
(會計法の一部改正)

第六条 會計法(昭和二十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。
第六條中「調査決定」の下に、「政令で定め

るものを除き」を加える。
第四十六條の二中「繰越の手續」を「繰越しの手続及び同法第四十三條の三に規定する翌年度にわたつて支出すべき債務の負担(以下「繰越明許費に係る翌年度にわたる債務の負担」という)の手續」に、「同項」を「これらの規定」に改める。
第四十八條中「及び繰越の手續」を「繰越しの手続及び繰越明許費に係る翌年度にわたる債務の負担の手續」に改める。
(物品管理法の一部改正)

第七條 物品管理法(昭和三十一年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。
第十一條第一項中「物品の管理に関する事務」の下に、「第三十九條の規定による検査を含む。次項において同じ。」を加える。
(国の債権の管理等に関する法律の一部改正)

第八條 国の債権の管理等に関する法律(昭和三十一年法律第百十四号)の一部を次のように改正する。
第二条第二項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。
第三条第一項第三号中「會計法」の下に、「昭和二十二年法律第三十五号」を加える。
第五条第一項中「当該各省各庁所屬の職員」を「會計法第四條の二に規定する歳入徴収官、同法第二十四條に規定する支出官その他の職員で当該各省各庁又は他の各省各庁に所屬するもの」に、「委任する」を「行なわせる」に改め、同条第二項中、「必要があるときは」を削り、「他の各省各庁所屬の職員」を「都道府県知事又は都道府県の吏員」に、「委任する」を「行なわせる」に改め、同条第三項から第五項までを削る。
第六條から第八條までを次のように改める。
第六條から第八條まで 削除
第十一條第一項中「債権管理官(分任債権管理官を含む。以下同じ。)」を「第五條の規定に基づ

き債権の管理に関する事務を行なう者(以下「歳入徴収官等」という。))」に、「若しくはを又は」に改め、「又は当該債権が他の債権管理官から引き継がれたとき」及び「次項に定める」を削り、同条第二項中「債権管理官」を「歳入徴収官等」に改め、「帳簿を備え」を削り、「記載し」を「帳簿に記載し」に改める。
第十二條中「債権管理官(第七條の規定に基づき債権の管理に関する事務を行なう者を含む。以下次条第二項、第二十二條及び第二十三條において同じ。)」を「歳入徴収官等」に改める。
第十三條及び第十四條を次のように改める。
(納入の告知及び督促)

第十三條 歳入徴収官等は、その所掌に属する債権(申告納付に係る債権その他の政令で定める債権を除く)について、履行を請求するため、會計法第六條の規定によるものほか、政令で定めるところにより、債務者に対して納入の告知をしなければならない。
2 歳入徴収官等は、その所掌に属する債権について、その全部又は一部が前項に規定する納入の告知で指定された期限(納入の告知を要しない債権については、履行期限)を経過してもなお履行されていない場合には、債務者に対してその履行を督促しなければならない。
(納付の委託)

第十四條 歳入徴収官等は、その所掌に属する債権で履行期限を経過してもなおその全部又は一部が履行されていないものについて、債務者が証券をもつてする歳入納付に関する法律(大正五年法律第十号)により歳入の納付に使用することができる証券以外の有価証券を提供して、その取立て及び取り立てた金銭による当該債権に係る弁済金の納付の委託を申し出た場合には、その証券が最近において確実に取り立てることができるものであり、かつ、その委託に応ずることが徴収上有利で

あると認められるときに限り、政令で定めるところにより、その委託に応ずることができる。この場合において、その証券の取立てにつき費用を要するときは、その委託をしようとする者から当該費用の額に相当する金額をあわせて提供させなければならない。
2 歳入徴収官等は、前項の委託があつた場合において、必要があるときは、確実と認める金融機関に当該証券の取立て及び納付の再委託をすることができる。
第十五條中「債権管理官」を「歳入徴収官等」に、「前條」を「第十三條第二項」に改める。
第十六條中「債権管理官」を「歳入徴収官等」に改め、「第十三條」の下に「第一項」を加える。
第十七條から第二十條までの規定中「債権管理官」を「歳入徴収官等」に改める。
第二十一條第一項中「債権管理官」を「歳入徴収官等」に改め、「債権を除く」の下に「次項において同じ。」を、「履行期限」の下に「履行期限の定めのない債権にあつては、第十一條第一項前段の規定による記載をした日」を加え、同条第二項中「債権管理官」を「歳入徴収官等」に、「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。
2 歳入徴収官等は、その所掌に属する債権について、第十一條第一項前段の規定による記載をした後相当の期間を経過してもなおその債務者が明らかでなく、かつ、将来これを取り立てることができる見込みがないと認められるときは、政令で定めるところにより、前項の措置をとることができる。
第二十二條中「債権管理官」を「歳入徴収官等」に改める。
第二十三條中「歳入徴収官」を削り、「及び第十二條第一号に掲げる者」を「第十二條第一号に掲げる者その他政令で定める者は、會計法第四十七條第二項の規定によるものほか」に、「債権管理官」を「歳入徴収官等」に改める。

昭和四十五年五月八日 參議院會議録第十五号

通商産業省設置法の一部を改正する法律案外一件

六五七

昭和四十五年五月八日 参議院會議録第十五号 通商産業省設置法の一部を改正する法律案外二件

第二十四条から第二十九条まで及び第三十二条中「債権管理官」を「歳入徴収官等」に改める。

第三十八条第一項中「第五条の規定により債権の管理に關する事務の委任を受けた債権管理官」を「歳入徴収官等」に改め、同項第一号中「第二十一条第一項」の下に「又は第二項」を加える。

(割増金附貯蓄の取扱に關する法律の廃止) 第九條 割増金附貯蓄の取扱に關する法律(昭和二十三年法律第四百三十三号)は、廃止する。

第三章 文部省關係

(学校教育法の一部改正)

第十條 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第四十五條第三項中「認可」の下に「(政令で定める事項に係るものに限る。)」を加える。

(私立学校法の一部改正)

第十一條 私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)の一部を次のように改正する。

第六十四條の二を削る。

第四章 厚生省關係

(社会保障研究所法の一部改正)

第十二條 社会保障研究所法(昭和三十九年法律第一百五十六号)の一部を次のように改正する。

第四條第二項中「定款の変更」の下に「(厚生省令で定める事項に係るものを除く。)」を加え、同条に次の一項を加える。

3 研究所は、前項の厚生省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なく、その旨を厚生大臣に届け出なければならない。

第三十四條第一号の次に次の一号を加える。

一の二 第四條第三項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

(予防接種法の一部改正)

第十三條 予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

第十二條を次のように改める。

第十二條 削除

第十八條中「百日せき、腸チフス又はパラチフス」を「又は百日せき」に改める。

(環境衛生関係営業の運営の適正化に關する法律の一部改正)

第十四條 環境衛生関係営業の運営の適正化に關する法律(昭和三十三年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第二十八條第三項中「定款の変更」の下に「(厚生省令で定める事項に係るものを除く。)」を加え、同条に次の一項を加える。

5 組合は、第三項の厚生省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なく、その旨を厚生大臣に届け出なければならない。

第七十條第五号の次に次の一号を加える。

五の二 第二十八條第五項(第五十六條において準用する場合を含む。)の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

(医療法の一部改正)

第十五條 医療法(昭和二十三年法律第二百五十五号)の一部を次のように改正する。

第五十條第一項中「寄附行為の変更」の下に「(厚生省令で定める事項に係るものを除く。)」を加え、同条に次の一項を加える。

3 医療法人は、第一項の厚生省令で定める事項に係る定款又は寄附行為の変更をしたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

第七十六條第一号の次に次の一号を加える。

一の二 第五十條第三項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

(診療放射線技師及び診療エックス線技師法の一部改正)

第十六條 診療放射線技師及び診療エックス線技師法(昭和二十六年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第十四條第一項中「及び後の住所地」を削る。

(覚せい剤取締法の一部改正)

第十七條 覚せい剤取締法(昭和二十六年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第二十七條中「大蔵大臣と協議の上」を削る。

(大麻取締法の一部改正)

第十八條 大麻取締法(昭和二十三年法律第二百十四号)の一部を次のように改正する。

第二十條中「大蔵大臣及び農林大臣と協議して」を削る。

(麻薬取締法の一部改正)

第十九條 麻薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

第六十條中「大蔵大臣と協議して」を削る。

(あへん法の一部改正)

第二十條 あへん法(昭和二十九年法律第七十一号)の一部を次のように改正する。

第四十八條中「大蔵大臣と協議して」を削る。

(社会福祉事業法の一部改正)

第二十一條 社会福祉事業法(昭和二十六年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

第四十一條第一項中「定款の変更」の下に「(厚生省令で定める事項に係るものを除く。)」を加え、同条に次の一項を加える。

3 社会福祉法人は、第一項の厚生省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を厚生大臣に届け出なければならない。

第八十七條第二号の次に次の一号を加える。

一の二 第四十一條第三項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

(消費生活協同組合法の一部改正)

第二十二條 消費生活協同組合法(昭和二十三年法律第二百号)の一部を次のように改正する。

生省令で定める事項に係るものを除く。」を加え、同条に次の一項を加える。

6 組合は、第三項の厚生省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を当該行政庁に届け出なければならない。

第八の二 第四十三條第六項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

(健康保険法の一部改正)

第二十三條 健康保険法(大正十一年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第三十六條中「規約ノ変更」の下に「(命令ヲ以テ定ムル事項ニ係ルモノヲ除ク)」を加え、同条に次の一項を加える。

健康保険組合ハ前項ノ命令ヲ以テ定ムル事項ニ係ル規約ノ変更ヲ為シタルトキハ遅滞ナク其ノ旨ヲ厚生大臣ニ届出ツベシ

第九十條中「第三十七條」を「第三十六條第二項(第四十二條ノ三第五項ノ規定ニ依リ準用スル場合ヲ含ム)ノ規定ニ依リ届出ヲ為サズ若ハ虚偽ノ届出ヲ為シ又ハ第三十七條」に「又ハ処分」を若ハ処分」に改める。

(社会保険診療報酬支払基金法の一部改正)

第二十四條 社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

第五條第二項を次のように改める。

2 定款の変更(厚生省令で定める事項に係るものを除く)は、厚生大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第五條に次の一項を加える。

3 基金は、前項の厚生省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なく、その旨を厚生大臣に届け出なければならない。

第二十四條に次の一項を加える。

2 基金の理事長又は理事が、第五條第三項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたときも、前項と同様とする。

(国民健康保険法の一部改正)

第二十五条 国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

第二十七条第二項中「事項」の下に「厚生省令で定める事項に係る規約の変更を除く。」を加え、同条に次の一項を加える。

4 組合は、第二項の厚生省令で定める事項に係る規約の変更の議決をしたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならぬ。

第二百二十五条中「連合会が」の下に「第二十七條第四項(第八十六條において準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をし」を加える。

第五章 農林省関係

(家畜商法の一部改正)

第二十六条 家畜商法(昭和二十四年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第三條第二項第一号中「農林大臣が指定する者が行なうか又は都道府県知事が行なう」を「都道府県知事又は都道府県知事が指定する者が行なう」に改める。

第四條の二第二項ただし書中「同号の農林大臣」を「同号の規定により当該都道府県知事」に改め、同條第二項中「第三條第二項第一号の農林大臣が指定する者又は都道府県知事」を「都道府県知事又は第三條第二項第一号の都道府県知事が指定する者」に改める。

(農産種苗法の一部改正)

第二十八條 農産種苗法(昭和二十二年法律第十五号)の一部を次のように改正する。

第二條第二項に次のただし書を加える。
ただし、農林省令で定める種苗業者については、この限りでない。

に改める。

(林業信用基金法の一部改正)

第二十九條 林業信用基金法(昭和三十八年法律第五十五号)の一部を次のように改正する。

第七條第三項に次のただし書を加える。
ただし、自治大臣の定める基準に該当する場合には、承認を要しない。

(鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律の一部改正)

第三十條 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律(大正七年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。

(漁業災害補償法の一部改正)

第三十一條 漁業災害補償法(昭和三十九年法律第五十八号)の一部を次のように改正する。

第七條を削り、第七條の二を第七條とする。
第十條第三号及び第二十七條第二項中「第七條の二」を「第七條」に改める。

(計量法の一部改正)

第三十三條 計量法(昭和二十六年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

第六十四條第一号中「通商産業大臣」を「都道府県知事」に改める。
第八十一條の八中「一年」を「三年」に改める。

(核原料物質開発促進臨時措置法の一部改正)

第三十四條 核原料物質開発促進臨時措置法(昭和三十一年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第五條中第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項から第七項までを一項ずつ繰り上げる。

第九條中第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項を第四項とする。

第十一條中第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項を第四項とする。

(海上運送法の一部改正)

第三十五條 海上運送法(昭和二十四年法律第八十七号)の一部を次のように改正する。

第十一條に次の一項を加える。
2 旅客定期航路事業者は、前項ただし書の事項について事業計画を変更したときは、遅滞なく、運輸大臣にその旨を届け出なければならない。

(船舶職員法の一部改正)

第三十八條 船舶職員法(昭和二十六年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第十一條の次に次の一項を加える。
第十一條の二 この法律に規定する運輸大臣の権限は、運輸省令で定めるところにより、その一部を海運局長に委任することができる。

条第一項に、「第十五條」を「第十五條第一項」に改める。

第四十九條第一号中「第十九條の三第三項」を「第十一條第二項(第二十三條の四において準用する場合を含む。)、第十九條の三第三項」に改める。

(離島航路整備法の一部改正)
第三十六條 離島航路整備法(昭和二十七年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第十二條から第十六條までを次のように改める。
第十二條から第十五條まで 削除
(権限の委任)
第十六條 この法律に規定する運輸大臣の権限は、運輸省令で定めるところにより、その一部を海運局長に委任することができる。

(造船法の一部改正)

第三十七條 造船法(昭和二十五年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第十一條の次に次の一項を加える。
(権限の委任)
第十一條の二 この法律に規定する運輸大臣の権限は、運輸省令で定めるところにより、その一部を海運局長に委任することができる。

(船舶職員法の一部改正)

第三十八條 船舶職員法(昭和二十六年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第十三條の二 運輸大臣が指定した船舶職員養成施設の課程を修了した者については、運輸省令で定めるところにより、學術試験の全部又は一部を免除することができる。
第十七條中「並びに試験科目」を、「試験科目」に改め、「試験に關する実施細目」の下に「並びに船舶職員養成施設の指定に關する実施細目」を加える。

昭和四十五年五月八日 参議院會議録第十五号

通商産業省設置法の一部を改正する法律案外二件

第二十七条に次の一項を加える。

2 この法律に規定する事務(前項の規定により都道府県知事が行なうものを除く)は、運輸省令で定めるところにより、海運局長に行なわせることができる。

(航空法の一部改正)

第三十九条 航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「第二十二條第一項」を「第二十二條」に改める。

第十条第一項中「航空機」の下に「(運輸省令で定める滑空機を除く。以下この章において同じ。)」を加える。

第十条の二第一項中「(以下)耐空検査員」というのは、」の下に「前条第一項の航空機のうち」を加える。

第二十条を次のように改める。

第二十一条中「予備品証明及び前条第一項の検査を」及び「予備品証明」に改める。

第二十二條の見出し中「及び航空機乗組員免許」を削り、同条第二項を削る。

第二十八條第一項中「航空機乗組員免許」を「第三十一條第一項の航空機乗組員検査証明」に改める。

第二十九條第四項に後段として次のように加える。

運輸省設置法(昭和二十四年法律第五百五十七号)第二十九條の航空大学校又は運輸大臣が申請により指定した航空従事者の養成施設の課程を修了した者についても、同様とする。

第三十一条の前の見出しを「航空機乗組員検査証明」に改め、同条及び第三十二條を次のように改める。

第三十一条 運輸大臣又は指定航空機乗組員検査医(申請により運輸大臣が指定した運輸省令で定める要件を備える医師をいう。以下同じ。)

は、申請により、技能証明を有する者で航空機に乗り組んでその運航を行なおうとするものについて、航空機乗組員検査証明を行なう。

2 航空機乗組員検査証明は、申請者に航空機乗組員検査証明書を交付することによつて行なう。

3 運輸大臣又は指定航空機乗組員検査医は、第一項の申請があつた場合において、申請者がその有する技能証明の資格に係る運輸省令で定める身体検査基準に適合すると認めるときは、航空機乗組員検査証明をしなければならぬ。

第三十二条 指定航空機乗組員検査医が行なう航空機乗組員検査証明を受けた者は、運輸省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

第三十三条中「航空機乗組員免許」を「航空機乗組員検査証明」に、「に係るもの」にあつては六箇月、その他の資格に係るもの」を有する者にあつては六月、その他の者」に改める。

第三十五条第一項中「航空機乗組員免許」を「航空機乗組員検査証明」に改める。

第三十六条中「航空機乗組員免許」を「航空機乗組員検査証明」に、「航空機乗組員免許」を「航空機乗組員検査証明」に、「細目的事項並びに」を「細目的事項」に改め、「実施細目」の下に「並びに航空従事者の養成施設の指定に関する実施細目」を加える。

第四十四条第一項中「飛行場の設置者」を「公共の用に供する飛行場の設置者」に改める。

第四十五条第一項中「航空保安施設の設置者」は、当該航空保安施設を「公共の用に供する飛行場以外の飛行場(以下「非公共用飛行場」という。))の設置者又は航空保安施設の設置者は、当該施設に改め、同条第二項中「休止した」の下に「非公共用飛行場又は」を加える。

第四十六条の見出し中「飛行場」を「公共用飛行場」に改め、同条中「飛行場の設置者又は航空保安施設」を「公共の用に供する飛行場の設置者又は航空保安施設(運輸省令で定めるものを除く。)」に改める。

第六十七條第二項中「航空機乗組員免許」を「航空機乗組員検査証明」に改める。

第七十一条中「第三十二條」を「第三十一条第三項」に、「航空機乗組員免許」を「航空機乗組員検査証明」に改める。

第九十九条第一項に次のただし書を加える。

ただし、運輸省令で定める軽微な事項に係る変更については、この限りでない。

定期航空運送事業者は、第一項ただし書の事項について事業計画を変更したときは、遅滞なく、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

第二百二十九條の三第二項に次のただし書を加える。

ただし、運輸省令で定める軽微な事項に係る変更については、この限りでない。

外国人国際航空運送事業者は、前項ただし書の事項について事業計画を変更したときは、遅滞なく、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

第二百三十一條中、「第二十条」を削り、「第二十条第一項」を「第二十二條」に改め、「若しくは同条第二項の規定による航空機乗組員免許」を削り、「第三十一條第一項の航空機乗組員検査証明」を削り、「第三十一條第一項の航空機乗組員検査証明、同条第二項の航空機乗組員検査証明」に改める。

第三百三十四條第一項中「若しくは製造」の下に、「航空従事者の養成、航空機乗組員検査証明」を加え、第六号を第八号とし、第一号から第五号までを二号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の二号を加える。

一 運輸大臣の指定を受けた航空従事者の養成施設の設置者

三 指定航空機乗組員検査医

第七の二 運輸大臣が行なう第一項の航空機乗組員検査証明を申請する者

第七の二 運輸大臣が行なう第一項の航空機乗組員検査証明を申請する者

第三百三十五條の表十の項中「航空機乗組員検査証明」に改め、同表十六の項中「第四十四條第四項」を「飛行場」について第四十四條第四項(第四十五條第二項において準用する場合を含む。))に改め、同表十七の項中「第四十五條第二項の規定により」を「航空保安施設」について第四十五條第二項において「に改める。

第三百三十六條中「昭和二十四年法律第五百五十七号」を削る。

第四百四十五條第一号を次のように改める。

一 削除

第四百四十八條第二号中「受けないで」の下に「公共の用に供する」を加え、同条第三号中「しない」の下に「非公共用飛行場又は」を加える。

第四百四十九條第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 偽りその他不正の手段により航空機乗組員検査証明書の交付を受けた者

第四百四十九條の次に次の一条を加える。

(指定航空機乗組員検査医の罪)

第四百四十九條の二 指定航空機乗組員検査医が第三十一條第三項の身体検査基準に適合しない者について、航空機乗組員検査証明を行なつたときは、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第五百十條第四号中「航空機乗組員検査証明」に改める。

第六〇〇

第六十号第二号を次のように改める。

第二百九条第三項(第百二十二条第一項、第二百二十二条の三第一項又は第百二十四条第一項において準用する場合を含む。)、第百十八条(第百二十二条第一項、第百二十二条の三第一項又は第百二十四条第一項において準用する場合を含む。)

九条の三第三項(第百三十一条の二第三項において準用する場合を含む。)

第四百十号 港則法(昭和二十三年法律第百七十四号)の一部を次のように改正する。

第二十四条中第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項後段を削り、同項を第三項とする。

第三十三条中「特定港内」を「特定港の運輸省令で定める区域内に、「船舶」を「長さ」が運輸省令で定める長さ以上である船舶」に改める。

第四十一条第一号中「第二十四条第四項」を「第二十四条第三項」に改める。

第四十三条第一号中「第二十四条第三項」を「第二十四条第二項」に改める。

第四十一条 気象業務法(昭和二十七年法律第百六十五号)の一部を次のように改正する。

日次中「第四十三号」を「第四十二号の二」に改める。

(権限の委任)

第四十三号の二 この法律に規定する気象庁長官の権限は、運輸省令で定めるところにより、その一部を管区気象台長又は海洋気象台長に委任することができる。

2 前項の規定により管区気象台長に委任された権限は、運輸省令で定めるところにより、その一部を地方気象台長に委任することができる。

第八章 建設省関係

(河川法の一部改正)

第四十二条 河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)の一部を次のように改正する。

第九十八条中「河川管理者である」を削る。

第四十三条 海岸法(昭和三十一年法律第百一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四十号」を「第四十条の二」に改める。

第四章中第四十条の次に次の一条を加える。

(道路法の一部改正)

第四十四条 道路法(昭和二十七年法律第百八十八号)の一部を次のように改正する。

第九十七条の二中「道路管理者である」及び「(第二十七条の規定により建設大臣が道路管理者に代つて行つた権限を含む。)」を削る。

(道路整備特別措置法の一部改正)

第四十五条 道路整備特別措置法(昭和三十一年法律第七号)の一部を次のように改正する。

第六号の二第二項中「同項第一号から第三号まで」を「同項第一号又は」に、「第十七号又は第十九号に掲げるもの(同項第十号から第十二号までに掲げる権限にあつては道路の占用十二号までに掲げる権限にあつては道路の占用

で道路の構造又は交通に及ぼす支障が少いと認められるもので政令で定めるものに係るものを、同項第十七号に掲げる権限にあつては道路法第四十七条第二項の規定に係るものを除く。)

二号までに掲げるもの(同項第十号から第十二号までに掲げる権限にあつては、道路の構造又は交通に及ぼす支障が大きいと認められる道路の占用で政令で定めるものに係るものに限る。)

第七号第二項中「第二号、第七号若しくは第十四号」を削り、「第七号の三若しくは第十四号」を「若しくは第十四号」に改め、以下この項に係る部分に限る。以下この項において同じ。)

(日本住宅公団法の一部改正)

第四十七号 日本住宅公団法(昭和三十年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第五号を次のように改める。

第五号 削除

第十一条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とする。

第二十一条第二項及び第三項中「定款の定めるところにより」を「総裁の定めるところにより」に改める。

第九章 自治省関係

(地方財政再建促進特別措置法の一部改正)

第四十八条 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第百九十五号)の一部を次のように改正する。

(消防法の一部改正)

第四十九号 消防法(昭和二十三年法律第百八十六号)の一部を次のように改正する。

第十五条第二項を削る。

第四十一条第一項第三号中「第十五条第一項」を「第十五条」に改める。

第四十四条第三号中「第十五条第二項」を削る。

第四十五条中「第十五条第一項」を「第十五条」に改める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第六号、第八号、附則第十七項及び附則第十八項の規定は公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から、第三十九条、附則第九項から附則第十一項まで及び附則第十五項(運輸省設置法(昭和二十四年法律第百五十七号)第四十六条の改正規定を除く。)の規定は公布の日から起算して三月を経過

昭和四十五年五月八日 参議院会議録第十五号

通商産業省設置法の一部を改正する法律案外二件

六六一

- した日から施行する。
(経過措置)
- 2 第一条の規定による改正前の質屋営業法第十五条第一項の規定による承認に係る帳簿については、第一条の規定による改正後の質屋営業法第十五条第一項の規定は、適用しない。
- 3 この法律の施行の際現に第二条の規定による改正前の古物営業法第五条第一項の規定によりされている営業所の管理者の廃止の許可の申請は、第二条の規定による改正後の古物営業法第五条第二項の規定による営業所の管理者の廃止の届出とみなす。
- 4 第二条の規定による改正前の古物営業法第十九条第一項の規定による承認に係る帳簿については、第二条の規定による改正後の古物営業法第十九条第一項の規定は、適用しない。
- 5 この法律の施行前に締結された契約に基づく旧割増金附貯蓄の取扱に關する法律第二条第二項に規定する割増金附貯蓄については、なお従前の例による。
- 6 この法律の施行前に第三十条の規定による改正前の鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律第十三条ノ二ただし書の規定により農林大臣がした処分は、第三十条の規定による改正後の鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律第十三条ノ二ただし書の規定により都道府県知事がした処分とみなす。
- 7 この法律の施行前に第三十三条の規定による改正前の計量法第六十四条第一号の規定による改正後の計量法第六十四条第一号の規定による届出とみなす。
- 8 この法律の施行の際現に計量法第八十一条の二の指定を受けている者の指定の有効期間については、第三十三条の規定による改正後の計量法第八十一条の八の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 9 第三十九条の規定による改正前の航空法(以下「旧航空法」といふ)第二十条第一項の指定
- 10 第三十九条の規定の施行前に旧航空法第二十条第二項の規定により行なつた航空機乗組員免許及び同法第三十一条の規定により交付した航空免状は、それぞれ新航空法第三十一条第一項の規定により行なつた航空機乗組員免許及び同法第二項の規定により交付した航空機乗組員免許とみなす。
- 11 第三十九条の規定の施行前に旧航空法第二十条第二項の規定によりした航空機乗組員免許の申請は、新航空法第三十一条第一項の規定による航空機乗組員免許の申請とみなす。
- 12 この法律の施行前又は第三十九条の規定の施行前にした行為並びに附則第五項の規定による従前の例によることとされる割増金附貯蓄に係るこの法律の施行後にした行為及び附則第九項の規定により従前の例によることとされる旧航空法第二十条第一項の指定無線通信機器の検査及び使用に係る第三十九条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 13 文部省設置法(昭和二十四年法律第四百六十六号)の一部を次のように改正する。
第五十五条第一項第十九号の五を削る。
- 14 農林省設置法(昭和二十四年法律第五百三十三号)の一部を次のように改正する。
第四条第三十九号及び第十一号第十号中「及び装師」を削る。
(運輸省設置法の一部改正)
運輸省設置法の一部を次のように改正する。
第四条第一項第四十四号の四中「及び航空機乗組員の免許」を削る。
第二十八号の二第一項第五号中「及び航空機乗組員免許」を削る。
第四十六号第一号中「次号において」を「以下」に改め、同号の次に次の一号を加える。
一の二 港湾内の海岸保全施設に關する国の直轄の土木工事の施行及びこれに伴う海岸保全区域の管理に關すること。
第五十五号の二第四号中「及び航空機乗組員免許」を削る。
(建設省設置法の一部改正)
建設省設置法(昭和二十三年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。
第十二条第一号の二中「及び道路の国の直轄の維持その他の管理」を「、道路及び海岸の管理及びその監督」に改める。
(開拓者資金に係る政府の貸付金債権の償還条件の緩和及び農林漁業金融公庫への移管等に關する特別措置法の一部改正)
開拓者資金に係る政府の貸付金債権の償還条件の緩和及び農林漁業金融公庫への移管等に關する特別措置法(昭和四十四年法律第八十号)の一部を次のように改正する。
第八条第一項中「債権管理官(国の債権の管理等に關する法律(昭和三十一年法律第百十四号)第六條第一項の債権管理官をいふ、同法第七條第一項の規定に基づきその債権の管理に關する事務を行なう都道府県知事又は都道府県
- 15 第十二条第一項第五号を次のように改める。
五 削除
- 16 建設省設置法(昭和二十三年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。
第十二条第一号の二中「及び道路の国の直轄の維持その他の管理」を「、道路及び海岸の管理及びその監督」に改める。
(開拓者資金に係る政府の貸付金債権の償還条件の緩和及び農林漁業金融公庫への移管等に關する特別措置法の一部改正)
開拓者資金に係る政府の貸付金債権の償還条件の緩和及び農林漁業金融公庫への移管等に關する特別措置法(昭和四十四年法律第八十号)の一部を次のように改正する。
第八条第一項中「債権管理官(国の債権の管理等に關する法律(昭和三十一年法律第百十四号)第六條第一項の債権管理官をいふ、同法第七條第一項の規定に基づきその債権の管理に關する事務を行なう都道府県知事又は都道府県
- 17 第十二条第一項第五号を次のように改める。
五 削除
- 18 国の特定の支払金に係る返還金債権の管理の特例等に關する法律(昭和三十一年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。
第六条第二項中「債権管理官」を「歳入徴収官等(国の債権の管理等に關する法律第十一條第一項に規定する歳入徴収官等をいふ。次項において同じ。)」に改め、同条第三項中「債権管理官」を「歳入徴収官等」に改める。
(登録免許税法の一部改正)
登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。
別表第一第二十三号内の項を次のように改める。
一 削除
- 19 預金等に係る不当契約の取締に關する法律の一部改正
預金等に係る不当契約の取締に關する法律(昭和三十一年法律第百三十六号)の一部を次のように改正する。
第一条第三項第三号を削る。
〔審査報告書は都合により追録に掲載〕
- 20 農林省設置法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決しよつて国会法第八十三条により送付する。
昭和四十五年四月二十四日
参議院議長 重宗 雄三殿 船田 中

農林省設置法の一部を改正する法律案

農林省設置法の一部を改正する法律案

農林省設置法(昭和二十四年法律第百五十三号)

の一部を次のように改正する。

目次中「統計調査事務所」を「北海道統計調査事務所」に改める。

第十七条中「畜産試験場」を「畜産試験場に
草地試験場」に改め、「放射線育種場」を削り、「植物ウイルス研
究所」を「植物ウイルス研究所
熱帯農業研究センター」に、「農林研
修所」を「農林研修所」に改める。

第十八条第三項中「内部組織」の下に「並びに
支所の名称、位置及び内部組織」を加え、同項を
同条第五項とし、同条第二項を同条第三項とし、
同項の次に次の一項を加える。

4 農林大臣は、農業技術研究所の事務を分掌さ
せるため、所要の地に農業技術研究所の支所を
設けることができる。

第十八条第一項中「並びにこれに関連する分
析、鑑定及び講習を行う」を、「これに関連する
分析、鑑定及び講習並びに農作物の品種改良のた
めの放射線の利用に関する試験研究を行なう」に
改め、同項の次に次の一項を加える。

2 前項に規定するもののほか、農林大臣は、農
業技術研究所に、その施設の効率的な利用を図
るため、林木の品種改良のための放射線の利用
に関する試験研究を行なわせることができる。

第十八条の六を第十八条の七とし、第十八条の
五を第十八条の六とし、第十八条の四を第十八条
の五とし、第十八条の三第一項中「講習」の下に
「草地試験場の所掌に属するものを除く。」を加
え、同条の次に次の一条を加える。

(草地試験場)

第十八条の四 草地試験場は、草地及び飼料作物
に関する技術上の試験研究、調査、分析、鑑定
及び講習(草地を利用して行なう家畜の飼養管
理に関するこれらの事項を含む。)を行なう機関

とする。

2 草地試験場は、栃木県に置く。

3 農林大臣は、草地試験場の事務を分掌させる
ため、所要の地に草地試験場の支場を設けるこ
とができる。

4 草地試験場の内部組織並びに支場の名称、位
置及び内部組織については、農林省令で定め
る。

第二十二條の二を次のように改める。

第二十二條の二 削除

第二十二條の四の次に次の二條を加える。
(熱帯農業研究センター)
第二十二條の五 熱帯農業研究センターは、熱帯
又は亜熱帯に属する地域における農林畜産業に
関する技術上の試験研究及び調査並びにこれら
に関する内外の資料の収集、整理及び提供を行
なう機関とする。

熱帯農業研究センターは、東京都に置く。

熱帯農業研究センターの事務を分掌させるた
め、沖縄(硫黄島、伊平屋島及び北緯二十七
度以南の南西諸島(大東諸島を含む。))をいう。
の区域内の農林省令で定める地に熱帯農業研究
センター(沖縄支所(次項及び次条において「沖縄
支所」という。))を置く。

熱帯農業研究センター及び沖縄支所の内部組
織については、農林省令で定める。

第二十二條の六 沖縄支所に置かれる職員(以下
この条において「職員」という。))には、俸給、
扶養手当、期末手当及び勤勉手当のほか、在勤
手当を支給する。

職員に対して支給する在勤手当の支給額は、
職員がその体面を維持し、かつ、その職務と責
任に応じて能率を充分発揮することができるよ
うに沖縄支所の所在地における物価、為替相場
及び生活水準を勘案して、政令で定める。

在外公館に勤務する外務公務員の給与に関す
る法律(昭和二十七年法律第九十三号)第二條第
三項、第三條、第四條、第十條の二(第三項を
除く。))及び第二十一條第二項の規定は、第一項
の俸給、扶養手当、期末手当及び勤勉手当並び
に在勤手当の支給について準用する。この場合
において、これらの規定中「大使及び公使以外
の在外職員」とあり、又は「在外職員」とあるの
は「職員」と、当該在外職員とあるのは、当該
職員と、第四條第一項中「特別職の職員の給与
に関する法律第八條並びに一般職の職員の給与
に関する法律」とあるのは、「一般職の職員の給与
に関する法律」と、第十條の二中「在勤基本手
当」とあるのは「在勤手当」と、同條第二項中「外
国」とあるのは「熱帯農業研究センター沖縄支所
の所在地」と、同條第五項中「本邦へ出張を命ぜ
られ、又は休暇帰国を許された」とあるのは「本
邦へ出張を命ぜられた」と読み替えるものとす
る。

第二十三條第二項の表中「神戸肥飼料検査
所」「尼崎市」を「大阪肥飼料検査所」「大阪市」
に改める。

第二十五條第四項を第五項とし、第三項を第
四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次
の一項を加える。

2 前項に規定するもののほか、農林大臣は、輸
出品検査所に、日本農林規格による格付けの表
示を附された農林物資の検査及び登録格付機関
の行なう日本農林規格による格付けに関する技
術上の指導を行なわせることができる。

第三十三條第二項の表中「高知種畜牧場の項を削
る」

第三十三條の二の次に次の一条を加える。
(農業者大学校)

第三十三條の三 農業者大学校は、青年である農
業者に対し、近代的な農業経営を担当するのに
必要な学理及び技術を教授する機関とする。

農業者大学校は、東京都に置く。

農業者大学校の内部組織については、農林省
令で定める。

第三十五條中「統計調査事務所」を「北海道統
計調査事務所」に改める。

第三十六條第二号中「農畜産物及び」を「農畜
産物、飲食料品(主要食糧を主な原料とするもの
を除く。次号において同じ。))及び油脂並びに」に
改め、同條第三号中「農畜産業に関する団体及び」
を「農畜産業に関する団体、飲食料品及び油脂に
関する団体並びに」に改め、同條第十七号を第
十八号とし、第七号から第十六号までを一号ずつ
繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。

七 農林省の所掌事務に係る統計の作成及びこ
れに必要な調査に関すること。

第三十八條を次のように改める。
(統計調査事務所及び出張所)

第三十八條 第三十六條第七号に掲げる事務を分
掌させるため、所要の地に地方農政局の統計調
査事務所を置く。

農林大臣は、前項の事務の一部を分掌させる
ため、所要の地に地方農政局又は統計調査事務
所の出張所を設けることができる。

統計調査事務所及び地方農政局又は統計調査
事務所の出張所の名称、位置、管轄区域及び内
部組織については、農林省令で定める。

第三十九條中「局務」の下に「(第三十六條第
七号に掲げる事務を除く。))」を加える。

「第二款 統計調査事務所」を「第二款 北海道
統計調査事務所」に改める。

第四十二條第三項中「統計調査事務所及び」を
「北海道統計調査事務所の名称、位置及び内部組
織並びに」に改め、同項を同條第四項とし、同條
第二項中「統計調査事務所」を「北海道統計調査
事務所」に改め、同項を同條第三項とし、同條第
一項中「統計調査事務所」を「北海道統計調査事
務所」に、「耕地面積及び農林畜水産物の収穫高
の調査並びに農山漁村における統計的経済調査」
を「農林省の所掌事務に係る統計の作成及びこれ

に関する事項を含む。))を行なう機関

とする。

2 草地試験場は、栃木県に置く。

3 農林大臣は、草地試験場の事務を分掌させる
ため、所要の地に草地試験場の支場を設けるこ
とができる。

4 草地試験場の内部組織並びに支場の名称、位
置及び内部組織については、農林省令で定め
る。

第二十二條の二を次のように改める。

第二十二條の二 削除

第二十二條の四の次に次の二條を加える。
(熱帯農業研究センター)
第二十二條の五 熱帯農業研究センターは、熱帯
又は亜熱帯に属する地域における農林畜産業に
関する技術上の試験研究及び調査並びにこれら
に関する内外の資料の収集、整理及び提供を行
なう機関とする。

熱帯農業研究センターは、東京都に置く。

熱帯農業研究センターの事務を分掌させるた
め、沖縄(硫黄島、伊平屋島及び北緯二十七
度以南の南西諸島(大東諸島を含む。))をいう。
の区域内の農林省令で定める地に熱帯農業研究
センター(沖縄支所(次項及び次条において「沖縄
支所」という。))を置く。

熱帯農業研究センター及び沖縄支所の内部組
織については、農林省令で定める。

第二十二條の六 沖縄支所に置かれる職員(以下
この条において「職員」という。))には、俸給、
扶養手当、期末手当及び勤勉手当のほか、在勤
手当を支給する。

職員に対して支給する在勤手当の支給額は、
職員がその体面を維持し、かつ、その職務と責
任に応じて能率を充分発揮することができるよ
うに沖縄支所の所在地における物価、為替相場
及び生活水準を勘案して、政令で定める。

在外公館に勤務する外務公務員の給与に関す
る法律(昭和二十七年法律第九十三号)第二條第
三項、第三條、第四條、第十條の二(第三項を
除く。))及び第二十一條第二項の規定は、第一項
の俸給、扶養手当、期末手当及び勤勉手当並び
に在勤手当の支給について準用する。この場合
において、これらの規定中「大使及び公使以外
の在外職員」とあり、又は「在外職員」とあるの
は「職員」と、当該在外職員とあるのは、当該
職員と、第四條第一項中「特別職の職員の給与
に関する法律第八條並びに一般職の職員の給与
に関する法律」とあるのは、「一般職の職員の給与
に関する法律」と、第十條の二中「在勤基本手
当」とあるのは「在勤手当」と、同條第二項中「外
国」とあるのは「熱帯農業研究センター沖縄支所
の所在地」と、同條第五項中「本邦へ出張を命ぜ
られ、又は休暇帰国を許された」とあるのは「本
邦へ出張を命ぜられた」と読み替えるものとす
る。

第二十三條第二項の表中「神戸肥飼料検査
所」「尼崎市」を「大阪肥飼料検査所」「大阪市」
に改める。

第二十五條第四項を第五項とし、第三項を第
四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次
の一項を加える。

2 前項に規定するもののほか、農林大臣は、輸
出品検査所に、日本農林規格による格付けの表
示を附された農林物資の検査及び登録格付機関
の行なう日本農林規格による格付けに関する技
術上の指導を行なわせることができる。

第三十三條第二項の表中「高知種畜牧場の項を削
る」

第三十三條の二の次に次の一条を加える。
(農業者大学校)

第三十三條の三 農業者大学校は、青年である農
業者に対し、近代的な農業経営を担当するのに
必要な学理及び技術を教授する機関とする。

農業者大学校は、東京都に置く。

農業者大学校の内部組織については、農林省
令で定める。

第三十五條中「統計調査事務所」を「北海道統
計調査事務所」に改める。

第三十六條第二号中「農畜産物及び」を「農畜
産物、飲食料品(主要食糧を主な原料とするもの
を除く。次号において同じ。))及び油脂並びに」に
改め、同條第三号中「農畜産業に関する団体及び」
を「農畜産業に関する団体、飲食料品及び油脂に
関する団体並びに」に改め、同條第十七号を第
十八号とし、第七号から第十六号までを一号ずつ
繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。

七 農林省の所掌事務に係る統計の作成及びこ
れに必要な調査に関すること。

第三十八條を次のように改める。
(統計調査事務所及び出張所)

第三十八條 第三十六條第七号に掲げる事務を分
掌させるため、所要の地に地方農政局の統計調
査事務所を置く。

農林大臣は、前項の事務の一部を分掌させる
ため、所要の地に地方農政局又は統計調査事務
所の出張所を設けることができる。

統計調査事務所及び地方農政局又は統計調査
事務所の出張所の名称、位置、管轄区域及び内
部組織については、農林省令で定める。

第三十九條中「局務」の下に「(第三十六條第
七号に掲げる事務を除く。))」を加える。

「第二款 統計調査事務所」を「第二款 北海道
統計調査事務所」に改める。

第四十二條第三項中「統計調査事務所及び」を
「北海道統計調査事務所の名称、位置及び内部組
織並びに」に改め、同項を同條第四項とし、同條
第二項中「統計調査事務所」を「北海道統計調査
事務所」に改め、同項を同條第三項とし、同條第
一項中「統計調査事務所」を「北海道統計調査事
務所」に、「耕地面積及び農林畜水産物の収穫高
の調査並びに農山漁村における統計的経済調査」
を「農林省の所掌事務に係る統計の作成及びこれ

に関する事項を含む。))を行なう機関

とする。

2 草地試験場は、栃木県に置く。

3 農林大臣は、草地試験場の事務を分掌させる
ため、所要の地に草地試験場の支場を設けるこ
とができる。

4 草地試験場の内部組織並びに支場の名称、位
置及び内部組織については、農林省令で定め
る。

第二十二條の二を次のように改める。

第二十二條の二 削除

昭和四十五年五月八日 参議院會議録第十五号

に必要な調査」に改め、同項の次に次の一項を加える。

2 北海道統計調査事務所は、北海道の区域を区分して農林省令で定める区域ごとに置かれるものとし、その管轄区域は、当該農林省令で定める区域とする。

附則

この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第十七条の改正規定中「農林研修所」を「農業者大学校」に改める部分の規定、第二十三條及び第二十五條の改正規定、第三十三條の二の次に一條を加える改正規定並びに第八十二條の改正規定は公布の日から、第十七条の改正規定中「畜産試験場」を「畜産試験場」に改める部分の規定及び「放射線育種場」を削る部分の規定、第十八條、第十八條の三、第十八條の四、第十八條の五及び第十八條の六の改正規定、第十八條の三の次に一條を加える改正規定並びに第二十二條の二の改正規定は昭和四十五年十月一日から施行する。

〔西村尚治君登壇、拍手〕

○西村尚治君 たいだいま議題となりました三件の法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、通商産業省設置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法案は、公害の防止及び保安の確保に関する事務を総合的に処理するため、鉱山保安局を改組して公害保安局とし、同局に公害部を設置するとともに、企業局の立地公害部を廃止すること等を内容とするものであります。

委員会におきましては、公害保安局の設置とこれに伴う内部部局改組との関係、公害対策につい

通商産業省設置法の一部を改正する法律案外二件

の政府の施策と基本姿勢、国民の健康保護と経済発展との関係、無過失責任の問題、公害防止環境基準の妥当性など、公害に関する各般にわたる問題等について質疑が行なわれたほか、特に参考人を徴して、公害防止事業団の事業内容、資金需要、中小企業助成などについて、その実情と意見を聴取するなど、熱心に審査いたしました。その詳細は会議録に譲りたいと存じます。

質疑を終わり、討論なく、採決の結果、本法案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、許可、認可等の整理に関する法律案について申し上げます。

本法案は、行政改革三カ年計画に基づき八十四件の許可、認可等について一括整理を行なうことを内容とするものであります。

委員会におきましては、臨時行政調査会指摘の許可の整理促進と新設抑制措置、行政改革三カ年計画の進捗状況、行政監察の実効性の確保、行政監視委員会の性格とあり方等について質疑が行なわれましたが、その詳細は会議録に譲りたいと存じます。

質疑を終わり、討論なく、採決の結果、本法案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、農林省設置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

タクシー業務適正化臨時措置法案外三件

の統合と人事問題等について質疑が行なわれましたが、その詳細は会議録に譲りたいと存じます。

質疑を終わり、討論なく、採決の結果、本法案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法案に対し、自民、社会、公明、民社四党の共同提案にかかる農林省職員処遇についての附帯決議が付けられました。

以上をもって御報告を終わります。(拍手)

○副議長(安井謙君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

まず、通商産業省設置法の一部を改正する法律案及び許可、認可等の整理に関する法律案全部を問題に供します。両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(安井謙君) 総員起立と認めます。よって、両案は全会一致をもって可決せられました。

○副議長(安井謙君) 次に、農林省設置法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。本家に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(安井謙君) 過半数と認めます。よって、本案は可決せられました。

六六四

○副議長(安井謙君) 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。運輸委員長温水三郎君。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

審査報告書
タクシー業務適正化臨時措置法案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十五年五月六日
運輸委員長 温水 三郎
参議院議長 重宗 雄三殿

要領書
一、委員会の決定の理由
本法案は、タクシー事業の利用者の利便の確保に資するため、当分の間、タクシー事業の業務が適正に行なわれていないと認められる地域において、タクシー運転者の登録を実施し、タクシー業務適正化事業の実施を促進すること等の措置を講じようとするものであつて、妥当な措置と認める。

○副議長(安井謙君) 日程第九、タクシー業務適正化臨時措置法案。
日程第十、港湾法及び港湾整備緊急措置法の一部を改正する法律案。
日程第十一、船員法の一部を改正する法律案。
日程第十二、海上運送法の一部を改正する法律案。

一、費用
タクシー近代化センターに対する自動車事故対策費補助金として、昭和四十五年自動車損害賠償責任再保険特別会計予算に、五千万円が計上されている。

附帯決議

本法の施行にあつて、政府は、特に左の事項に留意し、その運用に万遺憾なきよう措置すべきである。

一 乗車拒否その他利用者の不満を一掃するため、タクシ業務の適正化を図り、交通関係及び物価等対策関係協議会の決定(昭和四十四年十一月二十一日)並びに労働省通達(昭和四十二年二月九日)の完全実施に務め、特に労務管理の近代化、賃金制度の改善等適切な措置を講ずること。

二 登録制度の実施に当つては、個々の運転者の権利が侵害されることのないよう格段の配慮を行ない、近代化センターの民主的運営に努めること。

三 本法並びに道路運送法、労働基準法等関係法令違反の悪質事業者に対し、免許の取消をも含め、厳重なる処分を行なうこと。

タクシ業務適正化臨時措置法案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決し、よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十五年四月十七日
衆議院議長 船田 中
参議院議長 重宗 雄三殿

目次

第一章 総則(第一条・第二条)
第二章 タクシ運転者の登録等
第一節 タクシ運転者の登録(第三条―第十二条)

昭和四十五年五月八日 参議院会議録第十五号

タクシ業務適正化臨時措置法案外三件

第二章 登録タクシ運転者証(第十三条―第十八条)

第三節 指定登録機関(第十九条―第二十九条)

第四節 補則(第三十条―第三十三条)

第三章 タクシ業務適正化事業(第三十四条―第四十二条)

第四章 タクシ業務の特別規制等(第四十三条―第五十条)

第五章 雑則(第五十一条―第五十五条)

第六章 罰則(第五十六条―第五十九条)

第七章 第一章 総則

第一条 この法律は、当分の間、指定地域において、タクシの運転者の登録を実施し、タクシ業務適正化事業の実施を促進すること等の措置を定めることにより、タクシ事業の業務の適正化を図り、もつて利用者の利便の確保に資することを目的とする。

(定義)
第二条 この法律で「タクシ」とは、一般乗用旅客自動車運送事業(道路運送法(昭和二十六年法律第八十三号)第三条第二項第三号の一般乗用旅客自動車運送事業をいう。以下同じ。)を經營する者がその事業の用に供する自動車でハイヤー以外のものをいう。

第三条 この法律で「ハイヤー」とは、一般乗用旅客自動車運送事業を經營する者がその事業の用に供する自動車に当該自動車による運送の引受けが営業所のみにおいて行なわれるものをいう。

第四条 この法律で「タクシ事業者」とは、タクシ事業を經營する者をいう。

第五条 この法律で「指定地域」とは、タクシの運転者の確保が困難であるためタクシ事業に関

して供給輸送力が輸送需要量に対し著しく不足しており、かつ、道路運送法に違反する運送の引受けの拒絶その他の行為がひんぱんに行なわれる等タクシ事業の業務が適正に行なわれないと認められる地域で政令で定めるものをいう。

第二章 タクシ運転者の登録等
第一節 タクシ運転者の登録

(登録運転者の乗務)
第三条 タクシ事業者は、指定地域内の営業所に配置するタクシには、当該指定地域に係るタクシ運転者登録原簿(以下「原簿」という。)に登録を受けている者(以下「登録運転者」という。)以外の者を運転者として乗務させてはならない。ただし、その運行が旅客の運送を目的としなない場合は、この限りでない。

(原簿)
第四条 原簿への登録(以下「登録」という。)は、運輸大臣が行なう。

(登録の申請)
第五条 登録は、指定地域内に営業所を有するタクシ事業者が雇用されている者(登録を条件として雇用の契約を締結している者を含む。第七條第一項第四号において同じ。)でタクシの運転者として選任されており、又は選任されることを予定されているもの申請により行なう。

2 登録を申請しようとする者は、次の事項を記載した申請書を運輸大臣に提出しなければならぬ。

一 申請者の氏名、生年月日、住所及び本籍
二 申請者が雇用されているタクシ事業者(登録を条件として雇用の契約を締結している者を含む。)の氏名又は名称及び住所
三 申請者が受けている第二種運転免許(道路運送法(昭和二十五年法律第五号)第八十六条第一項の大型第二種免許又は普通第二種免

許をいう。以下同じ。)の種類並びにこれに係る運転免許証の番号及び有効期限
四 申請に係る指定地域

3 前項の申請書を提出する場合には、同項第一号に掲げる事項を証する書面、申請者が第七條第一項第一号から第四号までに該当する者でないことを証する書面及び申請者の写真を添付し、かつ、申請者が受けている第二種運転免許に係る運転免許証を提示しなければならぬ。

(登録の実施)
第六条 運輸大臣は、前条の規定による申請を受理したときは、次条第一項の規定により登録を拒否する場合は、前条第二項第一号から第三号までに掲げる事項及び登録の年月日を登録しなければならぬ。

(登録の拒否)
第七条 運輸大臣は、第五条の規定による申請を受理した場合において、申請者が次の各号の一に該当していると認められるときは、又は該当していないことが明らかでないときは、その登録を拒否しなければならない。

一 道路運送法第二十七条の政令で定める要件を備えていないこと。
二 タクシ事業者が道路運送法第三十条第一項の規定に基づき運輸省令の規定に違反しなればタクシの運転者として選任されることのできない者であること。

三 当該指定地域に係る運輸省令で定める運転の経歴を有しない者にあつては、第四十八条の規定により運輸大臣の行なう当該指定地域に係る地理の試験に合格していないこと。
四 当該指定地域内に営業所を有するタクシ事業者が雇用されている者でタクシの運転者として選任されており、又は適任されることを予定されているもの以外の者であること。

五 現に第九条第二項又は第三項の規定による処分を受けていること。

2 運輸大臣は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、理由を示してその旨を申請者に通知しなければならない。
 (登録事項の変更等の届出)

第八条 登録運転者は、次に掲げる場合には、直ちにその旨を運輸大臣に届出なければならない。

一 第五条第二項第一号から第三号までに掲げる事項に変更があつたとき。
 二 登録運転者が前条第一項第一号、第二号又は第四号に該当することとなつたとき。
 三 第十条第二項の規定により登録の効力が停止されている場合において、同項の運輸省令で定める事由の存続する期間が短縮されたとき。

2 前項の届出をする場合には、運輸省令で定めるところにより、その事由を証する書面を添付し、又は申請者が受けている第二種運転免許に係る運転免許証を提示しなければならない。

3 運輸大臣は、第一項の届出を受理したときは、第十条第一項の規定により登録を消除する場合作を除き、届出があつた事項を登録しなければならない。
 (登録の取消し等)

第九条 運輸大臣は、登録運転者が次の各号の一に該当するとき、又は登録運転者となる前二年内に第一号若しくは第二号に該当していたことが判明したときは、その登録を取り消すことができる。

一 この法律、道路運送法若しくは同法に基づき命令に違反する行為をし、又は一般乗用旅客自動車運送事業を経営する者の業務に關し当該事業の用に供する自動車の運転者としてこの法律、道路運送法若しくは同法に基づく命令若しくはこれらに基づき処分若しくはこれに附した条件に違反する行為をしたとき。
 二 一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車の運転者の職務に關して著しく不適当な行為をしたと認められるとき。

2 不正の手段により登録を受けていたとき。
 三 運輸大臣は、前項の規定により登録を取り消すときは、当該登録運転者について、二年以内の期間を定めて登録を行なわないう旨の決定をしなければならない。

3 運輸大臣は、登録運転者が第一項各号の一に該当した場合において同項の処分前にその登録の消除が行なわれたときは、その者について、二年以内の期間を定めて登録を行なわないう旨の決定をすることができる。

4 運輸大臣は、第一項又は前項の規定による処分をしようとするときは、当該処分に係る者に対し、あらかじめ、期日及び場所を指定して、聴聞をしなければならぬ。聴聞に際しては、意見を述べ、及び証拠を提出する機会が与えられなければならない。

5 運輸大臣は、第一項から第三項までの規定による処分をしたときは、直ちにその旨を当該処分に係る者に通知しなければならない。
 (登録の消除)

第十条 運輸大臣は、登録運転者が次の各号の一に該当するとき、その登録を消除しなければならない。

一 前条第一項の規定により登録を取り消されたとき。
 二 第七条第一項第一号又は第二号に該当しているとき。
 三 その雇用者として登録されているタクシ事業者に雇用されなくなり、又はタクシの運転者として選任されなくなつた後、運輸省令で定める期間を経過したとき、又は登録の消除を申請したとき。

2 前項の規定にかかわらず、運輸大臣は、登録運転者が運輸省令で定める事由により第七条第一項第一号に該当するときは、その事由を登録し、その事由の存続する期間、登録の効力を停止しなければならない。

3 運輸大臣は、第一項(第三号を除く。)の規定により登録を消除し、又は前項の規定により登録の効力を停止したときは、直ちにその旨を次の各号に掲げる区分に従ひ、当該各号に掲げる者に通知しなければならない。

一 第一項第一号に該当する場合 登録の消除に係る者を雇用しているタクシ事業者
 二 第一項第二号に該当する場合(前項の規定により登録の効力を停止する場合を含む) 登録の消除又は効力の停止に係る者及びその者を雇用しているタクシ事業者

第十一条 運輸大臣は、前条第一項の消除に係る原簿に次の事項を記載して政令で定める期間これを保存しておかなければならない。

一 登録の消除の事由(その事由が登録の取消しによるものであるときは、登録の取消の事由)
 二 第九条第二項又は第三項の処分があつたときは、登録を行なわないうこととされている期間

(原簿の謄本等)
 第十二条 登録運転者は、運輸大臣に対し、その者に係る原簿の謄本の交付又は閲覧の請求をすることができる。

2 指定地域内に営業所を有するタクシ事業者は、運輸大臣に対し、当該指定地域に係る原簿の謄本の交付又は閲覧の請求をすることができる。

第二節 登録タクシ運転者証
 (運転者証の表示)
 第十三条 タクシ事業者は、登録運転者(第十条第二項の規定によりその登録の効力が停止されている者を除く。)で第七条第一項第一号又は第二号に該当していないものを指定地域内の営業所に配置するタクシに運転者として乗務させるときは、当該登録運転者に係る登録タクシ運転者証(以下「運転者証」という。)を、運輸省令で定めるところにより、当該タクシ

に表示しなければならない。ただし、その運行が旅客の運送を目的としない場合は、この限りでない。
 (運転者証の交付)
 第十四条 運輸大臣は、指定地域内の営業所に配置するタクシの運転者として登録運転者を雇用しているタクシ事業者の申請により、当該登録運転者に係る運転者証を交付する。

(運転者証の記載事項の訂正)
 第十五条 タクシ事業者は、交付を受けている運転者証の記載事項に変更があつたときは、直ちに当該運転者証を運輸大臣に提出して、訂正を受けなければならない。
 (運転者証の返納等)
 第十六条 タクシ事業者は、その雇用する登録運転者について次の事由があつたときは、直ちに当該登録運転者又は登録運転者であつた者に係る運転者証を運輸大臣に返納しなければならない。

一 第七条第一項第一号又は第二号に該当すること(第十条第二項の運輸省令で定める事由を除く。)となつたことを知つたとき。
 二 退職したとき。
 三 指定地域内の営業所に配置するタクシの運転者として選任することをやめたとき。
 四 第十条第一項第一号の事由による登録の消除に係る同条第三項の通知を受けたとき。

2 タクシ事業者は、その雇用する登録運転者が第十条第二項の運輸省令で定める事由により第七条第一項第一号に該当することとなつたことを知つたときは、直ちに当該登録運転者に係る運転者証を運輸大臣に提出しなければならない。

3 運輸大臣は、前項の規定により運転者証が提出されたときは、第十条第二項の運輸省令で定める事由の存続する期間中、当該運転者証を領置するものとする。

(運転者証の再交付)
第十七条 タクシー事業者は、運転者証をよごし、損じ、又は失つたときは、その再交付を受けることができる。

(運転者証の譲渡等の禁止)
第十八条 タクシー事業者は、運転者証を他人に譲り渡し、又は貸与してはならない。

第三節 指定登録機関

(指定)

第十九条 運輸大臣は、申請により、指定地域ごとに指定する者に、当該指定地域に係る登録及び運転者証の交付に関する事務(第九条の規定による事務を除く。以下「登録事務等」という。)を行なわせることができる。

2 運輸大臣は、前項の指定をした場合には、当該指定地域に係る登録事務等を行なわないものとする。

第二十条 運輸大臣は、前条第一項の申請が次の各号の一に該当していると認めるときは、同項の指定をしてはならない。
一 現に当該指定地域について他に指定した者があること。

二 申請者が民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された財団法人以外の者であること。

三 申請者が登録事務等を公正かつ適確に実施することができないおそれがある者であること。

四 申請者が第二十九条第一項の規定により指定を取り消され、その取消の日から五年を経過しない者であること。

五 申請者の役員で登録事務等に従事するもののうちに、禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律若しくは道路運送法の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者があること。

(指定登録機関の公示等)
第二十一条 運輸大臣は、第十九条第一項の指定

をしたときは、その指定した者(以下「指定登録機関」という。)の名称、住所、指定に係る指定地域、登録事務等を実施する事務所の所在地及び登録事務等の実施を開始する日を官報で公示しなければならない。

2 指定登録機関は、その名称、住所又は登録事務等を実施する事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

3 運輸大臣は、前項の届出があつたときは、その旨を官報で公示しなければならない。
(登録等に関する規定の適用)

第二十二条 指定登録機関が登録事務等を行なう場合における第一節(第九条を除く。)及び前節の規定の適用については、これらの規定(第七条第一項第三号を除く。)中「運輸大臣」とあるのは、「指定登録機関」とする。

2 運輸大臣は、第九条第一項から第三項までの規定による処分をしたときは、直ちにその旨を指定登録機関に通知しなければならない。
(事務規程)

第二十三条 指定登録機関は、登録事務等の実施に関する規程(以下「事務規程」という。)を定め、運輸大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 事務規程で定めるべき事項は、運輸省令で定める。

3 運輸大臣は、第一項の認可をした事務規程が登録事務等の公正かつ適確な実施上不適当なものとなつたと認めるときは、その変更を命ずることができる。

(事業計画等)
第二十四条 指定登録機関は、毎事業年度開始前に、登録事務等に係る事業計画及び収支予算を作成し、運輸大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定登録機関は、毎事業年度経過後三月以内

に、登録事務等に係る事業報告書及び収支決算書を作成し、運輸大臣に提出しなければならない。

(登録諮問委員会)
第二十五条 指定登録機関には、登録諮問委員会を置かなければならない。

2 登録諮問委員会は、指定登録機関の代表者の諮問に応じ登録事務等の実施に関し調査審議し、及びこれに関し必要と認める意見を指定登録機関の代表者に述べることができる。

3 登録諮問委員会の委員は、タクシ事業者が組織する団体が推薦する者、タクシの運転者が組織する団体が推薦する者及び学識経験のある者のうちから、運輸大臣の認可を受けて指定登録機関の代表者が任命する。
(役員を選任及び解任等)

第二十六条 指定登録機関の登録事務等に従事する役員を選任及び解任は、運輸大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

2 運輸大臣は、指定登録機関の登録事務等に従事する役員又は職員が、この法律、この法律に基づく命令若しくは処分若しくは事務規程に違反する行為をしたとき、登録事務等に関し著しく不適当な行為をしたとき、又はその在任により指定登録機関が第二十条第五号に該当することとなるときは、指定登録機関に対し、その役員又は職員を解任すべきことを命ずることができる。
(秘密保持義務等)

第二十七条 指定登録機関の登録事務等に従事する役員若しくは職員(登録諮問委員会の委員を含む。次項において同じ。)又はこれらの職にあつた者は、登録事務等に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 指定登録機関の登録事務等に従事する役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(監督命令)
第二十八条 運輸大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定登録機関に対し、登録事務等に関し監督上必要な命令をすることができる。

(指定の取消し)
第二十九条 運輸大臣は、指定登録機関が次の各号の一に該当するときは、第十九条第一項の指定を取り消すことができる。

一 第二十条第三号に該当することとなつたとき。

二 この法律、この法律に基づく命令又は第二十三条第一項若しくは第二十四条第一項の認可を受けた事項に違反して登録事務等を実施したとき。

三 第二十三条第三項、第二十六条第二項又は前条の規定による処分に違反したとき。

四 不当に登録事務等を実施しなかつたとき。

2 運輸大臣は、前項の規定により第十九条第一項の指定を取り消したときは、その旨を官報で公示しなければならない。

第四節 補則
(手数料)
第三十条 登録の申請をする者、第十二条第一項若しくは第二項の交付若しくは閲覧の請求をする者、第十四条の交付を申請する者、第十五条の訂正を申請する者又は第十七条の再交付を申請する者は、運輸省令で定めるところにより、手数料を運輸大臣(指定登録機関が登録事務等を行なう場合には、指定登録機関)に納付しなければならない。

2 前項の手数料で指定登録機関に納付されたものは、当該指定登録機関の収入とする。

(審査請求)
第三十一条 指定登録機関がした登録事務等に係る処分に不服がある者は、運輸大臣に対し行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による審査請求をすることができる。

(登録事務等の臨時代行)

第三十二条 運輸大臣は、指定登録機関が登録事務等を実施することが困難となつた事由が生じた場合において、必要があると認めるときは、民法第三十四条の規定により設立された法人で第二十条第三号から第五号までに該当していないと認められるものを指定して、期間を定めて、登録事務等を行なわせることができる。

2 運輸大臣は、前項の指定登録機関に対し、同項の指定を受けた者が登録事務等を行なう期間中登録事務等の実施を停止すべきことを命ずるものとする。

3 第一項の指定登録機関は、前項の命令を受けたときは、直ちに原簿その他の登録事務等の実施に関する書類を第一項の指定を受けた者に引き渡さなければならない。

4 第二十一条、第二十条及び第二十七条から前条までの規定は、第一項の指定を受けた者が登録事務等を行なう場合について準用する。この場合において、第二十一条第一項中「登録事務等の実施を開始する日」とあるのは、「登録事務等を行なわせる期間」と読み替へるものとする。

(指定をした場合等における経過措置)

第三十三条 第十九条第一項の指定、第二十九条第一項(前条第四項において準用する場合を含む。)の取消し若しくは前条第一項の指定をした場合又は同条第一項の期間が経過した場合における所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、合理的に必要と判断される範囲内において、政令で定めることができる。

第三章 タクシー業務適正化事業

(適正化事業実施機関の指定)

第三十四条 指定地域内におけるタクシー事業に係る次の業務を行なう者で指定地域ごとに運輸大臣の指定するもの(以下「適正化事業実施機関」という。)は、当該業務の実施に必要な経費に充てるため、当該指定地域内に営業所を有す

るタクシー事業者から負担金を徴収することができる。

一 タクシーの運転者の道路運送法に違反する運送の引受けの拒絶その他同法又はこの法律に違反する行為の防止及び是正を図るための指導

二 タクシーの運転者の業務の取扱いの適正化を図るための研修
三 タクシー事業の利用者からの苦情の処理
四 タクシー乗場その他タクシー事業の利用者のための共同施設の設置及び運営
五 タクシーの運転者の休憩、睡眠又は食事のための共同施設の設置及び運営

2 前項の指定は、指定を受けようとする者の申請により行なう。

第三十五条 運輸大臣は、前条第二項の申請が次の各号の一に該当していると認めるときは、同条第一項の指定をしてはならない。
一 現に当該指定地域について適正化事業実施機関があること。
二 申請者が民法第三十四条の規定により設立された財団法人以外の者であること。
三 申請者が前条第一項各号の業務(以下「適正化業務」という。)を公正かつ適確に実施することができないおそれがある者であること。

四 申請者が適正化業務以外の業務を行なう場合には、次の業務以外の業務を行なうものであること。
イ 登録事務等
ロ 一般乗用旅客自動車運送事業の利用者の利便の増進に資する業務
ハ 一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車の運転者の福利厚生のための共同施設の設置及び運営その他一般乗用旅客自動車運送事業の業務の改善に資する業務

五 申請者が第四十条第一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者であること。
六 申請者の役員で適正化業務に従事するものうちに、禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律若しくは道路運送法の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者があること。

第三十六条 適正化事業実施機関は、毎事業年度開始前に、適正化業務に係る事業計画、収支予算及び資金計画を作成し、運輸大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときは、同様とする。

2 適正化事業実施機関は、前項の認可を受ける場合には、適正化業務以外の業務に係る事業計画、収支予算及び資金計画を添付しなければならない。

3 適正化事業実施機関は、毎事業年度経過後三月以内に、事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を作成し、運輸大臣に提出しなければならない。

第三十七条 適正化事業実施機関は、毎事業年度、第三十四条第一項の負担金の額及び徴収方法について、運輸大臣の認可を受けなければならない。

2 適正化事業実施機関は、前項の認可を受けたときは、当該適正化事業実施機関の指定に係る指定地域内に営業所を有するタクシー事業者に対し、その認可を受けた事項を記載した書面を添付して、負担金の額、納付期限及び納付方法を通知しなければならない。

3 タクシー事業者は、前項の通知に従い、適正化事業実施機関に対し、負担金を納付する義務を負う。

4 第二項の通知を受けたタクシー事業者(以下この条において「納付義務者」という。)は、納付期限までにその負担金を納付しないときは、

負担金の額に納付期限の翌日から当該負担金を納付する日までの日数一日につき運輸省令で定める率を乗じて計算した金額に相当する金額の延滞金を納付する義務を負う。

5 適正化事業実施機関は、運輸省令で定める事由があると認めるときは、前項の規定による延滞金の納付を免除することができる。

6 適正化事業実施機関は、納付義務者が納付期限までにその負担金を納付しないときは、督促状により、期限を指定して、督促しなければならない。この場合において、その期限は、督促状を発する日から起算して十日以上経過した日でなければならない。

7 適正化事業実施機関は、前項の規定による督促を受けた納付義務者がその指定の期限までにその督促に係る負担金及び第四項の規定による延滞金を納付しないときは、運輸大臣にその旨を申し立てることができる。

8 運輸大臣は、前項の申し立てがあつたときは、納付義務者に対し、適正化事業実施機関に負担金及び第四項の規定による延滞金を納付すべきことを命ずることができる。

(区分経理)
第三十八条 適正化事業実施機関は、運輸省令で定めるところにより、適正化業務に関する経理として整理しなければならない。

(適正化事業諮問委員会)
第三十九条 適正化事業実施機関には、適正化事業諮問委員会を置かなければならない。

2 適正化事業諮問委員会は、適正化事業実施機関の代表者の諮問に応じ負担金の額及び徴収方法その他適正化業務の実施に関する重要事項を調査審議し、及びこれらに關し必要と認めざる意見を適正化事業実施機関の代表者に述べることができる。
3 適正化事業諮問委員会の委員は、タクシー事業者が組織する団体が推薦する者、タクシーの

運転者が組織する団体が推薦する者、学識経験のある者及びタクシ事業の利用者のうちから、運輸大臣の認可を受けて適正化事業実施機関の代表者が任命する。

(指定の取消し)

第四十条 運輸大臣は、適正化事業実施機関が次の各号の一に該当するときは、第三十四条第一項の指定を取り消すことができる。

一 第三十五条第三号又は第四号に該当することとなつたとき。

二 この法律、この法律に基づく命令又は第三十六条第一項の認可を受けた事項に違反して適正化業務を行つたとき。

三 第三十七条第一項の認可を受けず、又は同項の認可を受けた事項に違反して、負担金を徴収したとき。

四 第四十二条において準用する第二十六条第二項又は第二十八条の規定による処分違反したとき。

五 不当に適正化業務を実施しなかつたとき。

運輸大臣は、前項の規定により第三十四条第一項の指定を取り消したときは、その旨を官報で公示しなければならない。

(指定を取り消した場合における経過措置)

第四十一条 前条第一項の規定により第三十四条第一項の指定を取り消した場合において、運輸大臣がその取消し後に同一の指定地域について新たに適正化事業実施機関を指定したときは、取消しに係る適正化事業実施機関の適正化業務に係る財産は、新たに指定を受けた適正化事業実施機関に帰属する。

2 前項に定めるもののほか、前条第一項の規定により第三十四条第一項の指定を取り消した場合における適正化業務に係る財産の管理その他所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、合理的に必要と判断される範囲内において、政令で定めることができる。

(準用規定)

第四十二条 第二十一条、第二十六条及び第二十八条の規定は、適正化事業実施機関が適正化業務を実施する場合について準用する。

第四章 タクシ業務の特別規制等

(タクシ乗場及びタクシ乗車禁止地区の指定)

第四十三条 運輸大臣は、指定地域内の駅前、繁華街等におけるタクシによる運送の引受けの適正化を図るため特に必要があると認めるときは、タクシ乗場を指定し、かつ、旅客のタクシへの乗車を禁止する地区及び時間を指定することができる。

2 タクシ事業者は、前項の指定をされた地区及び時間においては、同項の指定をされたタクシ乗場以外の場所であつたタクシに旅客を乗車させてはならない。

3 運輸大臣は、第一項の指定をするときは、当該指定をする地区に係る都道府県公安委員会及び道路法(昭和二十七年法律第八十号)による道路の管理者に協議しなければならない。

4 運輸大臣は、第一項の指定をするときは、その旨を官報で公示するとともに、運輸省令で定めるところにより、同項の指定に係るタクシ乗場及び禁止を示すための必要な標識を設置しなければならない。

(タクシ等に関する届出)

第四十四条 一般乗用旅客自動車運送事業を営業者は、指定地域内の営業所にその事業の用に供する自動車を配置しようとするときは、あらかじめ、当該自動車について道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)による自動車登録番号、タクシ又はハイヤーの別その他の運輸省令で定める事項を運輸大臣に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

(タクシである旨の表示等)

第四十五条 一般乗用旅客自動車運送事業を営業者は、その事業の用に供する自動車で指定地域内の営業所に配置するものに、運輸省令で定めるところにより、タクシ又はハイヤーである旨の表示その他の一般乗用旅客自動車運送事業の業務の適正化のために必要と認められる運輸省令で定める表示事項又は装置を表示し、又は装着しなければならない。

2 何人も、前項の規定により表示し、又は装着する場合及び運輸省令で定める場合を除き、自動車に同項の表示事項若しくは装置又はこれらに類似するものを表示し、又は装着してはならない。

(個人タクシ事業者乗務証)

第四十六条 指定地域内に営業所を有するタクシ事業者(法人である者を除く)は、指定地域内の営業所に配置するタクシに自ら乗務するときは、その者に係る個人タクシ事業者乗務証(以下「事業者乗務証」という)を、運輸省令で定めるところにより、当該タクシに表示しなければならない。ただし、その運行が旅客の運送を目的としなない場合は、この限りでない。

2 運輸大臣(第十九条第一項の規定により指定登録機関が指定されており、又は第三十二条第一項の規定により指定された者があるときは、当該指定登録機関又は指定された者)は、前項のタクシ事業者の申請により、その者に係る事業者乗務証を交付する。

3 第三十条の規定は、前項の場合について準用する。

(不正表示の禁止)

第四十七条 何人も、第十三条又は前条第一項の規定により表示する場合及び運輸省令で定める場合を除き、タクシに運転者証若しくは事業者乗務証又はこれらに類似するものを表示してはならない。

(地理の試験)

第四十八条 運輸大臣は、指定地域ごとに、運輸省令で定めるところにより、タクシの運転者にならうとする者に対し、当該指定地域に係るタクシ事業の業務に必要な地理の試験を行なう。

2 前項の試験を受けようとする者は、運輸省令で定めるところにより、手数料を運輸大臣に納付しなければならない。

(試験事務の代行)

第四十九条 運輸大臣は、申請により、適正化事業実施機関に前条第一項の試験の事務(以下「試験事務」という)を行なわせることができる。

2 適正化事業実施機関が試験事務を行なう場合においては、同号中「運輸大臣」とあるのは、「適正化事業実施機関」とする。

3 第一項の規定により適正化事業実施機関が試験事務を行なうときは、前条第二項の手数料は、当該適正化事業実施機関に納付するものとする。この場合において、納付された手数料は、当該適正化事業実施機関の収入とする。

4 運輸大臣は、適正化事業実施機関が次の各号の一に該当するときは、試験事務を行なわせてはならない。

一 次項において準用する第二十三条第一項又は第二十四条第一項の認可を受けた事項に違反して試験事務を行つたとき。

二 次項において準用する第二十三条第三項、第二十六条第二項又は第二十八条の規定による処分違反したとき。

5 第二十三条、第二十四条第一項及び第二十六条から第二十八条までの規定は、適正化事業実施機関が試験事務を実施する場合について準用する。

(研修命令)

第五十条 運輸大臣は、第三十四条第一項の規定により適正化事業実施機関が指定されている場合には、当該指定に係る指定地域内に営業所を有するタクシ事業者に対し、指定地域内の営

昭和四十五年五月八日 参議院會議録第十五号

タクシ業務適正化臨時措置法案外三件

業所に配置するタクシの運転者でその業務の取扱について特に適正化を図る必要があると認められるものに当該適正化事業実施機関の行なう研修を受けさせるよう命ずることができ

第五章 雑則

(報告及び検査)

第五十一条 運輸大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、一般乗用旅客自動車運送事業を經營する者、指定登録機関、第三十二条第一項の規定により指定した者又は適正化事業実施機関に対し、その業務に関し必要な報告を命じ、又はその職員にこれらの者の事務所その他の事業所若しくは自動車に立ち入り、帳簿、書類その他の必要な物件を検査し、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならぬ。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(免許の取消し等)

第五十二条 運輸大臣は、一般乗用旅客自動車運送事業を經營する者がこの法律又はこの法律に基づき命令若しくは処分違反したときは、六月以内の期間を定めて輸送施設の当該事業のための使用の停止若しくは当該事業の停止を命じ、又は当該事業の免許を取り消すことができる。

2 道路運送法第二百二十二条の二第二項から第四項までの規定は、前項の規定による処分をしようとする場合について準用する。

3 道路運送法第四十三条の二の規定は、第一項の規定により輸送施設の使用の停止又は事業の停止を命じた場合について準用する。

(政令等の制定改廃に伴う経過措置)
第五十三条 この法律の規定に基づき政令又は運

輸省令を制定し、又は改廃する場合においては、それぞれ、政令又は運輸省令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

(権限の委任)

第五十四条 この法律に規定する運輸大臣の権限は、政令で定めるところにより、陸運局長又は都道府県知事に委任することができる。

(運輸省令への委任)

第五十五条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、運輸省令で定める。

第六章 罰則

第五十六条 次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第三条の規定に違反した者
二 第五十二条第一項の規定による輸送施設の使用の停止又は事業の停止の処分違反した者

第五十七条 第二十七条第一項(第三十二条第四項又は第四十九条第五項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、その職務に関して知り得た秘密を漏らした者は、五万円以下の罰金に処する。

第五十八条 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第八条第一項(第三号を除く。)、第十三条、第十五条、第十六条第一項若しくは第二項、第十八条、第四十三条第二項、第四十四条、第四十五条第一項若しくは第二項、第四十六条第一項、第四十七条又は第五十二条第三項において準用する道路運送法第四十三条の二第三項の規定に違反した者

二 第五条第二項の申請書、同条第三項の添附書類、第八条第一項の届出書、同条第二項の添附書類又は第十七条の再交付の申請書に虚

偽の記載をしてこれを提出した者
三 第五十一条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
四 第五十一条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対し回答をせず、若しくは虚偽の回答をした者
五 第五十二条第三項において準用する道路運送法第四十三条の二第二項の規定による処分違反した者

第五十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第五十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。
2 第九条第一項第一号及び第二号の規定は、この法律の施行後にした行為について適用する。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕
港湾法及び港湾整備緊急措置法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決しよつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十五年四月二日
参議院議長 重宗 雄三殿
衆議院議長 船田 中

港湾法及び港湾整備緊急措置法の一部を改正する法律案
港湾法及び港湾整備緊急措置法の一部を改正する法律

(港湾法の一部改正)
第一条 港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)の一部を次のように改正する。

第四十八条に次の一項を加える。

3 運輸大臣は、第一項の計画を審査し、当該計画が全国の港湾の開発のための国の計画に適合し、かつ、当該港湾の利用上著しく不適当でないとき、当該計画の概要を公示するものとする。

第五十五条の六の次に次の一条を加える。
(特定用途港湾施設の建設等に係る資金の貸付け)
第五十五条の七 国は、重要港湾の港湾管理者が港湾管理者以外の者(国及び外貿埠頭公団を除く。)で運輸大臣が政令で定める基準に適合すると認めるときは、特定用途港湾施設の建設又は改良に要する費用に充てる資金を無利子で貸し付ける場合において、その貸付けの条件が第三項の規定によるほか第五項の政令で定める基準に適合しているときは、その貸付けに充てるため、その貸付金額の範囲内で政令で定める金額を無利子で当該港湾管理者に貸し付けることができる。

2 前項の特定用途港湾施設は、政令で定める用途に供する岸壁又はさん橋及びこれに附帯する政令で定める荷さばき施設その他の港湾施設で、第四十八条第三項の規定による公示に係る計画においてその建設又は改良に関する計画が定められたものをいう。

3 港湾管理者は、第一項の国の貸付けに係る貸付けをしようとする場合においては、政令で定めるところにより、その貸付けを受ける者がその貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき、その他貸付けの条件に違反したときに、当該貸付けを受ける者から加算金を徴収することができる旨をその貸付けの条件に定めるものとする。

4 港灣管理者は、前項の規定により貸付けの条件に定められたところにより加算金を徴収したときは、その徴収した加算金の全部又は一部に相当する金額を、政令で定めるところにより、国に納付するものとする。

5 前二項に定めるもののほか、第一項の国の貸付金及び同項の国の貸付けに係る港灣管理者の貸付金に關する償還方法、償還期限の繰上げ及び延長、延滞金の徴収その他必要な貸付けの条件の基準については、政令で定める。

(港灣整備緊急措置法の一部改正)

第二条 港灣整備緊急措置法(昭和三十六年法律第二十四号)の一部を次のように改正する。

第二条中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 港灣法(昭和二十五年法律第二百十八号)第五十五条の七第一項の規定による国の貸付けに係る特定用途港灣施設の建設又は改良の事業

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 港灣整備特別会計法(昭和三十六年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項に次の一号を加える。

六 港灣整備緊急措置法第二条第三号の港灣整備事業を行なう者に係る貸付け

第四条第一項に次の一号を加える。

四 港灣法第五十五条の七第一項の規定による貸付金の償還金

第四条第二項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 港灣法第五十五条の七第一項の規定による貸付金

第七条第一項中「並びに港灣整備事業」を「港灣整備事業」に改め、「補助金」の下に並びに港灣法第五十五条の七第一項の規定による

貸付金」を加える。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

船員法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十五年四月二日 衆議院議長 船田 中 参議院議長 重宗 雄三殿

(小字及び一は衆議院修正)

船員法の一部を改正する法律案

船員法(昭和二十二年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項第三号を次のように改める。

三 政令の定める総トン数三十トン未満の漁船

第十二条を次のように改める。

第十二条 船長は、自己の指揮する船舶に急迫した危険があるときは、人命の救助並びに船舶及び積荷の救助に必要な手段を尽くさなければならぬ。

第一百二十八条第一号を次のように改める。

一 罰除

附則

1 この法律は、公布の日、昭和四十六年一月一日から施行する。ただし、第一条第二項第三号の改正規定は、昭和四十六年一月一日から施行する。

2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

海上運送法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十五年四月七日 衆議院議長 船田 中 参議院議長 重宗 雄三殿

海上運送法の一部を改正する法律案

海上運送法(昭和二十四年法律第百八十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第二号の次に次の一号を加える。

二の二 当該事業の計画が輸送の安全を確保するため適切なものであること。

第四条第六号中「港灣(河川を含む。）」における」を削る。

第十条の次に次の一条を加える。

(運輸管理規程等) 第十条の二 旅客定期航路事業者は、運輸管理規程を作成し、省令の定める手続により、運輸大臣に届け出なければならない。これを変更し、修正するときは同様である。

2 運輸管理規程は、省令の定める基準に従い、船舶の運輸の管理に關する責任者(以下「運輸管理者」といふ)の選任等船舶の運輸の管理の組織並びに実施の基準及び手続に關する事項その他輸送の安全を確保するため旅客定期航路事業者及び従業者が遵守すべき事項を定めたものでなければならない。

3 運輸大臣は、運輸管理規程が前項の省令の定める基準に適合しないと認めるときは、当該旅客定期航路事業者に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

4 旅客定期航路事業者は、運輸管理規程に基づき運輸管理者を選任し、又は解任したときは、省令の定める手続により、運輸大臣にその旨を届け出なければならない。

5 運輸大臣は、運輸管理者が運輸管理規程に違反する等によりその職務を引き続き行なうことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあるとき、旅客定期航路事業者を解任すべきことを命ずることができる。

6 運輸大臣は、前項の命令をしようとするときは、当該旅客定期航路事業者及び当該運輸管理者に対し、あらかじめ期日及び場所を指定して、聴聞をしなければならない。これらの者は、聴聞の場所において、意見を述べ、及び証拠を提出することができる。

第十一条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 第四条の規定は、前項の認可について準用する。

第十九条の見出し中「改善」の下に「及び輸送の安全の確保」を加え、同条に次の一項を加える。

2 運輸大臣は、旅客定期航路事業者の事業について輸送の安全を阻害している事実があると認めるときは、当該旅客定期航路事業者に対し、輸送施設の改善、事業計画の変更、運輸管理規程の遵守その他の輸送の安全を確保するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第十九条の三第二項中「及び前二条」を、「第十九条第一項及び前条」に改める。

第二十一条第二項中「第四条(第二号、第三号及び第五号に係るものを除く。）」を削り、「前項の許可」を「前項の許可について、第四条(第二号から第三号まで及び第五号に係るものを除く)の規定は同項の自動車航送貨物定期航路事業者の許可について、同条(第三号及び第五号に係るものを除く)の規定は同項の旅客不定期航路事業者の許可」に改める。

第二十三条の四中「第十一条まで」を「第十条まで、第十一条に改め、及び旅客不定期航路事業」及び「これらの規定の自動車航送貨物定期航路事業者への準用については」を削り、「読み替へ

昭和四十五年五月八日 参議院會議録第十五号

タクシール業務適正化臨時措置法案外三件 地方道路公社法案

六七二

る」を、「第十一条第二項中「第四条」とあるのは「第四条(第二号から第三号まで及び第五号に係るものを除く。）」と読み替える」に改め、同条に次の一項を加える。

2 第八条から第十一条まで、第十三条第二項、第十六条、第十九条第二項及び第十九条の二の規定は、旅客不定期航路事業について準用する。この場合において、第十一条第二項中「第四条」とあるのは、「第四条(第三号及び第五号に係るものを除く。）」と読み替えるものとす

第二十三条の五を第二十三条の六とし、第二十三条の四の次に次の一条を加える。
(旅客の安全を害するおそれのある行為の禁止)
第二十三条の五 何人も、みだりに旅客定期航路事業若しくは旅客不定期航路事業に使用する船舶の操縦設備その他の運航のための設備又はこれらの船舶に係る旅客乗降用可動施設の作動装置を操作し、その他これらの船舶の旅客の安全を害するおそれのある行為で省令で定めるものをしてはならない。

第四十八条の次に次の一条を加える。
第四十八条の二 第二十三条の五の規定に違反した者は、三万円以下の罰金に処する。
第四十九条第一号中「第十一条第二項」を「第十一条第三項」に改める。

附則
この法律は、公布の日から起算して四月を経過した日から施行する。

〔温水三郎君登壇、拍手〕
○温水三郎君 議題となりました四法案について報告をいたします。

まず、タクシール業務適正化臨時措置法案は、タクシール事業の業務が適正に行なわれていないと認められる地域において、当分の間、タクシール運転者の登録を実施するとともに、タクシール業務適正化事業を促進すること等の措置を講じようとするものであります。

次に、港灣法及び港灣整備緊急措置法の一部を改正する法律案は、重要港灣における外貿コンテナ埠頭等の整備を一そう促進するため、民間事業者によるこれらの港灣施設の整備について財政上の助成措置を講じようとするものであります。

次に、船員法の一部を改正する法律案は、漁船に関する船員法の適用範囲を原則として総トン数五トン以上の船舶にまで拡大するほか、船舶に危険がある場合における船長の最後退船義務を廃止しようとするものであります。

次に、海上運送法の一部を改正する法律案は、旅客船による輸送の安全を確保するため、旅客船運航事業者に対し、運航管理規程の作成、運航管理者の選任を義務づける等の措置を講じようとするものであります。

委員会における質疑の詳細については會議録によつて御承知願います。
質疑を終了し、討論なく、採決の結果、四法案はいずれも全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、タクシール業務適正化臨時措置法案に対し附帯決議を行ないました。
以上報告を終わります。(拍手)

○副議長(安井謙君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。
まず、タクシール業務適正化臨時措置法案及び港灣法及び港灣整備緊急措置法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(安井謙君) 過半数と認めます。よつて、両案は可決せられました。

○副議長(安井謙君) 次に、船員法の一部を改正する法律案及び海上運送法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○副議長(安井謙君) 総員起立と認めます。よつて、両案は全会一致をもつて可決せられました。

○副議長(安井謙君) 日程第十三、地方道路公社法案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたしました。まず、委員長の報告を求めます。建設委員長大和与一君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕
地方道路公社法案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決しよつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十五年四月十七日
衆議院議長 船田 中
参議院議長 重宗 雄三殿

目次
第一章 総則(第一条―第七条)
第二章 設立(第八条―第十条)
第三章 役員及び職員(第十一条―第二十条)
第四章 業務(第二十一条―第二十三条)
第五章 財務及び会計(第二十三条―第三十三条)
第六章 解散及び清算(第三十四条―第三十七条)

第七章 監督(第三十八条―第三十九条)
第八章 雑則(第四十条―第四十二条)
第九章 罰則(第四十三条―第四十五条)
附則
第一章 総則

(目的)
第一条 地方道路公社は、その通行又は利用について料金を徴収することができる道路の新設、改良、維持、修繕その他の管理を総合的かつ効率的に行なうこと等により、地方的な幹線道路の整備を促進して交通の円滑化を図り、もつて地方における住民の福祉の増進と産業経済の発展に寄与することを目的とする。

(法人格)
第二条 地方道路公社は、法人とする。
(名称)
第三条 地方道路公社は、その名称中に道路公社という文字を用いなければならない。

2 地方道路公社でない者は、その名称中に道路公社という文字を用いてはならない。
(出資)
第四条 地方公共団体でなければ、地方道路公社(以下「道路公社」という。)に出資することができない。

2 設立団体(道路公社を設立する地方公共団体をいう。以下同じ。)は、道路公社の基本財産の額の二分の一以上に相当する資金その他の財産を出資しなければならない。
3 道路公社に出資しようとする地方公共団体は、自治大臣の承認を受けなければならない。
(定款)
第五条 道路公社は、定款をもつて、次の事項を規定しなければならない。

一 目的
二 名称
三 設立団体たる地方公共団体の
四 事務所の所在地

五 役員の数、任期その他役員に関する事項

六 業務の範囲
七 道路(道路法(昭和二十七年法律第百八十八号)第三条の一般国道、都道府県道及び市町村道をいう。以下同じ。)の整備に関する基本計画

八 基本財産の額その他資産及び会計に関する事項

九 公告の方法

2 定款の変更は、建設大臣(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の市(以上指定市と同一)以外)の第九八条の市が設立した道路公社にあつては都道府県知事とし、以下「建設大臣等」という。)の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 設立団体たる地方公共団体の変更又は道路の整備に関する基本計画の変更に係る定款の変更についての前項の認可の申請は、設立団体(新たに設立団体となる地方公共団体を含む。以下この項、次項及び第六項において同じ。)が道路公社と協議して定めるところに基づき、道路公社と設立団体が共同して行なうものとする。

4 道路公社及び設立団体は、道路の整備に関する基本計画を変更しようとするときは、あらかじめ、当該変更に係る道路の道路管理者(道路法第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。以下同じ。)の同意を得なければならない。

5 道路公社は、第二項の認可の申請をしようとするときは、第三項に規定する場合を除き、あらかじめ、設立団体の同意を得なければならない。

6 設立団体は、第三項の規定により第二項の認可の申請をしようとするとき、又は前項の同意をしようとする場合において当該定款の変更が業務の範囲の変更若しくは基本財産の額の増加に係るものであるときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。

(登記)
第六条 道路公社は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(民法の準用)
第七条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条及び第五十条の規定は、道路公社について準用する。

第二章 設立

第八条 道路公社は、都道府県又は政令で指定する人口五十万以上の市でなければ、設立することができない。

第九条 道路公社を設立するには、議会の議決を経、かつ、定款及び業務方法書を作成して、建設大臣等の認可を受けなければならない。

2 設立団体は、前項の規定により定款を作成しようとするときは、あらかじめ、当該定款において定めるべき道路の整備に関する基本計画について、当該基本計画に係る道路の道路管理者の同意を得なければならない。

3 建設大臣は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、自治大臣に協議しなければならない。

(役員)
第十三条 役員及び職員
第十四条 道路公社は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによつて成立する。
第十五条 道路公社に、役員として、理事長、副理事長、理事及び監事を置く。ただし、道路公社は、定款で副理事長を置かないことができる。(役員)の職務及び権限)
第十六条 理事長は、道路公社を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、道路公社を代表し、定款で定めるところにより、理事長を補佐して道路公社の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行なう。

3 理事は、定款で定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐して道路公社の業務を掌理し、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行なう。

4 監事は、道路公社の業務を監査する。
5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、理事長、建設大臣、都道府県知事又は市長に意見を提出することができる。

(役員)の任命)
第十三条 理事長及び監事は、設立団体の長が任命する。
2 副理事長及び理事は、理事長が設立団体の長の認可を受けて任命する。

(役員)の任期)
第十四条 役員は、四年をこえることができない。
2 役員は、再任されることができない。

(役員)の欠格事項)
第十五条 次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。
一 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて道路公社と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

二 前号の事業者の団体の役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)
第十六条 設立団体の長又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条各号の一に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。
2 設立団体の長又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するときは、その役員を解任することができる。
一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
二 職務上の義務違反があるとき。
(代表権の制限)
第十七条 道路公社と理事長又は副理事長との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合においては、監事が道路公社を代表する。
(代理人の選任)
第十八条 理事長及び副理事長は、理事又は道路公社の職員のうちから、道路公社の主たる事務所又は従たる事務所の業務に關し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。
(職員)の任命)
第十九条 道路公社の職員は、理事長が任命する。
(役員及び職員の公務員たる性質)
第二十条 役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第四章 業務
第二十一条 道路公社は、第一条の目的を達成するため、設立団体である地方公共団体の区域及びその周辺の地域において、その通行又は利用について料金を徴収することができる道路の新設、改築、維持、修繕、道路法第十三条第一項に規定する災害復旧(以下「災害復旧」という。)その他の管理及びこれに附帯する業務を行なう。
2 道路公社は、第一条の目的を達成するため、

前項の業務のほか、次の業務の全部又は一部を行なうことができる。

- 一 国、地方公共団体、日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団若しくは他の道路公社(以下「国等」という)の委託に基づき前項の道路の管理と密接な関連のある道路(道路法第三条の高速自動車国道を含む)の管理を行ない、又は委託に基づき土地区画整理法(昭和二十九年法律第九十九号)に基づく土地区画整理事業若しくは都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)に基づく市街地再開発事業のうち政令で定めるものを行なうこと。
 - 二 前項に規定する地域において、その利用について料金を徴収することができる自動車駐車場の建設及び管理を行なうこと。
 - 三 前項の道路の円滑な交通を確保するために必要な休憩所その他政令で定める施設の建設及び管理を行なうこと。
 - 四 前三号に掲げる業務に附帯する業務を行なうこと。
 - 五 前項の業務及び前各号の業務の遂行に支障のない範囲内で、国等の委託に基づき、道路(道路法第三条の高速自動車国道を含む)に関する調査、測量、設計、試験及び研究を行なうこと。
- 3 道路公社は、前二項の業務のほか、都道府県知事(市が設立した道路公社にあつては市長と

し、以下「都道府県知事等」という)の認可を受けて次の業務を行なうことができる。

- 一 第一項の道路で高架のものの新設又は改築と一体として建設することが適当であると認められる事務所、店舗、倉庫その他政令で定める施設(以下「事務所等」という)を建設し、及び管理すること。
 - 二 委託に基づき、第一項の道路で高架のものの新設又は改築と一体として建設することが適当であると認められる事務所等を建設し、及び管理すること。
 - 三 第一項に規定する地域において、道路運送法(昭和二十六年法律第八十三号)第二条第八項に規定する一般自動車道の建設及び管理を行なうこと。
 - 四 前号の一般自動車道の円滑な交通を確保するために必要な休憩所その他政令で定める施設の建設及び管理を行なうこと。
 - 五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行なうこと。
- 4 道路公社は、第二項第三号並びに前項第一号及び第四号の業務を行なう場合においては、建設省令で定める基準に従つてしなければならない(業務方法書)
- 第二十二条 道路公社の業務方法書に記載しなければならない事項は、建設省令で定める。
- 2 道路公社は、業務方法書を変更しようとする

ときは、あらかじめ、建設大臣等の認可を受けなければならない。

- 3 道路公社は、前項の認可を受けようとするときは、あらかじめ、設立団体の同意を得なければならない。
- 第五章 財務及び会計
- 第二十三条 道路公社の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。ただし、設立後最初の事業年度は、設立の日に始まり、その後最初の三月三十一日に終わる。(予算等の承認)
- 第二十四条 道路公社は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、都道府県知事等の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- (決算)
- 第二十五条 道路公社は、毎事業年度の決算を翌年度の五月三十一日までに完結しなければならない。
- (財務諸表及び決算報告書)
- 第二十六条 道路公社は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下「財務諸表」という)を作成し、決算完結後二月以内に都道府県知事等に提出しなければならない。
- 2 道路公社は、前項の規定により財務諸表を提出するときは、これに、建設省令で定める事項

を記載した当該事業年度の決算報告書を添附し、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見をつけなければならない。

- (利益及び損失の処理)
- 第二十七条 道路公社は、毎事業年度の損益計算上利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、準備金として整理しなければならない。
- 2 道路公社は、毎事業年度の損益計算上損失を生じたときは、前項の規定による準備金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。
- (債務保証)
- 第二十八条 設立団体は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三条の規定にかかわらず、道路公社の債務について保証契約をすることができ(他の道路の新設又は改築に要する費用の負担)
- 第二十九条 道路公社は、第二十一条第一項の道路の新設又は改築に伴い必要を生じた他の道路(同項の道路が一の道路の一部であるときは、当該一の道路の他の部分を含む)の新設又は改築に要する費用については、政令で定めるところにより、その一部を負担しなければならない。

(補助金)

第三十条 国は、予算の範囲内において、道路公社に対して、政令で定めるところにより、第二十一条第一項の道路の災害復旧について、当該道路の建設費等の償還の状況等を勘案して、これに要する経費の一部を補助することができる。

2 地方公共団体は、予算の範囲内において、道路公社に対して、第二十一条第一項の道路の災害復旧に要する経費の一部を補助することができる。

(余裕金の運用)

第三十一条 道路公社は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

- 一 国債又は地方債の取得
- 二 銀行への預金又は郵便貯金

(給与及び退職手当の支給の基準)

第三十二条 道路公社は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定め、又は変更しようとするときは、設立団体の長の承認を受けなければならない。

(建設省令への委任)

第三十三条 この法律に規定するもののほか、道路公社の財務及び会計に関し必要な事項は、建設省令で定める。

第六章 解散及び清算

(解散)

第三十四条 道路公社は、第二十一条第一項の業務の完了により解散する。

2 道路公社は、前項の規定により解散する場合において、借入金があるときは、解散について当該借入金に係る債権者の同意を得なければならない。

3 道路公社は、第一項の規定により解散しようとするときは、建設省令で定めるところにより、建設大臣等の認可を受けなければならない。この場合において、道路公社は、その認可により解散する。

4 道路公社は、前項の認可を受けようとするときは、あらかじめ、設立団体の同意を得なければならない。

5 設立団体は、前項の同意をしようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。

6 建設大臣等は、第二十一条第三項第三号の業務を行なつている道路公社の解散について第三項の認可をしようとするときは、解散に伴う当該業務に関する措置について、あらかじめ、運輸大臣と協議しなければならない。

(清算人)

第三十五条 道路公社が解散したときは、理事長、副理事長及び理事がその清算人となる。

2 理事長、副理事長又は理事であつた清算人には、それぞれ第十二条第一項、第二項又は第三項の規定を準用する。

(清算事務)

第三十六条 清算人は、道路公社の債務を弁済し

てなお残余財産があるときは、これを道路公社に出資した地方公共団体に、出資の額に応じて分配しなければならない。

(民法及び非訟事件手続法の準用)

第三十七条 民法第七十三条、第七十五条、第七十六条、第七十七条第二項(届出に関する部分に限る。)、第七十八条から第八十条まで、第八十二条及び第八十三条並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第三十五条第二項、第三十六条、第三十七条ノ二、第三十五条ノ二十五第二項及び第三項、第三十六条、第三十七条並びに第三十八条の規定は、道路公社の解散及び清算について準用する。この場合において、民法第七十五条中「前条」とあるのは、「地方道路公社法(昭和四十五年法律第 号)第三十五条第一項」と読み替へるものとする。

第七章 監督

第三十八条 建設大臣又は都道府県知事等は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、道路公社に対してその業務及び資産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、道路公社の事務所その他の事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

(報告及び検査)

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合

においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(監督命令)

第三十九条 建設大臣又は都道府県知事等は、道路公社の業務の健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、道路公社に対してその業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

第八章 雜則

(都道府県知事等の経由)

第四十条 道路公社がこの法律又はこの法律に基づく命令で定めるところにより建設大臣に提出する申請書その他の書類は、市が設立した道路公社にあつては市長を、その他の道路公社にあつては都道府県知事を經由しなければならない。

2 都道府県知事又は市長は、前項の書類を受け取つたときは、意見を附して、遅滞なく、これを建設大臣に提出しなければならない。

(設立団体が二以上である道路公社の特例)

第四十一条 二以上の都道府県又は二以上の都道府県及びそれらの区域内の第八条の市が共同して設立した道路公社にあつては、第二十一条第三項中「都道府県知事(市が設立した道路公社にあつては市長とし、以下「都道府県知事等」という。)」とあるのは、「建設大臣」とする。

2 前項に規定するもののほか、設立団体が二以上である道路公社に対するこの法律の規定の適用についての必要な技術的詭替等は、政令で定める。

(他の法令の準用)

第四十二条 不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)及び政令で定めるその他の法令については、政令で定めるところにより、道路公社を地方公共団体とみなして、これらの法令を準用する。

第九章 罰則

第四十三条 第三十八条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした道路公社の役員、清算人又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

2 道路公社の役員、清算人又は職員がその道路公社の業務に関して前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その道路公社に対して同項の刑を科する。

第四十四号 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした道路公社の役員又は清算人は、三万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により建設大臣、都道府県知事若しくは市長又は設立団体の長の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第六条第一項の規定に違反して、登記することを怠つたとき。

三 第二十一条第一項から第三項までに規定する業務以外の業務を行なつたとき。

四 第二十六条の規定に違反して、財務諸表又は決算報告書を提出することを怠り、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしてこれを提出したとき。

五 第二十七条、第三十一条又は第三十六条の規定に違反したとき。

六 第三十七条において準用する民法第七十九条第一項の規定に違反して、公告することを怠り、又は虚偽の公告をしたとき。

七 第三十七条において準用する民法第七十九条第一項に規定する期間内に債権者に弁済したとき。

八 第三十九条の規定による命令に違反したとき。

第四十五条 第三条第二項の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(公益法人の道路公社への組織変更)

第二条 民法第三十四条の規定により設立され、都道府県又は第八条の市が基本財産たる財産の全部又は一部を拠出している法人で、第二十一

条第三項第三号に該当する業務を行なうことを目的とするもの(以下「公益法人」という。)は、この法律の施行後二年内に限り、その組織を変更して道路公社となることができる。ただし、当該公益法人が社団法人であるときは、総社員の同意がある場合に限る。

2 前項の規定により公益法人がその組織を変更して道路公社となるには、設立団体となるべき地方公共団体の議会の議決を経、その公益法人の定款又は寄附行為で定めるところにより、組織変更のために必要な定款又は寄附行為の変更をし、建設大臣の認可を受けなければならない。

3 建設大臣は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、運輸大臣及び自治大臣と協議しなければならない。

4 第一項の規定による組織変更は、政令で定めるところにより、道路公社の主たる事務所所在地において登記することによつて効力を生ずる。

5 第一項の規定により公益法人が道路公社に組織変更した際に当該公益法人が行なっている第二十一条第三項第三号に該当する業務については、第二項の認可をもつて第二十一条第三項の認可とみなす。

6 公益法人が第一項の規定により事業年度中途において道路公社に組織変更した場合における法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の規定

及び地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)中法人の事業税に関する規定の適用については、当該事業年度開始の日から組織変更の日までの期間及び組織変更の日の翌日から当該事業年度の末日までの期間をそれぞれ一事業年度とみなす。

7 公益法人が第一項の規定により道路公社に組織変更した場合において、当該組織変更に伴い、当該公益法人を債務者とする担保権についてする債務者の表示の変更の登記又は登録については、政令で定めるところにより、登録免許税を課さない。

8 第二十一条第三項第三号に該当しない業務を行なうことを目的とする公益法人が第一項の規定により道路公社に組織変更した場合において、当該業務に係る不動産に関する権利で政令で定めるものについて、地方公共団体が設立した法人で第二十一条第三項第三号に該当しない業務を行なうものが受ける権利の移転の登記及び政令で定める債務を地方公共団体又は当該法人が引き受けたことによる担保権の変更の登記については、政令で定めるところにより、登録免許税を課さない。

第三条 この法律の施行の際現にその名称中に道路公社という文字を使用している者については、第三条第二項の規定は、この法律の施行後二年間は、適用しない。

(道路整備特別措置法の一部改正)

第四条 道路整備特別措置法(昭和三十一年法律第七号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「若しくは本州四国連絡橋公団」を、「本州四国連絡橋公団若しくは地方道路公社」に改める。

第六条第二項中「都道府県又は市」の下に

「第七条の十八第二項及び第二十七条の三第三項において同じ。」を加える。

第七条の十一の次に次の八条を加える。

(地方道路公社の行なり有料の一般国道等の新設又は改築)

第七条の十二 地方道路公社は、一般国道、都道府県道又は市町村道(第七条の十四第一項に規定する道路網を構成している道路を除く。)が第三条第一項各号に規定する条件に該当し、かつ、当該道路が一般国道である場合においては、当該道路の新設又は改築が当該道路の存する地域の利害に特に関係があると認められるものであるときに限り、道路法第十二条、第十五条、第十六条第一項若しくは第二項本文、第十七条第一項若しくは第二項若しくは第八十八条第二項の規定又は同法第十六条第二項ただし書若しくは第十九条第一項の規定に基づき成立した協議(同法第十六条第四項又は第十九条第四項の規定により成立したものとみなされる協議を含む。)にかかわらず、建設大臣の許可を受けて、当該道路

を新設し、又は改築して、料金を徴収することができ。

2 地方道路公社は、前項の許可を受けようとするときは、設計図その他建設省令で定める書面を添付して、第三条第二項各号に掲げる事項及び元利償還年次計画を記載した申請書を建設大臣に提出しなければならない。

3 建設大臣は、前項の規定による申請書を受理した場合において、申請に係る道路の新設又は改築が第一項に規定する要件に該当し、かつ、申請書に記載された事項が適正であると認められるときに限り、第一項の許可をすることができ。

4 地方道路公社は、第一項の許可を受けた後、第三条第二項第一号から第三号まで、第六号又は第七号に掲げる事項を変更しようとするときは、建設大臣の許可を受けなければならない。

5 地方道路公社は、第一項の許可を受けた後、第三条第二項第四号若しくは第五号に掲げる事項又は元利償還年次計画のみを変更しようとするときは、建設大臣に届け出ることをもつて足りる。

6 建設大臣は、第一項若しくは第四項の許可をしたとき、又は前項の規定による届出があつたときは、その旨を当該道路の道路管理者に通知しなければならない。

7 建設大臣は、市町村道(指定市の市道を除

く。)について第一項の許可をしたときは、当該許可に係る道路の路線名及び工事の区間並びに工事方法を当該道路の路線の存する区域を管轄する都道府県知事に通知しなければならない。第四項の規定により道路の路線名及び工事の区間又は工事方法の変更を許可したときも、同様とする。

(地方道路公社の行なり料金の徴収の特例) 第七条の十三 地方道路公社は、前条第一項の許可(同条第四項の許可を含む。以下同じ。)を受けて料金を徴収している二以上の道路につき、第三条の二第一項各号に掲げる条件が存する場合には、建設大臣の許可を受けて、これらの道路を一の道路として料金を徴収することができる。

2 地方道路公社は、前項の許可を受けようとするときは、建設省令で定める書面を添付して、第三条の二第二項各号に掲げる事項及び元利償還年次計画を記載した申請書を建設大臣に提出しなければならない。

3 地方道路公社は、第一項の許可を受けた後、第三条の二第二項第二号又は第三号に掲げる事項を変更しようとするときは、建設大臣の許可を受けなければならない。

4 地方道路公社は、第一項の許可を受けた後、第三条の二第二項第一号に掲げる事項又は元利償還年次計画のみを変更しようとするときは、建設大臣に届け出ることをもつて足

り。

5 建設大臣は、第一項若しくは第三項の許可をしたとき、又は前項の規定による届出があつたときは、その旨を当該道路の道路管理者に通知しなければならない。

(地方道路公社の行なり指定都市高速道路の新設又は改築) 第七条の十四 地方道路公社は、次の各号に該当する道路のみで一の道路網が構成されている場合においては、道路法第十二条、第十五条、第十六条第一項若しくは第二項本文若しくは第十七条第一項若しくは第二項若しくは第八十八条第二項の規定又は同法第十六条第二項ただし書若しくは第十九条第一項の規定に基づき成立した協議(同法第十六条第四項又は第十九条第四項の規定により成立したものとみなされる協議を含む。)にかかわらず、建設大臣の許可を受けて、当該道路網を構成している道路(以下「指定都市高速道路」という。)を新設し、又は改築して、料金を徴収することができる。

一 政令で指定する人口五十万以上の市の区域及びその周辺の地域に存すること。

二 道路法第四十八条の二第一項の規定による指定を受けた自動車のみ的一般交通の用に供する道路で都市計画において定められたものであること。

2 地方道路公社は、前項の許可を受けようと

するときは、設計図その他建設省令で定める書面を添附して、次に掲げる事項を記載した申請書を建設大臣に提出しなければならない。

一 整備計画

二 工事実施計画

3 前項の整備計画には、一の道路網に係るすべての指定都市高速道路について、路線名、車線数その他の政令で定める事項を定めなければならない。

4 第二項の工事実施計画には、一の道路網に係るすべての指定都市高速道路について、同項の整備計画に従い、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 路線名及び工事の区間
- 二 工事方法
- 三 工事予算
- 四 工事の着手及び完成の予定年月日

5 建設大臣は、第二項の規定による申請書を受理した場合において、申請に係る道路が第一項に規定する要件に該当し、かつ、申請書に記載された事項が適正であると認められるときに限り、第一項の許可をすることができ

6 地方道路公社は、第一項の許可を受けた後、第二項の整備計画又は第四項第一号から第三号までに掲げる事項を変更しようとするときは、建設大臣の許可を受けなければならない

ない。

7 地方道路公社は、第一項の許可を受けた後、第四項第四号に掲げる事項のみを変更しようとするときは、建設大臣に届け出ることをもつて足りる。

8 建設大臣は、第一項若しくは第六項の許可をしたとき、又は前項の規定による届出があつたときは、その旨を当該道路の道路管理者に通知しなければならない。

9 建設大臣は、第一項又は第六項の許可をしようとするときは、第二項の整備計画に係る部分について、あらかじめ、運輸大臣の同意を得なければならない。

(指定都市高速道路に係る料金及び料金の徴収期間の認可)

第七条の十五 地方道路公社は、前条第一項の許可(同条第六項の許可を含む。以下同じ。)を受けて新設し、又は改築した指定都市高速道路について料金徴収しよとするときは、運輸省令・建設省令で定めるところにより、料金及び料金の徴収期間について、あらかじめ、運輸大臣及び建設大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(地方道路公社の行なう有料の道路の維持、修繕等)

第七条の十六 地方道路公社は、第七条の十二第一項の許可又は第七条の十四第一項の許可

を受けて新設し、又は改築した道路については、道路法第十三条第一項若しくは第三項、第十五条、第十六条第一項若しくは第二項本文、第十七条第一項若しくは第二項若しくは第八十八条第二項の規定、同法第十六条第二項ただし書若しくは第十九条第一項の規定に基づき成立した協議(同法第十六条第四項又は第十九条第四項の規定により成立したものとみなされる協議を含む。)又は道路の修繕に關する法律第二条第一項の規定にかかわらず、第十条第二項の規定により公告する工事完了

の日の翌日から第十四条第一項の規定により公告する料金の徴収期間の満了の日まで、当該道路の維持、修繕及び災害復旧を行なうものとする。

(地方道路公社の行なう有料の一般国道等の維持、修繕等の特例)

第七条の十七 地方道路公社は、第七条の十二第一項の許可を受けて新設し、又は改築した道路の維持又は修繕に關する工事に特に多額の費用を要し、かつ、当該道路の道路管理者が当該道路の維持又は修繕に關する工事を行なうことが著しく困難又は不適當であると認められるときに限り、建設大臣の許可を受け

て、前条に規定する期間の経過後において、当該道路の維持、修繕及び災害復旧を行なつて、料金を徴収することができる。

2 地方道路公社は、前項の許可を受けようとするときは、第十四条第一項の規定により公告する料金の徴収期間の満了の日の六月前までに、第五条第二項各号に掲げる事項を記載した申請書を建設大臣に提出しなければならない。

3 建設大臣は、前項の規定による申請書を受理した場合において、申請に係る道路の維持及び修繕に關する工事が第一項に規定する要件に該当し、かつ、申請書に記載された事項が適正であると認められるときに限り、第一項の許可をすることができ

4 地方道路公社は、第一項の許可を受けた後、第五条第二項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、建設大臣の許可を受けなければならない。

5 第三条第六項の規定は、建設大臣が第一項又は前項の許可をした場合に準用する。

するときは、第十四条第一項の規定により公告する料金の徴収期間の満了の日の六月前までに、第五条第二項各号に掲げる事項を記載した申請書を建設大臣に提出しなければならない。

3 建設大臣は、前項の規定による申請書を受理した場合において、申請に係る道路の維持及び修繕に關する工事が第一項に規定する要件に該当し、かつ、申請書に記載された事項が適正であると認められるときに限り、第一項の許可をすることができ

4 地方道路公社は、第一項の許可を受けた後、第五条第二項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、建設大臣の許可を受けなければならない。

5 第三条第六項の規定は、建設大臣が第一項又は前項の許可をした場合に準用する。

(道路管理者の同意等)

第七条の十八 地方道路公社は、第七条の十二第一項の許可、第七条の十三第一項の許可(同条第三項の許可を含む。以下同じ。)、第七条の十四第一項の許可、第七条の十五の認可又は前条第一項の許可(同条第四項の許可を含む。以下同じ。)を受けようとするときは、あらかじめ、当該許可又は認可に係る道路の道路管理者(建設大臣である道路管理者を除く。)の同意を得なければならない。

2 道路管理者は、前項の同意をしよとする

とき(第七条の第十四第二項の工事実施計画又は第七条の十五の料金若しくは料金の徴収期固について同意をしようとするときを除く)は、あらかじめ、道路管理者である地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

(地方道路公社による道路管理者の権限代行)第七条の十九 第七条の規定は、地方道路公社

が第七条の十二第一項の許可若しくは第七条の十四第一項の許可を受けて道路を新設し、若しくは改築する場合、第七条の十六の規定により道路の維持、修繕及び災害復旧を行なう場合又は第七条の十七第一項の許可を受けて道路の維持、修繕及び災害復旧を行なう場合に準用する。この場合において、第七条第二

項中「若しくは第十四号に掲げるもの又は一般国道に係る同項第七号の二、第七号の三若しくは第十二号(道路法第四十七条第三項の規定に係る部分に限る。以下この項において同じ。)に掲げるものであるときは当該道路の

道路管理者の意見をきき、その権限が都道府県道又は指定市の市道に係る同項第七号の二、第七号の三又は第十二号に掲げるもの」とあるのは、「又は第十四号に掲げるものであるときは当該道路の道路管理者の意見をきき、その権限が都道府

県道又は指定市の市道に係る同項第七号の二、第七号の三又は第十二号に掲げるもの」と読み替えるものとする。

第八条の三第一項中「国は」の下に、「第七条の十二第一項の許可又は第七条の十四第一項の許可を受けた地方道路公社に対し当該許可に係る道路の新設又は改築に要する費用に充てる資金の一部及び当該許可に係る道路の災害復旧に要する費用に充てる資金の全部又は一部を」を加え、「当該許可」を「当該許可」に改める。

第九条第一項中「又は本州四国連絡橋公団」を「本州四国連絡橋公団又は地方道路公社」に改め、「第三条第一項の許可」の下に「若しくは第七条の十二第一項の許可若しくは第七条の十四第一項の許可」を加える。

第十条第一項中「又は第七条の七」を「第七条の七」に、「工事を行なおうとするときは」を「工事又は第七条の十二第一項の許可若しくは第七条の十四第一項の許可を受けた道路の新設若しくは改築に関する工事を行なおうとするときは」に改め、「官報」の下に「(地方道路公社にあつては、建設省令で定める方法。以下同じ。)を加え、同条第二項中「又は一部」を「若しくは一部」に改め、「第二十七条の二第一項の下に「又は第二十七条の三第一項」を加える。

第十一条第一項中「又は阪神高速道路」を「阪神高速道路又は指定都市高速道路」に改め、同条第二項中「第七条の十第一項の許可」の下に、「第七条の十二第一項の許可、第七条の十三第一項の許可、第七条の十七第一項の許可」を加える。

第十二条第一項中「又は第七条の二」を「若しくは第七条の二」に、「又は改築した高速自動車国道又は」を「若しくは改築した高速自動車国道若しくは」に、「阪神高速道路にあつては」を「阪神高速道路又は第七条の十四第一項の許可を受けて新設し、若しくは改築した指定都市高速道路にあつては」に、「又は首都高速道路若しくは阪神高速道路を」を「若しくは首都高速道路若しくは阪神高速道路又は指定都市高速道路を」に改め、「第七条の十第一項の許可、第七条の十三第一項の許可、第七条の十七第一項の許可」の下に、「第七条の十二第一項の許可、第七条の十四第一項の許可、第七条の十七第一項の許可」を加える。

第十三条第一項中「第三条の二第一項の許可」の下に、「第七条の十二第一項の許可、第七条の十三第一項の許可」を加え、同条第二項中「又は阪神高速道路」を「阪神高速道路及び指定都市高速道路」に改める。

第十三条第一項中「第三条の二第一項の許可」の下に、「第七条の十二第一項の許可、第七条の十三第一項の許可」を加え、同条第二項中「又は阪神高速道路」を「阪神高速道路及び指定都市高速道路」に改める。

第十四条第一項中「又は第七条の十第一項の許可」を「第七条の十第一項の許可又は第七条の十七第一項の許可」に改める。

第十五条第一項中「本州四国連絡道路の新設若しくは改築に関する工事」の下に、「第七条の十二第一項の許可を受けた道路の新設若しくは改築に関する工事、第七条の十四第一項の許可を受けた指定都市高速道路の新設若しくは改築に関する工事」を加え、「公団等又は都道府県」を「日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団、本州四国連絡橋公団若しくは都道府県」に、「道路管理者にあつては建設大臣、」を「道路管理者の行なう工事又は地方道路公社の行なう工事のうち一般国道、都道府県道若しくは指定市の市道(指定都市高速道路を除く)若しくは指定都市高速道路に係るものについては建設大臣、地方道路公社の行なう工事のうち指定市の市道以外の市町村道(指定都市高速道路を除く)に係るもの又は」に、「道路管理者にあつては都道府県知事」を「道路管理者の行なう工事については都道府県知事」に改め、同条第二項中「第三条第一項の許可」の下に、「第七条の十二第一項の許可、第七条の十四第一項の許可」を加える。

第十七条第一項中「又は本州四国連絡橋公団」を「本州四国連絡橋公団」に改め、「本州四国連絡道路」の下に「又は地方道路公社が第七条の十二第一項の許可を受けて新設し、若しくは改築し、第七条の十六の規定により維持、修繕及び災害復旧を行ない、若しくは第七条の十七第一項の許可を受けて維持、修繕及び

昭和四十五年五月八日 参議院会議録第十五号 地方道路公社法案

災害復旧を行なう道路若しくは地方道路公社が第七條の十四第一項の許可を受けて新設し、若しくは改築し、若しくは第七條の十六の規定により維持、修繕及び災害復旧を行なう指定都市高速道路を加える。

第十八條の二中「又は本州四国連絡橋公団」を、「本州四国連絡橋公団又は地方道路公社」に改める。

第十九條第一項中「又は本州四国連絡橋公団法」を、「本州四国連絡橋公団法又は地方道路公社法(昭和四十五年法律第 号)」に改める。

第二十一條中「第七條の十一」の下に「若しくは第七條の十九」を加える。

第二十三條及び第二十五條中「及び第七條の十第一項」を、「第七條の十第一項、第七條の十二第一項、第七條の十三第一項、第七條の十四第一項及び第七條の十七第一項」に改める。

第二十六條第一項中「建設大臣は、」を削り、

「該法」する場合には、「の下に」建設大臣は、「一般国道等」の下に「(指定市の市道以外の市町村道(第十七條第一項に規定する首都高速道路、阪神高速道路及び指定都市高速道路を除く。以下この項、第二十七條第一項及び第二十九條において同じ)を除く。を、「公社等」に対しての下に「都道府県知事は指定市の市道以外の市町村道に關し地方道路公社に對して」を加え、同項第一号中「建設大臣がした」を

「建設大臣若しくは都道府県知事がした」に改め、同條第二項中「建設大臣」の下に「又は都道府県知事」を加える。

第二十六條の二の見出し中「又は阪神高速道路」を、「阪神高速道路又は指定都市高速道路」に改め、同條中「若しくは阪神高速道路」を、「阪神高速道路若しくは指定都市高速道路」に、「又は阪神高速道路公団」を、「阪神高速道路公団又は地方道路公社」に改める。

第二十七條第一項中「日本道路公団」を「日本道路公団」に改め、「管理に關し」の下に「都道府県知事は地方道路公社に對して指定市の市道以外の市町村道の管理に關し」を加え、同條第二項中「又は阪神高速道路公団」を、「阪神高速道路公団又は地方道路公社」に、「若しくは阪神高速道路」を、「阪神高速道路若しくは指定都市高速道路」に改める。

第二十七條の二の次に次の一條を加える。
(日本道路公団の管理する一般国道、都道府県道及び指定市の市道並びに道路管理者の管理する有料の都道府県道及び市町村道の地方道路公社への引継ぎ)

第二十七條の三 地方道路公社は、日本道路公団が第三條第一項の許可又は第三條の二第一項の許可を受けて新設し、若しくは改築し、又は料金を徴収している一般国道(当該道路の新設又は改築が当該道路の存する地域の利害に特に關係があると認められるものに限

る)、都道府県道又は指定市の市道については、日本道路公団と協議し、かつ、建設大臣の許可を受けて、日本道路公団が新設し、又は改築している道路にあつては当該道路の新設

又は改築及び料金の徴収を、その他の道路にあつては料金の徴収を、都道府県又は市町村である道路管理者が第八條第一項の許可又は第八條の二第一項の許可を受けて新設し、若しくは改築し、又は料金を徴収している道路については、当該道路管理者の同意を得、かつ、建設大臣の許可を受けて、道路管理者が新設し、又は改築している道路にあつては当該道路の新設又は改築及び料金の徴収を、その他の道路にあつては料金の徴収をみずから行なうことができる。

2 地方道路公社は、前項の規定により日本道路公団と協議しよるとするときは、あらかじめ、当該道路の道路管理者(建設大臣である道路管理者を除く)の同意を得なければならぬ。

3 道路管理者は、第一項又は前項の同意をしよるとするときは、あらかじめ、道路管理者である地方公共団体の議会の議決を経なければならぬ。

4 第一項の許可があつた場合には、当該道路に係る日本道路公団に對する第三條第一項の許可若しくは第三條の二第一項の許可又は道路管理者に對する第八條第一項の許可若しくは

は第八條の二第一項の許可と同一内容の当該地方道路公社に對する第七條の十二第一項の許可又は第七條の十三第一項の許可があつたものとみなし、日本道路公団がした第十四條第一項の規定による公告又は道路管理者がした同條第二項の規定による公示は、当該地方道路公社がした同條第一項の規定による公告とみなす。この場合において、当該道路に係る日本道路公団に對する第三條第一項の許可若しくは第三條の二第一項の許可又は道路管理者に對する第八條第一項の許可は、その効力を失うものとする。

第二十九條中「行為」の下に「(地方道路公社が指定市の市道以外の市町村道に關してこの法律に基つてした処分その他公権力の行使に當たる行為を除く)」を加え、「建設大臣に對して」を「建設大臣に對して、地方道路公社が指定市の市道以外の市町村道に關してこの法律に基つてした処分その他公権力の行使に當たる行為に不服がある者は都道府県知事に對して」に改める。

第三十條第一項中「許可」とする。を「許可」とし、第十七條第一項に規定する地方道路公社に係る道路を地方道路公社が管理し、又は管理しようとするときにおいては、同法第二條第二項、第三十二條第二項若しくは第四項、第三十三條、第三十六條、第四十二條第一項、第六十

六条第一項、第六十八條、第六十九條、第七十條第一項、第三項若しくは第四項、第七十一條第四項若しくは第五項、第七十二條第一項若しくは第三項又は第九十二條第四項中「道路管理者」とあるのは「地方道路公社」と、同法第二十四條又は第四十一條中「道路管理者以外の者」とあるのは「道路管理者及び地方道路公社以外の者」と、同法第七十一條第四項中「道路監理員を命じ、第二十四條、第三十二條第一項若しくは第三項、第三十七條、第四十條、第四十三條、第四十四條第三項若しくは第四項、第四十六條若しくは第四十七條第三項の規定又はこれらの規定に基く処分」とあるのは「道路監理員を命じ、第二十四條、第三十二條第一項若しくは第三項、第四十條、第四十三條、第四十四條第三項若しくは第四項、第四十六條若しくは第四十七條第三項の規定又は道路整備特別措置法第七條の十九において準用する同法第七條第一項第六号、第七号の二、第九号、第九号の二、第十一号若しくは第十二号の規定により地方道路公社が代わつてするこれらの規定に基く処分」と、同法第七十二條第一項中「第二十四條又は第三十二條第一項若しくは第三項の規定による承認又は許可」とあるのは「道路整備特別措置法第七條の十九において準用する同法第七條第一項第六号又は第七号の二の規定により地方道路公社が代わつてする第二十四條本文又は第三十二條第一項若しくは第三項の規定による承認又は許可」とする。」に改める。

第五條 国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第十八條第四項中「又は特別の法律により設立された法人のうち政令で定めるものを」と、特別の法律により設立された法人のうち政令で定めるもの又は地方道路公社に、「又は法人」を「、法人又は地方道路公社」に改める。

(所得税法の一部改正)

第六條 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中地方団体関係団体職員共済組合の項の次に次のように加える。

地方道路公社
地方道路公社法(昭和四十五年法律第...号)

(法人税法の一部改正)

第七條 法人税法の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中地方住宅供給公社の項の次に次のように加える。

地方道路公社
地方道路公社法(昭和四十五年法律第...号)

第八條 附則第二條第一項の規定による組織変更により道路公社となつた法人については、前条の規定による改正後の法人税法の規定は、当該組織変更の日後に終了する事業年度分の法人税について適用し、当該組織変更の日以前に終了する事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

する事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

(印紙税法の一部改正)

第九條 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第二中地方住宅供給公社の項の次に次のように加える。

地方道路公社
地方道路公社法(昭和四十五年法律第...号)

(登録免許税法の一部改正)

第十條 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第二中地方住宅供給公社の項の次に次のように加える。

地方道路公社
地方道路公社法(昭和四十五年法律第...号)

(地方税法の一部改正)

第十一條 地方税法の一部を次のように改正する。

第七十二條の四第一項第二号中「及び地方住宅供給公社」を、「地方住宅供給公社及び地方道路公社」に改める。

第十二條 附則第二條第一項の規定による組織変更により道路公社となつた法人に関しては、前条の規定による改正後の地方税法中法人の事業税に関する規定は、当該組織変更の日後に終了する事業年度分の法人の事業税について適用し、当該組織変更の日以前に終了する事業年度分の法人の事業税については、なお従前の例による。

分の法人の事業税については、なお従前の例による。

(建設省設置法の一部改正)

第十三條 建設省設置法(昭和二十三年法律第一百十三号)の一部を次のように改正する。

第三條第十三号の五の次に次の二号を加える。

十三の六 地方道路公社法(昭和四十五年法律第...号)の施行に関する事務を管理すること。

第十四條第六項中「第十三号の五」を「第十三号の六」に改める。

(運輸省設置法の一部改正)

第十四條 運輸省設置法(昭和二十四年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第四條第一項第三十八号の六の次に次の一号を加える。

三十八の七 地方道路公社の管理する指定都市高速道路に関し、料金及び料金の徴収期間を認可すること。

第二十八條第一項第八号の八の次に次の一号を加える。

八の九 地方道路公社の管理する指定都市高速道路の整備計画及び料金に關すること。

第二十八條第三項中「第八号の八」を「第八号の九」に改める。

昭和四十五年五月八日 参議院會議録第十五号

地方道路公社法案 農地法の一部を改正する法律案外一件

六八二

〔大和与一君登壇、拍手〕

○大和与一君 ただいま議題となりました地方道路公社法案につきまして、建設委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、自動車交通量の激増に比し、道路整備が著しく立ちおくれしている実情にかんがみ、地方道路公社の制度を創設し、公的資金に加え民間資金の導入をはかり、もって地方における道路整備を促進しようとするものであります。

そのおもなる内容は、第一に、都道府県及び人口五十万以上の市は、議会の議決を経、かつ、建設大臣の認可を受けて、地方道路公社を設立することができること。

第二に、地方道路公社は、地方的な幹線道路のうち、有料道路事業として適当なものについて、その建設及び管理等を総合的に行なうものとする。

第三に、地方道路公社の予算、資金計画及び事業計画は、都道府県知事または市長の承認を受けることとし、また、地方公共団体は、地方道路公社の債務について保証契約をすることができること。

第四に、建設大臣または都道府県知事等は、地方道路公社の健全な運営を確保するため、その業務に關し、監督上必要な措置をとることができること等でありませう。

委員会における質疑の内容は會議録に譲ることといたします。

質疑を終了し、討論に入りましたが、別に発言もなく、採決いたしました結果、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(安井謙君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(安井謙君) 過半数と認めます。よって、本案は可決せられました。

○副議長(安井謙君) 日程第十四、農地法の一部を改正する法律案。

日程第十五、農業協同組合法の一部を改正する法律案。

(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上両案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○副議長(安井謙君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。農林水産委員長 長岡田清允君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

農地法の一部を改正する法律案 右の内閣提出案は本院においてこれを可決しよつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十五年四月九日

衆議院議長 船田 中
参議院議長 重宗 雄三殿

農地法の一部を改正する法律案

農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五節 国からの充渡(第三十六条―第四十三条)」を「第五節 国からの充渡(第三十六条―第四十三条) 第六節 和解の仲介(第四十三条の二―第四十三条の六)」に、「未墾地等の買取及び充渡」を「未墾地等」に、「第二節 充渡(第六十一条―第七十五条)」を「第二節 充渡等(第六十一条―第七十五条)」に、「第三節 草地利用権(第七十五条の二―第七十五条の十)」に、「第九十四条」を「第九十五条」に改める。

第一条中「その権利を保護し、その他土地の農業上の利用關係を」及びその権利を保護し、並びに土地の農業上の効率的な利用を図るためその利用關係に改める。

第二条第三項中「自作採草放牧地」とは、耕作又は養畜の事業を行つ者が所有権に基いてその事業に供している採草放牧地をいい、を削り、同条第七項中「左の」を「次の」に改め、同項第二号及び

第三号を次のように改め、同項第四号から第六号までを削る。

二 その法人の組合員又は社員(以下「構成員」という。)は、すべて、次に掲げる者のいずれかであること。

イ その法人に農地若しくは採草放牧地について所有権若しくは使用収益権(地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権をいう。以下同様とする。)を移転した個人(その法人の構成員となる前にこれらの権利をその法人に移転した者のうち、その移転後省令で定める一定期間内に構成員となり、引き続き構成員となつて個人以外のもを除く。)又はその一般承継人(省令で定めるものに限る。)

ロ その法人に農地又は採草放牧地について使用収益権に基づく使用及び収益をさせている個人

ハ その法人に使用及び収益をさせるため農地又は採草放牧地について所有権の移転又は使用収益権の設定若しくは移転に關し次

条第一項又は第七十三条第一項の許可を申請している個人(当該申請に対する許可があり、近くその許可に係る農地又は採草放牧地についてその法人に所有権を移転し、又は使用収益権を設定し、若しくは移転することが確實と認められる個人を含む。)

ニ その法人の事業に常時従事する者(前項

をいう。以下同様とする。)

に掲げる事由により一時的にその法人の事業に常時従事することができない者で当該事由がなくなれば常時従事することとなる」と農業委員会が認めたと及び省令で定める一定期間内にその法人の事業に常時従事することとなることが確実と認められる者を含む。以下「常時従事者」という。

三 前号イ、ロ又はハに掲げる者であつてその法人の常時従事者たる構成員（その法人の事業に必要な農作業に主として従事すると認められるものに限る。）であるものが、農事組合法人にあつては理事、合名会社又は合資会社にあつては業務執行権を有する社員、有限会社にあつては取締役の数の過半を占めること。

第三条第一項中「使用貸借による権利若しくは賃借権については」を「個人がその住所のある市町村の区域内にある農地又は採草放牧地についてこれらの権利を取得する場合（政令で定める場合を除く。）には」に、「但し、左の」を「ただし、次の」に改め、同項第二号中「設定され」の下に、「又は第七十五条の二から第七十五条の七までの規定によつて草地利用権が設定され」を加え、同号の次に次の一号を加える。

二の二 第七十五条の八の規定によつてこれらの権利が移転される場合

第三条第一項第七号中「遺産の分割により」を「遺産の分割、民法（明治二十九年法律第八十九

号）第七百六十八条第二項（同法第七百四十九条及び第七百七十一条で準用する場合を含む。）の規定による財産の分与に關する裁判若しくは調停又は同法第九百五十八条の三の規定による相続財産の分与に關する裁判によつて」、「取得され」を「設定され、又は移転され」に改め、同項第九号を同項第十号とし、同項第八号の次に次の一号を加える。

九 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下単に「指定都市」という。）が古都における歴史的風土の保存に關する特別措置法（昭和四十一年法律第一号）第十九条の規定に基づいてする同法第十一条第一項の規定による買入れによつて所有権を取得する場合

第三条第二項中「左の」を「次の」に、「但し、」を「ただし、民法第二百六十九条ノ二第二項の地上権又はこれと内容を同じくするその他の権利が設定され、又は移転されるとき、農業協同組合法第十條第二項に規定する事業を行なう農業協同組合が農地又は採草放牧地の所有者から同項の委託を受けることにより第二号に掲げる権利が取得されることとなる」とき、農地保有合理化促進事業（農業経営の規模の拡大、農地の集団化その他農地保有の合理化を促進するため、農地、採草放牧地又は開発して農地とすることが適当な土地を買い入れ、又は借り受けて、これらの土地（開発して農地とすることが適当な土地についてその開発をし

た場合にあつては、開発後の農地）を売り渡し、交換し、又は貸し付ける事業をいう。以下同様とする。）を行なう営利を目的としない法人で政令で定めるものが当該農地保有合理化促進事業の実施により同号に掲げる権利を取得するとき、並びに「及び第三号から第五号まで」を、「第四号、第五号及び第八号」に、「政令」を「政令」に改め、同項第一号中「農業生産法人」の下に（以下この号で「小作農等」という。）を、「場合」の下に「その小作農等がその小作農等以外の者に対し所有権を移転することにつきその許可の申請前六箇月以内に同意した小作地又は小作採草放牧地でその同意した旨が書面において明らかであるものについてその小作農等以外の者が所有権を取得しようとする場合並びに強制執行、競売法（明治三十一年法律第十五号）による競売又は国税徴収法（昭和三十四年法律第四百七十七号）による滞納処分（その例による滞納処分を含む。以下「国税滞納処分等」という。）に係る差押え又は仮差押えの執行のあつた後に使用及び収益を目的とする権利が設定された小作地又は小作採草放牧地についてその強制執行、競売又は国税滞納処分等によりその小作農等以外の者が所有権を取得しようとする場合を除く。）を加え、同項第二号中「及びその世帯員がその農地又は採草放牧地」を「又はその世帯員がその取得後において耕作又は養畜の事業に供すべき農地及び採草放牧地のすべて」に、「行わないと認められる」を「行なうと認められない」に改め、同項第三号及び第四号を次のように改める。

三 耕作又は養畜の事業の委託を受けることにより第二号に掲げる権利が取得されることとなる場合

四 第二号に掲げる権利を取得しようとする者（農業生産法人を除く。）又はその世帯員がその取得後において行なう耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる場合

第三条第二項第五号中「（農業生産法人を除く。）を削り、「現に耕作の事業に供している」を「その取得後において耕作の事業に供すべき」に、「現に耕作又は養畜の事業に供している」を「取得後において耕作又は養畜の事業に供すべき」に、「三ノアル」を「五ノアル」に改め、同項第六号を次のように改める。

六 第三十六条又は第六十一条の規定により売却された農地又は採草放牧地であつてその売却後十年を経過しないものにつき地上権、水小作権、賃権、使用貸借による権利又は賃借権を設定しようとする場合（その土地の所有者又はその世帯員の死亡又は前条第六項に掲げる事由によりその土地について耕作、採草又は家畜の放牧をすることができないため一時貸し付けようとする場合、ただし書に規定する政令で定める法人が農地保有合理化促進事業の実施により所有権を取得したその土地を一時貸し付けようとする場合、その土地を水田裏作（田において稲を通常栽培する期間以外の期間稲以外の作物を栽培することをいう。以下同様とする。）の目的に供するため貸し付けようとする場合及び農業生産法人の構成員がその土地につきその法人のために使

昭和四十五年五月八日 参議院會議録第十五号

農地法の一部を改正する法律案外一件

六八四

用収益権を設定しようとする場合を除く。)

第三条第二項第七号中「行う」を「行なう」に、「一時貸し付けようとする場合」を「一時貸し付けようとする場合、ただし書に規定する政令で定める法人がその土地を農地保有合理化促進事業の実施により貸し付けようとする場合、その土地を水田裏作の目的に供するため貸し付けようとする場合」に改め、同項第八号を次のように改める。

八 第二号に掲げる権利を取得しようとする者又はその世帯員の農業経営の状況、その住所からその農地又は採草放牧地までの距離等からみて、これらの者がその土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行なうことができるものと認められない場合

第四条第一項中「但し、左の」を「ただし、次の」に改め、同項第一号中「第七条第一項第三号」を「第七条第一項第四号」に改める。

第五条第一項中「こゝる農地」の下に「又はその農地とあわせて採草放牧地」を加え、「但し、左の」を「ただし、次の」に改める。

第六条の見出し中「及び小作採草放牧地」を削り、同条第一項各号列記以外の部分中「左に」を「次に」に改め、「又は小作採草放牧地」を削り、同項第一号中「(採草放牧地にあつては、これに隣接する市町村の区域を含む。以下この節で同様とする。)」及び「又は小作採草放牧地」を削り、同項第二号中「又は小作採草放牧地」を削り、同条第二項及び第三項中「又は小作採草放牧地」を削り、同条第四項中「且つ」を「かつ」に改め、同条第五項中「又は小作採草放牧地以外の採草放牧地」を削り、「且つ」を「かつ」に改め、「又は養畜」を削り、「小作地又は小作採草放牧地」を「小作地」に改め、同条第六項中「次条第一項第五号、第六号、第八号及び第九号」を「次条第一項第二号から第十六号まで」に改め、「又は小作採草放牧地」を削る。

第七条第一項各号列記以外の部分中「左の」を「次の」に改め、「又は小作採草放牧地」を削り、同項第六号を削り、同項第五号を同項第六号とし、

同項第四号中「又は自作採草放牧地」、「採草又は家畜の放牧」及び「又は小作採草放牧地」を削り、同号を同項第五号とし、同項第三号中「又は採草放牧地」及び「又は小作採草放牧地」を削り、同号を同項第四号とし、同項第二号中「又は小作採草放牧地」を削り、同号を同項第三号とし、同項第一号中「又は小作採草放牧地」を削り、同号を同項第二号とし、同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 農地の所有者(法人を除く)若しくはその世帯員が耕作の事業に供すべき農地のすべてについてその耕作の事業を廃止した時の住所の属する市町村の区域内において所有する小作地(次号から第十六号までに掲げる小作地以外の小作地)、その所有者又はその者の配偶者若しくはその者と同居及び生計を一にしていた二親等内の血族がその廃止前通じて政令で定める一定期間所有していたものに属する都道府県について前条第一項第一号の別表で定める面積(同号の規定による公示がされているときは、その公示に係る面積)をこえないもの(省令で定めるところにより当該小作地である旨の農業委員会の確認を受けたもので、その確認後引き続き小作地であるものに限る)又はその小作地の所有権をその廃止の時の所有者から承継した一般承継人(省令で定めるところにより当該一般承継人である旨の農業委員会の確認を受けたもの)に限る。がその承継後引き続き所有している小作地

第七条第一項第十一号中「又は小作採草放牧地」を削り、同号を同項第十六号とし、同項第十号を削り、同項第九号中「又は小作採草放牧地」を削り、同号を同項第十一号とし、同号の次に次の四号を加える。

十二 第三条第二項ただし書に規定する政令で定める法人が農地保有合理化促進事業の実施により借り受けている小作地

十三 第三条第二項ただし書に規定する政令で定める法人が所有し、かつ、農地保有合理化促進事業の実施により売却し又は交換するまでの間一時貸し付けている小作地で、省令で定める手続に従い、都道府県知事の指定を受けたもの

十四 第四条第一項第五号に規定する市街化区域内にある小作地

十五 府県(指定都市を含む)が古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法第十一条第一項の規定による買入れ(同法第十九条の規定に基づいてする同法第十一条第一項の規定による買入れを含む)をして引き続き所有している小作地

第七条第一項第八号中「常時従事者たる」を削り、「所有し、かつ、その所有者の住所のある市町村の区域内にある」を「所有する」に改め、「又は小作採草放牧地」及び「又は養畜」を削り、同号の次に次の二号を加える。

九 農業協同組合がその組合員の行なう耕作又は養畜の事業に必要な施設の用に供している小作地

十 農業協同組合法第十条第二項に規定する事業を行なう農業協同組合がその所有者(法人を除く)から同項の委託を受けて当該事業に供している小作地

第七条第四項及び第五項を削り、同条第三項中「農業生産法人の常時従事者たる構成員以外の構成員又は」を削り、「その法人の常時従事者たる構成員」を「その法人の構成員」に改め、「又は小作採草放牧地」を削り、「その常時従事者たる構成員」を「その構成員」に改め、「又は養畜」を削り、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項第二号、第三号及び第五号」を「第一項第三号、第四号、第六号及び第十三号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項第一号の規定の適用については、同号の規定による農業委員会の確認を受けた小作地が

小作地でなくなつた場合において、その小作地でなくなつた後一年以内に再び小作地となつたときは、その小作地は、当該確認後引き続き小作地であつたものとみなす。

第八条第一項各号列記以外の部分中「又は小作採草放牧地」を削り、「左に」を「次に」に、「且つ」を「かつ」に改め、同項第一号中「又は小作採草放牧地」を削り、同項第二号中「又は小作採草放牧地」を削り、「前条第一項第五号、第六号、第八号及び第九号」を「前条第一項第二号から第十六号まで」に改める。

第九条第一項中「又は小作採草放牧地」を削り、「但し」を「ただし」に改め、同条第二項中「又は小作採草放牧地」を削る。

第十条第一項中「又は小作採草放牧地」を削り、「左に」を「次に」に改める。

第十四条第一項中「及び採草放牧地」を削る。

第十五条の見出し中「旧自作農創設特別措置法」により「を」を「に」に改める。

第十五条の二第二項中「常時従事者たる」を削る。

第十八条第二項中「(明治二十九年法律第八十九号)を削る。

第十九条中「期間の定め」を「期間の定め」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、水田裏作を目的とする貸借借でその期間が一年未満であるもの及び第七十五条の二から第七十五条の七までの規定によつて設定された草地利用権(その存続期間が更新されたもの)にあつては、その更新が第七十五条の七第一項の規定又は同条第二項で準用する第七十五条の二第二項から第五項まで及び第七十五条の三から第七十五条の六までの規定によつてされたものに限る。次条第一項第四号で同様とする。)に係る貸借借については、この限りでない。

第二十条第一項中「申入」を「申入れ」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、次の各号の一に該当する場合は、こ

同項ただし書を次のように改める。

ただし、次の各号の一に該当する場合は、こ

の限りでない。

一 解約の申入れ、合意による解約又は貸借の更新をしない旨の通知が、信託事業に係る信託財産につき行なわれる場合(その貸借借がその信託財産に係る信託の引受け前から既に存していたものである場合及び解約の申入れ又は合意による解約にあつてはこれらの行為によつて貸借借の終了する日、貸借借の更新をしない旨の通知にあつてはその貸借借の期間の満了する日)がその信託に係る信託行為によりその信託が終了することとなる日前一年以内でない場合を除く。

二 合意による解約が、その解約によつて農地若しくは採草放牧地を引き渡すこととなる期限前六箇月以内に成立した合意でその旨が書面において明らかであるものに基づいて行なわれる場合又は民事調停法による農事調停によつて行なわれる場合

三 貸借借の更新をしない旨の通知が、十年以上の期間の定めがある貸借借(解約をする権利を留保しているもの及び期間の満了前にその期間を変更したものでその変更をした時以後の期間が十年未満であるものを除く)又は水田裏作を目的とする貸借借につき行なわれる場合

四 第七十五条の二から第七十五条の七までの規定によつて設定された草地利用権に係る貸借借の解除が、第七十五条の九の規定により都道府県知事の承認を受けて行なわれる場合
第二十条第二項中「左に」を「次に」に改め、同項第四号中「かつ」を削り、「採草放牧地を主としてその労働力により」を「採草放牧地のすべてを」に改め、「行なうことができる」との下に「認められ、かつ、その事業に必要な農作業に常時従事する」とを加え、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項中「申入れ」を「申入れ」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 農地又は採草放牧地の貸借借につき解約の申入れ、合意による解約又は貸借借の更新をしない旨の通知が第一項ただし書の規定により同項の許可を要しないで行なわれた場合には、これらの行為をした者は、省令で定めるところにより、農業委員会にその旨を通知しなければならない。
第二十一条を次のように改める。
(小作料の定額金納)
第二十一条 小作料を定める契約では、小作料として定額の金銭以外のものを支払い、又は受領する旨の定めをしてはならない。

2 前項の規定に違反する定めは、その効力を生じない。
第二十二條を削り、第二十三條第一項中「若しくは受領し、又は第二十一条の規定により農業委員会が定めた額をこえて支払い、若しくは」を「又は」に改め、同条を第二十二條とし、同条の次に次の一條を加える。
(小作料の増額又は減額の請求権)
第二十三條 小作料の額が農産物の価格若しくは生産費の上昇若しくは低下その他の経済事情の変動により又は近傍類似の農地の小作料の額に比較して不相当となつたときは、契約の条件にかかわらず、当事者は、将来に向つて小作料の額の増減を請求することができる。ただし、一定の期間小作料の額を増加しない旨の特約があるときは、その定めに従ふ。

2 小作料の増額について当事者間に協議がとれないときは、その請求を受けた者は、増額を正当とする裁判が確定するまでは、相当と認める額のの小作料を支払ふことをもつて足りる。ただし、その裁判が確定した場合において、既に支払つた額に不足があるときは、その不足額に年十パーセントの割合による支払期後の利息を附してこれを支払わなければならない。
3 小作料の減額について当事者間に協議がとれないときは、その請求を受けた者は、減額

を正当とする裁判が確定するまでは、相当と認める額のの小作料の支払を請求することができる。ただし、その裁判が確定した場合において、既に支払を受けた額が正当とされた小作料の額をこえるときは、その超過額に年十パーセントの割合による受領の時から利息を附してこれを返還しなければならない。
第二十四条の見出しを削り、同条中「小作料の額が」の下に「不可抗力により」を加え、「こえるとき」を「こえることとなつたとき」に改め、同条の次に次の二條を加える。
(小作料の標準額)
第二十四条の二 農業委員会は、その区域内の農地につき、その自然的条件及び利用上の条件を勘案して必要な区分をし、その区分ごとに小作料の額の標準となるべき額(以下「小作料の標準額」といふ)を定めることができる。

2 農業委員会は、小作料の標準額を定めるに当たつては、前項の区分ごとにその区分に属する農地につき通常の農業経営が行なわれたとした場合における生産量、生産物の価格、生産費等を参照し、耕作者の経営の安定を図ることを旨としなければならない。
3 農業委員会は、小作料の標準額を定めるときは、これを公示するとともに都道府県知事に通知しなければならない。
(小作料の減額の勧告)
第二十四条の三 農業委員会は、小作料の標準額を定めた場合において、契約で定める小作料の額がその小作料に係る農地の属する前条第一項の区分に係る小作料の標準額に比較して著しく高額であると認めるときは、省令で定めるところにより、当事者に対し、その小作料を減額すべき旨を勧告することができる。
第二十五条の見出し中「文書化」の下に「及び通知」を加え、同条中「明らかにするとともに、その写を農業委員会に提出し」を「明らかにし」に改め、同条に次の一項を加える。

2 農地又は採草放牧地の貸借借契約の当事者は、その契約を締結したときは、省令で定めるところにより、その存続期間、小作料の額及び支払条件その他の事項を農業委員会に通知しなければならない。これらの事項を変更したときもまた同様とする。
第三十三條第一項中(明治三十一年法律第十五号)を削る。
第三十四條第一項中「国税徴収法(昭和三十四年法律第四十七号)による滞納処分(その他の法令により同法の滞納処分の例による場合を含む。))」を「国税滞納処分等」に、「滞納処分を行ふ」を「国税滞納処分等を行なう」に改める。
第三十六條第一項中「基く」を「基づく」に、「左に」を「次に」に、「但し」を「ただし」に改め、同項第一号中「行つて」を「行なつて」に、「行ふ」を「行なう」に改め、同項第二号中「採草放牧地」を「農地又は採草放牧地(その土地が小作地又は小作採草放牧地である場合にあつては、現に共同利用されているものに限る。))」に改め、「農業協同組合」の下に「農業協同組合連合会」を加え、同条第二項中「第十四條第一項」の下に「第十五條第二項、第十五條の二第八項及び第十六條第二項で準用する場合を含む。」を加え、「以下」を「当該売り渡すべき農地又は採草放牧地の農業上の利用のためあわせて所管換又は所屬替を受けたものを含む。以下」に改める。
第二章に次の一節を加える。
第六節 和解の仲介
(農業委員会による和解の仲介)
第四十三條の二 農業委員会は、農地又は採草放牧地の利用関係の紛争について、省令で定める手続に従い、当事者の双方又は一方から和解の仲介の申立てがあつたときは、和解の仲介を行なう。ただし、農業委員会が、その紛争について和解の仲介を行なうことが困難又は不適當であると認めるときは、申立てをした者の同意を得て、都道府県知事に和解の仲介を行なうべき

昭和四十五年五月八日 参議院會議録第十五号

農地法の一部を改正する法律案外一件

旨の申出をすることができる。

2 農業委員会による和解の仲介は、農業委員会の委員のうちから農業委員会の会長が事件ごとに指名する三人の仲介委員によつて行なう。
(小作主事の意見聴取)

第四十三条の三 仲介委員は、第三条第一項の規定により都道府県知事の許可を要する事項又は第二十条第一項本文に規定する事項について和解の仲介を行なう場合には、都道府県の小作主事の意見を聞かなければならない。

2 仲介委員は、和解の仲介に關して必要があると認める場合には、都道府県の小作主事の意見を求めることができる。
(仲介委員の任務)

第四十三条の四 仲介委員は、紛争の実情を詳細に調査し、事件が公正に解決されるように努めなければならない。
(都道府県知事による和解の仲介)

第四十三条の五 都道府県知事は、第四十三条の二第一項ただし書の規定による申出があつたときは、和解の仲介を行なう。

2 都道府県知事は、必要があると認めるときは、小作主事その他の職員を指定して、その者に和解の仲介を行なわせることができる。

3 前条の規定は、前二項の規定による和解の仲介について準用する。
(政令への委任)

第四十三条の六 この節に定めるもののほか、和解の仲介に關し必要な事項は、政令で定める。
「第三章 未墾地等の買収及び売渡」を「第三章 未墾地等」に改め、「第二節 売渡」を「第二節 売渡等」に改める。

第七十四条の次に次の一条を加える。
(道路等の譲与)

第七十四条の二 国は、第六十一条に掲げる土地等を同条の規定により売り渡すほか、同条に掲げる土地等のうち道路、水路、揚水機場若しくはため池(これらの工作物に附帯する工作物を

含む。以下「道路等」という。)又は道路等の用地であつて農林大臣が定めるものを、その用途を廃止したときはこれを無償で国に返還することを条件として、市町村、土地改良区その他農林大臣の指定する者に譲与することができる。

2 前項に規定する農林大臣が定める土地等の譲与を受けようとする者は、省令で定めるところにより、都道府県知事に譲受申込書を提出しなければならない。

3 都道府県知事は、前項の規定による譲受申込書の提出があつた場合において、譲与することを適当と認めるときは、次に掲げる事項を記載した譲与通知書を作成し、これを譲与の相手方に交付しなければならない。

一 譲与の相手方の名称及び住所
二 譲与すべき道路等についてはその種類及び所在の場所、土地についてはその面積及び所在の場所

三 その土地等の用途
四 譲与の期日
五 譲与の条件その他必要な事項

4 前項の規定による譲与通知書の交付があつたときは、その通知書に記載された譲与の期日に、その土地等の所有権は、その譲与の相手方に移転する。

第三章に次の一節を加える。
第三節 草地利用権

(草地利用権の設定に關する承認)
第七十五条の二 市町村又は農業協同組合は、その住民又は組合員で養畜の事業を行なうもの共同利用に供するため、家畜の飼料とするための牧草の栽培(その栽培に係る土地について行なう家畜の放牧及びこれと一体的に行なう必要があるその土地に隣接する土地について行なう家畜の放牧を含む、その栽培の目的に供されることに伴う土地の形質の変更がその土地を原状に復することを困難にしない程度であるものに限る。)を目的とする土地についての賃借権(以下

「草地利用権」という。)を取得する必要があるときは、省令で定めるところにより、都道府県知事の承認を受けて、土地の所有者及びその土地に關し権利を有するその他の者(その土地の定着物所有権及びその定着物に關し権利を有するその他の者を含む。以下「土地所有者等」という。)に対し、草地利用権の設定及びその行使の妨げとなる権利又は定着物がある場合にはその権利の行使の制限若しくは消滅又はその定着物の取去に關する協議を求めることができる。

2 都道府県知事は、前項の承認の申請があつたときは、省令で定めるところにより、その申請に係る土地の傾斜、土性等の自然的条件、利用の状況その他の必要な事項を調査しなければならない。

3 都道府県知事は、前項の規定による調査の結果、その調査に係る土地が次の各号に掲げる要件のすべてをみたしている場合に限り、第一項の承認をすることができる。

一 その土地が、自作農の創設の目的に供されるところとするならば、第四十四条第一項第一号に掲げる土地として同条の規定による買収をすることができると認められるものであること。

二 その土地について草地利用権の設定を受けようとする者の利用計画に従つて共同利用に供することが、その地域における農業経営の状況等からみて養畜の事業を行なう者の経営の改善を図るため必要かつ適当であつて、他の土地をもつて代えることが困難であると認められること。

4 都道府県知事は、第一項の承認をしようとするときは、あらかじめ、その申請に係る協議の相手方及び都道府県開拓審議会並びに省令で定めるその他の者の意見を聞かなければならない。

5 都道府県知事は、第一項の承認をしたときは、遅滞なく、その旨をその承認の申請に係る協議の相手方に通知するとともに、これを公示しなければならない。
(裁定の申請)

第七十五条の三 前条第一項の協議がととのわらず、又は協議をすることができないときは、同項の承認を受けた者は、その承認を受けた日から起算して二箇月以内に、省令で定めるところにより、その協議の相手方である土地所有者等を示して、その草地利用権の設定又はその行使の妨げとなる権利の行使の制限若しくは消滅若しくは定着物の取去に關し都道府県知事に裁定を申請することができる。
(意見書の提出)

第七十五条の四 都道府県知事は、前条の規定による申請があつたときは、省令で定める事項を公示するとともに、その申請に係る土地所有者等にこれを通知し、二週間を下らない期間を指定して意見書を提出する機会を与えなければならない。

2 前項の意見書を提出する者は、その意見書において、その者の有する権利の種類及び内容その他の省令で定める事項を明らかにしなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の期間を経過した後でなければ、裁定をしてはならない。
(裁定)

第七十五条の五 都道府県知事は、第七十五条の三の規定による申請に係る土地(その土地の定着物を含む。)の利用の状況並びにその申請に係る土地所有者等のその土地(その土地の定着物を含む。)の利用計画及びその達成の見通し等を考慮してもなおその申請をした者がその土地をその者の利用計画に従つて共同利用に供することが国土資源の利用に關する総合的な見地から必要かつ適当であると認めるときは、その必要の限度において、草地利用権を設定すべき旨又はその行使の妨げとなる権利の行使を制限し、若しくはその権利を消滅させ、若しくは定着物

を収去すべき旨の裁定をするものとする。
2 草地利用権を設定すべき旨の前項の裁定において、次に掲げる事項を定めなければならない。
一 草地利用権を設定すべき土地の所在、地番、地目及び面積
二 草地利用権の始期及び存続期間
三 草地利用権の始期及び存続期間
四 借賃
五 借賃の支払の方法

3 権利の行使を制限すべき旨の第一項の裁定においては第一号及び第四号、権利を消滅させるべき旨の同項の裁定においては第二号及び第四号、定着物を収去すべき旨の同項の裁定においては第三号及び第四号に掲げる事項を定めなければならない。
一 行使を制限すべき権利の種類及び内容並びにその制限の内容、始期及び期間
二 消滅させるべき権利の種類及び内容並びにその消滅の期日
三 収去すべき定着物の種類、数量及び所在の場所並びにその収去を完了すべき期限
四 権利の行使の制限若しくは消滅又は定着物の収去によつて生ずる損失の補償金の額及び支払の方法

4 第一項の裁定は、第二項第一号から第三号まで及び前項第一号から第三号までの事項については、申請の範囲をこえてはならない。
第七十五条の六 都道府県知事は、前条第一項の裁定をしたときは、省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨をその裁定を申請した者及びその申請に係る土地所有者等に通知するとともに、これを公示しなければならない。その裁定についての審査請求に対する裁決によつて裁定の内容が変更されたときもまた同様とする。

2 前条第一項の裁定について前項の公示があつたときは、その裁定の定めるところにより、その裁定を申請した者とその申請に係る土地所有者等との間に協議がととのつたものとみなす。(存続期間の更新等)
第七十五条の七 第七十五条の二第一項又はこの項の承認を受けている協議がととのつたこと(前条第二項(次項で準用する場合を含む)の規定により協議がととのつたものとみなされる場合を含む)により設定された草地利用権(その存続期間が更新されたものにあつては、その更新が、この項の承認を受けている協議がととのつたこと(次項で準用する場合を含む)を有する者により協議がととのつたものとみなされる場合を含む)によつてされたものに限る。)を有する者は、その草地利用権に係る土地についてその存続期間の満了後引き続き草地利用権による利用をする必要があるときは、省令で定めるところにより、都道府県知事の承認を受けて、その草地利用権に係る土地の土地所有者等に対し、その草地利用権の存続期間の更新又はこれに代えてする新たな草地利用権の設定及びその行使の妨げとなる権利がある場合にはその権利の行使の制限又は消滅に関する協議を求めることができ、ただし、その更新又は設定による草地利用権の存続期間の満了する日が、その土地につき第七十五条の二第一項の承認を受けている協議がととのつたこと(前条第二項の規定により協議がととのつたものとみなされる場合を含む)により設定された草地利用権の存続期間の始期から二十年以内でない場合は、この限りでない。

2 第七十五条の二第二項から第五項まで及び第七十五条の三から前条までの規定は、前項の承認の申請があつた場合に準用する。この場合において、第七十五条の二第二項中「傾斜、土性等の自然的条件、利用の状況」とあるのは「利用の状況」と、同条第三項中「次の各号に掲げる要件のすべて」とあるのは「第二号に掲げる要件」と、第七十五条の五第一項中「申請に係る土地(その土地の定着物を含む)の利用の状況並びにその申請に係る」とあるのは「申請に係る」と読み替へるものとする。
(買取りの裁量)
第七十五条の八 第七十五条の二第一項又は前条第一項の承認を受けている協議がととのつたこと(第七十五条の六第二項(前条第二項で準用する場合を含む)の規定により協議がととのつたものとみなされる場合を含む)以下この節で同様とする。)により設定された草地利用権(その存続期間が更新されたものにあつては、その更新が、前条第一項の承認を受けている協議がととのつたこと(同条第二項で準用する第七十五条の六第二項の規定により協議がととのつたものとみなされる場合を含む)によつてされたものに限る。以下この節で同様とする。)の存続期間が三年以上にわたるときは、その草地利用権に係る土地所有者等は、都道府県知事に対し、省令で定めるところにより、その草地利用権を有する者がその草地利用権に係る土地又はその行使が制限された権利を買取りすべき旨の裁定を申請することができる。
2 定着物を収去すべき旨の第七十五条の五第一項の裁定を受けたその定着物の所有者は、その定着物を収去するに著しく困難となるときは、都道府県知事に対し、省令で定めるところにより、その定着物のある土地につき草地利用権を有する者がその定着物を買取りすべき旨の裁定を申請することができる。

3 買取りの裁量
第七十五条の九 第七十五条の二第一項又は第七十五条の七第一項の承認を受けている協議がととのつたことにより設定された草地利用権を有する者が正当な事由がなく引き続き二年以上その草地利用権に係る土地の全部又は一部をその目的に供しなかつたときは、その草地利用権を設定した者は、その目的に供されていない土地につき、都道府県知事の承認を受けて、その草地利用権に係る貸借の解除をすることができ、(草地利用権に係る貸借の解除)
第七十五条の十 第七十五条の二第一項又は第七十五条の七第一項の承認を受けている協議がととのつたことにより設定された草地利用権を有する者は、その草地利用権を譲渡し、又はその草地利用権に係る土地を貸し付けることができ、(第七十六条中「又は売渡」を「売渡又は譲与」に改める。
第七十八条第一項中「基く」を「基づく」に、
「又は第五十五条第三項」を「第五十五条第三項」に、「買収した土地」を「買収し、又は第七十四条の二第一項の条件に基づき返還を受けた土地」に改める。

3 対価の支払の方法
4 対価の支払の方法
第七十五条の五第四項及び第七十五条の六の規定は、都道府県知事が第一項又は第二項の規定による申請に基づき買取りの裁量をする場合に準用する。この場合において、第七十五条の五第四項中「第二項第一号から第三号まで及び前項第一号から第三号まで」とあるのは「第七十五条の八第三項第一号及び第二号」と、第七十五条の六中「土地所有者等」とあるのは「土地又は定着物若しくは権利のある土地につき草地利用権を有する者」と読み替へるものとする。

昭和四十五年五月八日 参議院會議録第十五号

農地法の一部を改正する法律案外一件

昭和四十五年五月八日 参議院會議録第十五号

農地法の一部を改正する法律案外一件

第八十一条中「又は荒渡」を「、荒渡、譲与又は裁定」に改める。

第八十三条の次に次の一条を加える。

(違反転用に対する処分)

第八十三条の二 農林大臣又は都道府県知事は、

政令で定めるところにより、次の各号の一に該当する者に対して、土地の農業上の利用の確保及び他の公益並びに関係人の利益を衡量して特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、第四条、第五条又は第七十二条の規定によつてした許可を取り消し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を附し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて原状回復その他違反を是正するため必要な措置をとるべきことを命ずることができ

る。

一 第四条第一項、第五条第一項若しくは第七

十三条第一項の規定に違反した者又はその一

般承継人

二 第四条第一項、第五条第一項又は第七十三

条第一項の許可に附した条件に違反している

者

三 前二号に掲げる者から当該違反に係る土地

について工事その他の行為を請け負つた者又は

はその工事その他の行為の下請人

四 詐欺その他不正な手段により、第四条第一

項、第五条第一項又は第七十三条第一項の許

可を受けた者

2 農林大臣又は都道府県知事は、前項の規定に

より処分をし、又は必要な措置をとるべきこと

を命じようとするときは、あらかじめ、その処

分又は措置を命ずべき者に弁明の機会を与えな

ければならない。

第八十四条の見出し中「又は小作採草放牧地」

を削り、同条中「及び小作採草放牧地」を削る。

第八十五条第四項中「又は第七十二条第二項」

を「若しくは第七十二条第二項」に、「又は使用令

書の交付」を「若しくは使用令書の交付又は第七

十五号の三(第七十五条の七第二項で準用する場

合を含む)若しくは第七十五条の八第一項若しく

は第二項の規定による申請に対する裁定」に改

め、「対価」の下に「、借賃」を加え、同条第七

項中「及び第二十一条第一項の規定による小作料

の最高額の決定」を削る。

第八十五条の三の見出し中「対価又は補償金」

を「対価等」に改め、同条第一項各号列記以外の

部分中「対価」の下に「、借賃」を加え、同項に

次の一号を加える。

七 第七十五条の五第二項第四号(第七十五条

の七第二項で準用する場合を含む)に規定す

る借賃、第七十五条の五第三項第四号(第七

十五条の七第二項で準用する場合を含む)に

規定する補償金又は第七十五条の八第三項第

三号に規定する対価

第八十五条の三第二項を次のように改める。

2 前項第一号から第六号までに掲げる対価又は

補償金の額についての同項の訴えにおいては国

号中「第四十九条」を「第二十二号又は第四十九条」

に改め、同条に次の一号を加える。

三 第八十三条の二第二項の規定による農林大

臣又は都道府県知事の命令に違反した者

本則に次の一条を加える。

第九十五条 第二十五条第二項の規定による通知

をせず、又は虚偽の通知をした者は、一万円以

下の過料に処する。

別表を次のように改める。

別表

都道府県名	小作地の面積
北海道	四・〇ヘクタール
青森県	一・五ヘクタール
岩手県	一・一ヘクタール
宮城県	一・四ヘクタール
秋田県	一・四ヘクタール
山形県	一・三ヘクタール
福島県	一・一ヘクタール
茨城県	一・一ヘクタール
栃木県	一・二ヘクタール
群馬県	〇・九ヘクタール
埼玉県	〇・九ヘクタール
千葉県	一・一ヘクタール
東京都	〇・七ヘクタール
神奈川県	〇・七ヘクタール
新潟県	一・〇ヘクタール
富山県	一・〇ヘクタール
石川県	〇・八ヘクタール
福井県	〇・九ヘクタール
山梨県	〇・七ヘクタール
長野県	〇・八ヘクタール
岐阜県	〇・六ヘクタール
静岡県	〇・七ヘクタール
愛知県	〇・七ヘクタール
三重県	〇・七ヘクタール
滋賀県	〇・七ヘクタール
京都府	〇・七ヘクタール
大阪府	〇・六ヘクタール

六八八

大 阪 府 〇・六ヘクタール

兵 庫 県 〇・六ヘクタール

奈 良 県 〇・六ヘクタール

和 歌 山 県 〇・六ヘクタール

鳥 取 県 〇・八ヘクタール

鳥 根 県 〇・七ヘクタール

岡 山 県 〇・七ヘクタール

広 島 県 〇・五ヘクタール

山 口 県 〇・七ヘクタール

徳 島 県 〇・六ヘクタール

香 川 県 〇・六ヘクタール

愛 媛 県 〇・七ヘクタール

高 知 県 〇・七ヘクタール

福 岡 県 〇・八ヘクタール

佐 賀 県 〇・九ヘクタール

長 崎 県 〇・七ヘクタール

熊 本 県 一・〇ヘクタール

大 分 県 〇・六ヘクタール

宮 崎 県 〇・九ヘクタール

鹿 児 島 県 〇・七ヘクタール

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して一年をこ

えない範囲内において政令で定める日から施行

する。

(経過措置)

2 この法律の施行前に改正前の農地法(以下「旧

法」という。)第三条第一項若しくは第五条第一

項又はこれらの規定に基づく命令の規定によつ

てした処分、手続その他の行為は、改正後の農

地法(以下「新法」という。)第三条第一項若しく

は第五条第一項又はこれらの規定に基づく命令

の相当規定によつてしたものとみなす。

3 この法律の施行前に旧法第八条第一項の規定

による公示があつた小作地又は小作採草放牧地

のその公示に係る買取については、なお従前の

例による。

4 この法律の施行前に旧法第十四条第二項又は第十五条第二項で準用する旧法第十一条第一項又は第二項の規定による買取令書の交付又はその交付に代わる公示があつた土地、立木、工作物又は水の使用に關する権利のその買取令書の交付又はその交付に代わる公示に係る買取については、なお従前の例による。

5 この法律の施行前に旧法第十五条の二第三項の規定による公示があつた農地又は採草放牧地のその公示に係る買取については、なお従前の例による。

6 前三項の規定により従前の例によつて国が買取した土地、立木、工作物又は水の使用に關する権利は、新法第二章第五節並びに第七十八条及び第八十条の規定の適用については、新法第九条第一項若しくは第二項、第十四条第一項、第十五条第一項又は第十五条の二第一項若しくは第二項の規定により国が買取したものとみなす。

7 この法律の施行前に成立した合意に基づいてする合意による解約及び十年以上の期間の定めがある貸借でこの法律の施行の日において残存期間が十年未満であるもののその残存期間の満了前にする更新をしない旨の通知については、新法第二十条第一項ただし書の規定にかかわらず、なお従前の例による。

8 この法律の施行の際現に設定されている地上権、永小作権又は賃借権(その賃借権に係る賃借が更新された場合におけるその更新後のものを含む)であつてその設定の相手方が個人であるものに係る小作料については、この法律の施行の日から起算して十年をこえない範囲内において政令で定める日までは、新法第二十一条から第二十四条の三まで及び第八十五条第七項の規定は適用せず、旧法第二十一条から第二十四条まで及び第八十五条第七項の規定はなおその効力を有する。

9 前項の規定によりその効力を有するものとき

昭和四十五年五月八日 参議院会議録第十五号

れる旧法第二十一条第一項の基準については、農林大臣は、毎年経済事情等を勘案して検討を加えるものとし、その検討の結果必要があるときは、その基準の変更を行なうものとする。

10 この法律の施行前にした行為並びにこの法律の施行後にした行為であつて附則第七項の規定により従前の例によることとされるもの及び附則第八項の規定によりその効力を有するものとされる旧法第二十三条の規定に違反するものに対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(他の法律の一部改正)

11 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第一百十条の見出し中「旧自作農創設特別措置法等」を「農地法」に改める。

12 自作農維持資金融通法(昭和三十年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「行方」を「行なり」に改め、同項第一号中「行おう」を「行なり」に改め、同項第二号中「(同条第三項に規定する自作採草放牧地をいう。)」を「(耕作又は養畜の事業を行なう者が所有権に基づいてその事業に供している採草放牧地をいう。)」に改める。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

農業協同組合法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。
昭和四十五年四月九日

参議院議長 重宗 雄三殿
衆議院議長 船田 中

農業協同組合法の一部を改正する法律案
農業協同組合法の一部を改正する法律案
農業協同組合法(昭和二十二年法律第三十二

号)の一部を次のように改正する。

第十条第七項中「又は」及び「農林中央金庫その他主務大臣の指定する金融機関の業務の代理を」とを削り、「内閣為替取引」を「内閣為替取引を」とし、又は農林中央金庫その他主務大臣の指定する金融機関の業務の代理」に改め、同条第五項中「第一項第二号若しくは第八号又は第二項」を「第一項第一号、第二号若しくは第八号、第二項、第三項又は第五項」に、「前項但書の規定の適用については、第一項第二号」を「第六項ただし書の規定の適用については、第一項第一号の事業にあつては組合員と同一の世帯に属する者又は地方公共団体以外の営利を目的としない法人に対し貯金又は定期積金を担保として貸し付ける場合におけるこれらの者、同項第二号」に、「同項第八号」を「同項第八号又は第五項」に、「第二項の事業にあつては」を「第二項又は第三項の事業にあつては」に、「当該信託」を「当該委託を受け又は当該信託」に改め、同条第四項中「施設」の下に「(次項の規定によるものを除く。)」を加え、「但し」を「ただし」に、「超えて」を「こえて」に改め、同項の次に次の一項を加える。

組合は、組合員のためにする事業の遂行を妨げない限度において、定款の定めるところにより、地方公共団体又は銀行その他の金融機関に対する資金の貸付け(地方公共団体に係るものにあつては、政令で定めるものに限る。)をすることが出来る。

第十条第三項の次に次の一項を加える。

組合員に出資をさせる組合は、第一項に規定する事業のほか、組合員の委託を受けて行なう転用相当農地等(組合員の所有に係る農地その他の土地で農業以外の目的に供されることが相当と認められるものをいう。以下この項において同じ。)の充渡し又は区画形質の変更(その変更

更に係る土地の充渡しを含む。)の事業並びに組合員からの転用相当農地等の買入れ及びその買入れに係る土地の充渡し(当該土地の区画形質を変更してする充渡しを含む。)の事業をあわせ行なうことができる。

第十条第二項中「前項第一号」を「第一項第一号」に改め、同条第一項第五号中「改良若しくは管理」の下に「、農業の目的に供するための土地の充渡し、貸付け若しくは交換」を加え、同項の次に次の一項を加える。

組合員に出資をさせる農業協同組合は、前項に規定する事業のほか、組合員の委託を受けて行なう農業の経営の事業をあわせ行なうことができる。

第十条の六第一項及び第十条の七から第十条の十一までの規定中「第十条第二項」を「第十条第三項」に改める。

第十六条第一項の次に次の一項を加える。

農業協同組合連合会は、前項本文の規定にかかわらず、政令で定める基準に従い、定款の定めるところにより、その会員に対して、当該組合員が農業協同組合である場合にあつては当該農業協同組合の組合員(准組合員を除く。)の数、当該組合員が農業協同組合連合会である場合にあつては当該農業協同組合連合会を直接又は間接に構成する農業協同組合の組合員(准組合員を除く。)の数及び当該農業協同組合の当該農業協同組合連合会構成上の関連度に基づき、二個以上の議決権及び選挙権を与えることができる。

第三十条第五項中「一人」の下に「(第十六条第二項の規定によりその会員に対して二個以上の選挙権を与える農業協同組合連合会にあつては、選挙権一個)を加える。

第三十九条第一項中「貸借対照表」の下に「、損益計算書」を加え、「且つ」を「かつ」に改める。

第四十四条第一項第七号中「貸借対照表」の下に「、損益計算書」を加える。

第四十八条第三項中「少くとも百人以上」を「そ

昭和四十五年五月八日 参議院會議録第十五号

農地法の一部を改正する法律案外一件

の選挙の時に於ける組合員(准組合員を除く。)の総数の五分の一(その総数が二千五百人をこえる組合にあつては、五百人)以上に改め、同条第六項中「総会に關する規定」の下に「(第十六条第二項、第六十四条第一項及び第二項並びに第六十五条第一項の規定を除く。)を加へ、第十六条第二項後段」を「第十六条第三項後段」に、「同条第四項」を「同条第五項」に改め、同条第七項中「役員選挙又は選任及び」及び並びに定款の変更、解散及び合併の決議」を削り、同条の次に次の一条を加へる。

第四十八条の二 総代会において組合の解散又は合併の議決があつたときは、理事は、定款の定めるところにより、遅滞なくこれを組合員(准組合員を除く。)の投票に付さなければならぬ。

前項の規定による投票には、第十六条第一項及び第二項並びに第三十条第四項から第八項までの規定を準用する。この場合において、第三十条第六項中「選挙管理者」とあるのは、「組合員投票管理者」と、同条第七項中「選挙管理者」は「選挙録」と読み替へるものとする。

第五十八条第六項中「以て」を「もつて」に、「行ふ」を「行なう」に、「第十六条第二項後段」を「第十六条第三項後段」に改め、同条第七項中「第三項乃至第五項」を「第四項から第六項まで」に改める。

第六十四条第四項中「第一項の事由に因る外」を「第一項及び前項の事由によるほか」に、「因つて」を「よつて」に改め、同条第五項中「行ふ」を「行なう」に、「前項の事由に因る外」を「前二項の事由によるほか」に、「取消」を「取消し」に、「因つて」を「よつて」に改め、同条第三項の次に次の一項を加へる。

た第四十八条の二第一項の規定による投票においてその投票数の三分の二以上の多数による賛成があつたことによつて解散する。この場合には、前二項の規定を準用する。

第六十五条第一項中「議決し」を「議決するか、又は総代会において合併を議決し、かつ、これにつき総組合員(准組合員を除く。)の半数以上が投票する第四十八条の二第一項の規定による投票においてその投票数の三分の二以上の多数による賛成を得」に改める。

第六十九条第二項中「行ふ」を「行なう」に、「第六十四条第五項」を「第六十四条第六項」に改める。

第七十二条の九中「農事組合法人」の下に「(以下農業経営農事組合法人という。)」を加へ、「五分の一」を「二分の一」に改める。

前項の規定の適用については、農業経営農事組合法人の組合員が農民でなくなり又は死亡した場合にはその農民でなくなり又は死亡した者の死亡した者の相続人であつて農民でないものは、その農業経営農事組合法人との関係においては、農民とみなす。

農業経営農事組合法人の組合員のうち前項の規定により農民とみなされる者の数は、総組合員の数の三分の一をこえてはならない。

六九〇

合会である場合にあつては当該農業協同組合連合会を直接又は間接に構成する農業協同組合の組合員(准組合員を除く。)の数及び当該農業協同組合の当該農業協同組合連合会構成上の関連度に基づき、二個以上の議決権(第七十三条の二十二第一項の規定により代議員をもつて總會を組織する都道府県中央会の正会員及び全国中央会の正会員にあつては、代議員の選挙権)を与へることが出来る。

第七十三条の二十二第七項中「第三十条第四項乃至第八項」を「第三十条第四項から第八項まで」に改め、同項に後段として次のように加へる。

この場合において、第三十条第五項中「第六条第二項」とあるのは「第七十三条の十四第二項」と、農業協同組合連合会とあるのは「都道府県中央会」と読み替へるものとする。

第七十三条の二十三第三項中「正会員の数」の下に「(第七十三条の十四第二項の規定により正会員に対して二個以上の選挙権を与へる場合にあつては、正会員の有する選挙権の数)を加へる。

第七十三条の二十五第三項中「第十六条第二項乃至第五項」を「第十六条第三項から第六項まで」に、「第十六条第二項後段」を「第十六条第三項後段」に改め、「都道府県中央会の会長」の下に、「副会長若しくは理事」を加へ、「同条第四項」を「同条第五項」に改める。

第九十六条に次の一項を加へる。

3 農業共済基金法(昭和二十七年法律第二百二号)の一部を次のように改正する。

第三十五条第三項中「同条第五項」を「同条第九項」に改める。

4 農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第八号中「第十条第二項」を「第十条第三項」に改める。

〔園田清充君登壇、拍手〕
園田清充君 たいま議題となりました両案について、委員会における審査の経過並びに結果を御報告いたします。

まず、農地法の一部を改正する法律案は、農業経営の規模拡大と土地の農業上の効率的な利用をはかるため、農地等の貸借の規制の緩和、小作料統制の廃止、小作地所有制限の緩和、農地等の権利取得の適正化、農業生産法人の要件の緩和、草地利用権に關する制度の創設、農地等の紛争和解仲介制度の整備等、所要の改正をしようとするものであります。

次に、農業協同組合法の一部を改正する法律案は、最近における諸情勢の推移に対応して、農協による農業経営の受託、農地等の供給及び転用相当農地等に關する事業の創設、農事組合法人の要件の緩和、総代会制の整備、農協連合会等の一會員一票制の特例など、所要の改正をしようとするものであります。

委員会におきましては、両案を一括して議題に供し、六回にわたり審査を行ないましたが、その詳細は會議録に譲ることといたします。

委員は原案反対、修正案棄権の意見を表明されま
した。次いで、採決に入り、修正案は賛成少数を
もって否決、政府原案は多数をもって可決、よっ
て、両案はいずれも多数をもって原案のとおり可
決すべきものと決定いたしました。

以上御報告いたします。(拍手)
○副議長(安井謙吉) 両案に対し、討論の通告が
ございます。発言を許します。中村波男君。

○中村波男君 私は日本社会党を代表して、ただ
いま議題となりました農地法の一部を改正する法
律案並びに農業協同組合法の一部を改正する法律
案について、反対の討論を行なうものでありま
す。

わが党が農地法改正法案に反対する理由の第一
は、この法案が何よりも農民の犠牲において資本
に奉仕するという明治以降一貫してとられてきた
農政を継承する措置にすぎないからであります。

これを法律案の規定に即して申し上げますと、
上限面積及び雇用労働力制限の廃止や、農業生産
法人の要件の緩和は、少数の離農をますます優遇
し、わが国としては幻想的といわれた農業の資本
主義化を可能ならしめようとしていることであり
ます。さらに、不在地主の容認、貸借借規制の緩
和、小作料統制の廃止等の措置は、地主の地位を向
上させ、投機的な土地取得の弊害を大きくし、農
業の発展を阻害するとともに、階層分解を一そう
激化させることは明らかであります。また、下限
面積制限を底上げしたことも、文字どおり零細層
の切り捨てを地で行くものであって、このような
農地制度における露骨な貧農切り捨て政策は、米
価据え置き、自由化の強行等と相まって、農政を
一そう安上がりにし、逼迫する労働力の供給源と

して資本に奉仕する農政以外の何ものでもないの
であります。

反対理由の第二は、農地の流動化と規模拡大を
阻害する要因は、農地制度以外に圧倒的なウエー
トがあるということであり、現在の農地流動
率、北海道三・三〇%、都府県〇・八〇というよ
うに両者の間に非常に大きな差異がある。この
三・三〇%の流動率とは、全農地の所有者が平均三
十年に一回かわることを意味しているものでありま
して、全く同じ農地制度のもとにありながら、北
海道はきわめて流動的、都府県はきわめて硬直的
というのは、農地流動化の阻害要因がもたらした
地制度以外にあることを端的に示しているものと
言わなければなりません。しかるに、政府は、農
地流動化の真の阻害要因である総合的な地価対
策、農外雇用条件の改善、社会保障制度の拡充等
にはほとんど手をつけず、目先の現象にとらわれ
て、弊害の多い農地制度の改正をまず行なおうと
するのはどういふことでありましょうか。もしこ
の改正が実施されれば、今後増加するであろう所
有権移動による農地流動は、大幅に小作権設定に
よる流動に置きかえられ、せつかく五〇%にまで減
少した小作地は大幅に増加して、新しいタイプの
地主小作制を形成するであろうし、また、富農
層、会社、法人等による地主的農地の集中化を来
たすことをわれわれはおそれ、強く反対いたすも
のであります。

反対理由の第三は、政府の自立農家主義は幻想
にすぎず、このため改正の方向が見当違いになっ
ていることでもあります。農業機械化の動向は、政
府発表の技術展望によつても、共同経営を指向し
なければ具体性はないのであります。しかるに、
この改正案では、小作統制の緩和をはじめ、非営
利法人による農地保有合理化促進事業とか、農協
の農業経営の受託等、農民を地主化する方向には
かり力を入れているのであります。また、二十年
後の自立農家は三十万戸にすぎないという計算が
行なわれておりますが、いずれにしても五百五十

万農家の大部分を切り捨てなければ自立農家主義
は実現できないのであります。

反対理由の第四は、自作農主義を相変わらず
たいながら、これと明らかに矛盾する小作統制の
緩和を中心に改正しようとするのであります。言
うまでもなく、自作農主義とは、耕作する
者が農地を所有すべきであるということでありま
して、これこそ長年にわたつて苦しめられてき
た寄生地主制に対処するわが農政の最も重要な伝
統なのであります。それゆえにこそ、われわれは自作
農主義の持つ意義の重さを常に反省しなければな
らないのであります。しかるに、政府は、農地流
動化を急ぐあまり、自作農が望ましいという基本
的な考え方は変らないが、小作統制の緩和が必要
であると、全く非論理的な説明を弄しておりま
す。小作統制をゆるめれば、所有権を手離すより
小作化する方向に走ることには目に見えているの
であります。また、政府は、雇用の機会が増大した
から戦前のような寄生地主制が再現するおそれ
はないと強弁しております。戦前と同じタイプの半
封建的な寄生地主制は今後あり得ないかもしれま
せんが、現に横行しているやみ小作の請負耕作等
をすなおに観察すれば、政府の主張するがごとき
極端な楽観論はどこからも出てこないはずであ
ります。多くの事例調査は、小作料が反当三俵から
四俵、すなわち小作料率が三割ないし四割に、あ
るいはそれ以上に及ぶものがざらにあることを示
しておられます。したがって、改正案の標準小作料
制度では、小作料が経営の圧迫とならない正常な
水準に維持する保証はなく、むしろ戦前に近い高
率小作料再現の可能性のほうがより強いと私は見
ているのであります。そうなれば地価上昇を起
こして、所有権移動による流動化を一そう困難に
することは明らかであります。また、貸借借規制
の緩和等により、最も普及している二十年間の定
期貸借は十年契約に切りかえられ、合意解約も
実質的には泣き寝入り解約を誘発して、土地取り
上げが頻発するおそれが強いのであります。した

がって、自作農主義と土地の効率的利用とを真に
両立させる道は、小作統制等の緩和にあるのでは
なく、この二つを両立させる道はただ一つ、耕作
放棄地や、荒らしづくり地及びやみ小作地に所有
制限をかけ、農民的な共同経営の組織化に向かわ
せる以外にあり得ないのであります。われわれ
は、冒頭に述べましたごとく、自作農主義の伝統
を崩壊させることは断じて容認できないのであり
ます。

反対理由の第五は、この改正案が現在横行して
いるやみ小作、擬装小作、やみ小作の請負耕作を是
正するのに全く無力だということであり、農
業調査から推測すれば、やみ小作の発生件数は、
合法的な小作権設定の少くとも三倍に達している
ようであり、このような自由奔放に伸びたや
み小作をほとんど発動されたことのない期だけで
を頼りにして、是正することは不可能でありまし
て、小作統制の緩和をはかれば必ずやみ小作を
是認する風潮をおおひ、農地制度の形骸化を推し
進めることは火を見るよりも明らかであります。

以上、私は、ごく基本的な五つの点だけに論点
をしぼって反対理由を述べましたが、続いて農協
法の改正案に対し、簡単に反対理由を述べ討論を
終りたいと存じます。

反対の第一点は、総代会の権限の拡大について
であります。政府案は、総代会で従来できなかった
た役員選挙、または選任及び定款の変更の決議
をなし得るなどの権限の強化をはかったのであり
ます。われわれは、これに対し、組合員の意思を
反映させる場として、総会ではできるだけ正しく活
用されるべきであるとする趣旨から、この政府案
の議決ができるという点については賛成ができ
ないものであります。言いかえれば、役員選挙に
ついては、総代会においてはできないこととし、
総会において総代の選挙と同様に役員選挙を行
ない、定款の変更については、単に総代会の議決
できめるのではなく、その議決を組合員投票に

昭和四十五年五月八日 参議院会議録第十五号

農地法の一部を改正する法律案外一件

昭和四十五年五月八日 参議院會議録第十五号

よつて決すべきであります。また、総代については代理権を認めないこととし、可及的に広く組合員の意見をくみ取り、充実した総代会の運営を進めるべきが当然であります。

反対の第二点は、農協による農業経営の受託制度についてであります。受託制度における農地及び構造政策との関連についてその位置づけが明らかでなく、さらに農業の近代化、集団的生産組織にどう誘導するか等について、政府が的確な指導対策を示さないまま、農協に農業経営の受託の道を開くことはむしろ逆効果に終わると考へるからであります。いづれこの受託農地については、小作地所有制限の規定も、小作料に関する規制も適用されず、脱農して地主となった者も組合員とみなすことにしている。このことは、農民の共同化よりも脱農化、地主化を促すものであり、自立経営の育成とは背反関係に立つものであります。したがって、われわれは反対せざるを得ないのであります。

反対の第三点は、今回新たにつけ加えた転用相当農地等の売買と宅地造成の事業についてであります。このような新事業を認めることは、農協の目的からして、農協の性格になじまないことは言うまでもなく、それが委託経営、大規模農業へと進むよりは資産面での委託、農協の住宅団地経営など、農協の不動産化だけが進行する危険のほうが多いことを指摘し、農協本来の事業と異質の二つの事業をつけ加えることには絶対に反対するものであります。

また反対の論拠を多く申し述べたいのでありますが、時間の制限があるため、以上をもって反対討論を終わります。(拍手)

○副議長(安井謙君) これにて討論の通告者の発言は終了いたしました。討論は終局したものと認めます。

これより採決をいたします。両案に賛成の諸君両案全部を問題に供します。

農地法の一部を改正する法律案外一件 家内労働法案

の起立を求めます。

○副議長(安井謙君) 過半数と認めます。よつて、両案は可決せられました。

○副議長(安井謙君) 日程第十六、家内労働法案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。まず、委員長の報告を求めます。社会労働委員長長佐野芳雄君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

家内労働法案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十五年四月二十八日

衆議院議長 船田 中

参議院議長 重宗 雄三殿

(小字及び一は衆議院修正)

家内労働法案

家内労働法

目次

- 第一章 総則(第一条・第二条)
- 第二章 委託(第三条・第五条)
- 第三章 工賃及び最低工賃(第六条・第十六条)
- 第四章 安全及び衛生(第十七条・第十八条)
- 第五章 家内労働に関する審議機関(第十九条・第二十四条)

第六章 雑則(第二十五条-第三十二条) 第七章 罰則(第三十三条-第三十六条)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、工賃の最低額、安全及び衛生その他家内労働者に関する必要な事項を定め、家内労働者の労働条件の向上を図り、もつて家内労働者の生活の安定に資することを目的とする。

2 この法律で定める家内労働者の労働条件の基準は最低のものであるから、委託者及び家内労働者は、この基準を理由として労働条件を低下させてはならないこととはもとより、その向上を図るよう努めなければならない。

(定義) 第一条 この法律で「委託」とは、次に掲げる行為をいう。

一 他人に物品を提供して、その物品を部品、付属品若しくは原材料とする物品の製造又はその物品の加工、改造、修理、浄洗、運別、包装若しくは解体(以下「加工等」という。)を委託すること。

二 他人に物品を売り渡して、その者がその物品を部品、付属品若しくは原材料とする物品を製造した場合又はその物品の加工等をした場合にその製造又は加工等に係る物品を買い受けることを約すること。

2 この法律で「家内労働者」とは、物品の製造、加工等若しくは販売又はこれらの請負を業とする者その他これらの行為に類似する行為を業とする者であつて労働省令で定めるものから、主として労働の対価を得るために、その業務の目的物たる物品(物品の半製品、部品、付属品又は原材料を含む)について委託を受けて、物品の製造又は加工等に従事する者であつて、その業務について同居の親族以外の者を使用しないことを常態とするものをいう。

3 この法律で「委託者」とは、物品の製造、加工等若しくは販売又はこれらの請負を業とする者その他前項の労働省令で定める者であつて、その業務の目的物たる物品(物品の半製品、部品、付属品又は原材料を含む)について家内労働者に委託をするものをいう。

4 この法律で「補助者」とは、家内労働者の同居の親族であつて、当該家内労働者の従事する業務を補助する者をいう。

3 この法律で「委託者」とは、物品の製造、加工等若しくは販売又はこれらの請負を業とする者その他前項の労働省令で定める者であつて、その業務の目的物たる物品(物品の半製品、部品、付属品又は原材料を含む)について家内労働者に委託をするものをいう。

4 この法律で「補助者」とは、家内労働者の同居の親族であつて、当該家内労働者の従事する業務を補助する者をいう。

5 この法律で「工賃」とは、次に掲げるものをいう。

一 第一項第一号に掲げる行為に係る委託をする場合において物品の製造又は加工等の対価として委託者が家内労働者に支払うもの

二 第一項第二号に掲げる行為に係る委託をする場合において同号の物品の買受けについて委託者が家内労働者に支払うものの価額と同号の物品の売渡しについて家内労働者が委託者に支払うものの価額との差額

6 この法律で「労働者」とは、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第九条に規定する労働者をいう。

第二章 委託

(家内労働手帳) 第三条 委託者は、委託をするにあつては、家内労働者に対し、労働省令で定めるところにより、家内労働手帳を交付しなければならない。

2 委託者は、委託をするつど委託をした業務の内容、工賃の単価、工賃の支払期日その他労働省令で定める事項を、製造又は加工等に係る物品を受領するつど受領した物品の数量その他労働省令で定める事項を、工賃を支払うつど支払った工賃の額その他労働省令で定める事項を、それぞれ家内労働手帳に記入しなければならない。

3 前二項に規定するもののほか、家内労働手帳に関し必要な事項は、労働省令で定める。

(就業時間)

第四条 委託者又は家内労働者は、当該家内労働者が業務に従事する場所の周辺地域において同一又は類似の業務に従事する労働者の通常の労働時間をこえて当該家内労働者及び補助者が業務に従事することがないよう努めなければならぬ。

2 都道府県労働基準局長は、必要があると認めるときは、地方家内労働審議会(地方家内労働審議会を置かない都道府県労働基準局にあつては、当該都道府県労働基準局に置かれては、一定の地域内において一定の業務に従事する家内労働者及びこれに委託をする委託者に対して、労働省令で定めるところにより、当該家内労働者及び補助者が業務に従事する時間の適正化を図るために必要な措置をとることを勧告することができぬ。

(委託の打ち切りの予告)

第五条 六月をこえて継続的に同一の家内労働者に委託をしている委託者は、当該家内労働者に引き続いて継続的に委託することを打ち切ろうとするときは、遅滞なく、その旨を当該家内労働者に予告するように努めなければならぬ。

第三章 工賃及び最低工賃

(工賃の支払)

第六条 工賃は、労働省令で定める場合を除き、家内労働者に、通貨でその全額を支払わなければならない。

2 工賃は、労働省令で定める場合を除き、委託者が家内労働者の製造又は加工等に係る物品についての検査(以下「検査」という。)をするかどうかを問わず、委託者が家内労働者から当該物品を受領した日から起算して一月以内に支払わなければならない。ただし、毎月一定期日を工賃締切日として定める場合は、この限りでない。

い。この場合においては、委託者が検査をすることができず、当該工賃締切日までに受領した当該物品に係る工賃を、その日から一月以内に支払わなければならない。

(工賃の支払場所等)

第七条 委託者は、家内労働者から申出のあつた場合その他特別の事情がある場合を除き、工賃の支払及び物品の受渡しを家内労働者が業務に従事する場所において行なうよう努めなければならない。

(最低工賃)

第八条 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、一定の地域内において一定の業務に従事する工賃の低廉な家内労働者の労働条件の改善を図るため必要があると認めるときは、中央家内労働審議会又は地方家内労働審議会(地方家内労働審議会を置かない都道府県労働基準局にあつては、当該都道府県労働基準局に置かれては、一定の地域内において一定の業務に従事する家内労働者及びこれに委託をする委託者)に適用される最低工賃を決定することができる。

2 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、前項の審議会の意見の提出があつた場合において、その意見により難いと認めるときは、理由を付して、審議会に再審議を求めなければならない。

(審議会の意見に関する異議の申出)
第九条 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、前条第一項の審議会の意見の提出があつたときは、労働省令で定めるところにより、その意見の要旨を公示しなければならない。

2 前条第一項の審議会の意見に係る家内労働者又は委託者は、前項の規定による公示の日の翌日から起算して十五日以内に、労働大臣又は都道府県労働基準局長に、異議を申し出ることができる。

3 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、前項の規定による申出があつたときは、その申出について、審議会に意見を求めなければならない。

4 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、第一項の規定による公示の日の翌日から起算して十五日を経過する日までの間は、前条第一項の規定による決定をすることができない。第二項の規定による申出があつた場合において、前項の審議会の意見が提出されるまでの間についても、同様とする。

5 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、前条第一項の規定による決定をする場合において、第二項の規定による申出があつたときは、第三項の審議会の意見に基づき、当該最低工賃において、一定の範囲の業務について、その適用を一定の期間を限つて猶予し、又は最低工賃額、最低工賃において定める工賃の額をいう。以下同じ。)
6 前条第二項の規定は、第三項の審議会の意見の提出があつた場合について準用する。

(最低工賃の改正等)

第十条 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、最低工賃について必要があると認めるときは、その決定の例により、その改正又は廃止の決定をすることができる。

(最低工賃の決定等に関する関係家内労働者又は関係委託者の意見の聴取等)
第十一条 審議会は、最低工賃の決定又はその改正若しくは廃止の決定について調査審議を行なう場合には、労働省令で定めるところにより、関係家内労働者及び関係委託者の意見をきくものとする。

2 家内労働者又は委託者の全部又は一部を代表する者は、労働省令で定めるところにより、労働大臣又は都道府県労働基準局長に対し、当該家内労働者若しくは委託者に適用される最低工賃の決定又は当該家内労働者若しくは委託者に

現に適用されている最低工賃の改正若しくは廃止の決定をするよう申し出ることができる。

3 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、前項の規定による申出があつた場合において必要があると認めるときは、その申出について審議会に意見を求めるものとする。
(公示及び発効)
第十二条 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、最低工賃に関する決定をしたときは、労働省令で定めるところにより、決定した事項を公示しなければならない。

2 最低工賃の決定及びその改正の決定は、前項の規定による公示の日から起算して三十日を経過した日(公示の日から起算して三十日を経過した日以後の日であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日)から、最低工賃の廃止の決定は、同項の規定による公示の日(公示の日以後の日であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日)から、その効力を生ずる。

(最低工賃額等)

第十三条 最低工賃は、当該最低工賃に係る一定の地域と同一の地域内において同一又は類似の業務に従事する労働者に適用される最低賃金(最低賃金法(昭和三十四年法律第三十七号)の規定による最低賃金をいう。以下同じ。)(当該同一の地域内において同一又は類似の業務に従事する労働者に適用される最低賃金が決定されていない場合には、当該労働者の賃金(労働基準法第十一条に規定する賃金をいう。))との均衡を考慮して定められなければならない。

2 最低工賃額は、家内労働者の製造又は加工等に係る物品の一定の単位によつて定めるものとする。
(最低工賃の効力)
第十四条 委託者は、最低工賃の適用を受ける家内労働者に対し、その最低工賃額以上の工賃を支払わなければならない。

(最低工賃に関する職権等)

第十五条 第八條第一項及び第十條に規定する労働大臣又は都道府県労働基準局長の職権は、二以上の都道府県労働基準局の管轄区域にわたる事業及び一の都道府県労働基準局の管轄区域内のみに係る事業であつて労働大臣が全国的に關連があると認めて指定するものについては、労働大臣が行ない、一の都道府県労働基準局の管轄区域内のみに係る事業(労働大臣の職権に屬する事業を除く)については、当該都道府県労働基準局長が行なう。

2 労働大臣は、都道府県労働基準局長が決定した最低工賃が著しく不相当となつたと認めるときは、中央家内労働審議会の調査審議を求め、その意見を尊重して、当該最低工賃の改正又は廃止の決定をすべきことを都道府県労働基準局長に命ずることが出来る。

3 第八條第二項の規定は、前項の中央家内労働審議会の意見の提出があつた場合について準用する。

(工賃及び最低工賃に関する規定の効力)

第十六條 第六條又は第十四條の規定に違反する工賃の支払を定める委託に関する契約は、その部分については無効とする。この場合において、無効となつた部分は、これらの規定に定める基準による。

第四章 安全及び衛生

(安全及び衛生に関する措置)

第十七條 委託者は、委託に係る業務に關し、機械、器具その他の設備又は原材料その他の物品を家内労働者に譲渡し、貸与し、又は提供するとき、これらによる危害を防止するため、労働省令で定めるところにより、必要な措置を講じなければならない。

2 家内労働者は、機械、器具その他の設備若しくは原材料その他の物品又はガス、蒸気、粉じん等による危害を防止するため、労働省令で定めるところにより、必要な措置を講じなければならない。

ならない。

3 補助者は、前項に規定する危害を防止するため、労働省令で定める事項を守らなければならない。

(安全及び衛生に関する行政措置)

第十八條 都道府県労働基準局長又は労働基準監督署長は、委託者又は家内労働者が前条第一項又は第二項の措置を講じない場合には、委託者又は家内労働者に対し、労働省令で定めるところにより、委託をし、若しくは委託を受けるところを禁止し、又は機械、器具その他の設備若しくは原材料その他の物品の全部若しくは一部の使用の停止その他必要な措置をとることを命ずることが出来る。

第五章 家内労働に関する審議機関

(中央家内労働審議会等の設置)

第十九條 労働省に中央家内労働審議会を、政令で定める都道府県労働基準局に地方家内労働審議会を置く。ただし、政令で定める都道府県労働基準局にあつては、この限りでない。

(中央家内労働審議会等の権限)

第二十條 中央家内労働審議会又は地方家内労働審議会は、この法律の規定によりその権限に屬させられた事項をつかさどるほか、労働大臣又は都道府県労働基準局長の諮問に應じて、家内労働に關する重要事項を調査審議し、及びこれらに關し必要と認める事項を労働大臣又は都道府県労働基準局長に建議することが出来る。

2 地方家内労働審議会を置かない都道府県労働基準局にあつては、地方家内労働審議会の権限に屬させられた事項のうち、最低工賃に關する事項は当該都道府県労働基準局に置かれて、地方最低賃金審議会が、その他の事項は当該都道府県労働基準局に置かれて、地方労働基準審議会がつかさどる。

(中央家内労働審議会等の組織)

第二十一條 中央家内労働審議会又は地方家内労働審議会は、政令で定めるところにより、家内労働者を代表する委員、委託者を代表する委員

及び公益を代表する委員各同数をもつて組織する。

2 中央家内労働審議会又は地方家内労働審議会は、最低工賃の決定又はその改正の決定について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならない。

3 前項の専門部会は、政令で定めるところにより、関係家内労働者を代表する委員、関係委託者を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもつて組織する。

2 前項の家内労働部会は、政令で定めるところにより、家内労働者を代表する委員、委託者を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもつて組織する。

(関係家内労働者及び関係委託者等の意見聴取)

第二十三條 中央家内労働審議会又は地方家内労働審議会(地方家内労働審議会を置かない都道府県労働基準局にあつては、当該都道府県労働基準局に置かれて、地方労働基準審議会又は地方最低賃金審議会)は、この法律に別段の定めがある場合のほか、審議に際し必要と認める場合には、関係家内労働者、関係委託者その他の関係者の意見をきくものとする。

(政令への委任)

第二十四條 この法律に規定するもののほか、家内労働に關する審議機関に關し必要な事項は、政令で定める。

第六章 雜則

(援助)

第二十五條 国又は地方公共団体は、家内労働者及び委託者に対し、資料の提供、技術の指導、施設に關する便宜の供与その他この法律の目的

を達成するために必要な援助を行なうよう努めなければならない。

(届出)

第二十六條 委託者は、労働省令で定めるところにより、委託に係る家内労働者の数及び業務の内容その他必要な事項を都道府県労働基準局長に届け出なければならない。

(帳簿の備付け)

第二十七條 委託者は、労働省令で定めるところにより、委託に係る家内労働者の氏名、当該家内労働者に支払う工賃の額その他の事項を記入した帳簿をその営業所に備へ付けて置かなければならない。

(報告等)

第二十八條 労働大臣、都道府県労働基準局長、労働基準監督署長又は労働基準監督官は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、労働省令で定めるところにより、委託者又は家内労働者に対し、工賃に關する事項その他必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずることが出来る。

(労働基準監督官及び労働基準監督官)

第二十九條 労働基準監督署長及び労働基準監督官は、労働省令で定めるところにより、この法律の施行に關する事務をつかさどる。

(労働基準監督官の権限)

第三十條 労働基準監督官は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、委託者の営業所又は家内労働者が業務に従事する場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問し、又は試験のため必要な最少限度の分量に限り、家内労働者及び補助者に危害を与える物若しくはその疑いのある物であつて労働省令で定めるところを除去することが出来る。

2 前項の規定による立入検査等をする労働基準監督官は、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第三十一条 労働基準監督官は、この法律の規定に違反する罪について、刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号)の規定による司法警察員の職務を行なう。

(申告)

第三十二条 委託者に、この法律又はこの法律に基づく命令に違反する事実がある場合には、家内労働者又は補助者は、その事実を都道府県労働基準局長、労働基準監督署長又は労働基準監督官に申告することができる。

2 委託者は、前項の規定による申告をしたことを理由として、家内労働者に対して工賃の引下げその他不利益な取扱いをしてはならない。

3 委託者が家内労働者に対して前項の規定に違反する取扱いをした場合には、都道府県労働基準局長、労働基準監督署長又は労働基準監督官は、労働省令で定めるところにより、当該委託者に対し、その取扱いの是正を命ずることができ、

第七章 罰則

第三十三条 第十八条の規定による委託をすることを禁止する命令に違反した者は、六月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

第三十四条 第十四条の規定に違反した者は、一万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号の一に該当する者は、五千円以下の罰金に処する。

一 第三条第一項、第六条又は第十七条の規定に違反した者

二 第三条第二項の規定による記入をせず、又は虚偽の記入をした者

三 第十八条の規定による命令(委託をすることを禁止する命令を除く。)又は第三十二条第三項の規定による命令に違反した者

四 第二十六条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

五 第二十七条の規定による帳簿の備付けをせず、又は同条の帳簿に虚偽の記入をした者

六 第二十八条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は出頭しなかつた者

七 第三十条第一項の規定による立入り、検査若しくは取去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

(罰則規定)

第三十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附則

第一条 (施行期日) この法律の施行期日は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において、各規定につき、政令で定める。

(工賃の支払に関する経過措置)

第二条 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、労働省令で定めるところにより、一定の地域内において一定の業務に従事する家内労働者に委託をする委託者のうち、第六条の規定による工賃の支払をすることが著しく困難であると認められる者であつて労働省令で定めるものの全部又は一部を代表する者から申請があつた場合には、中央家内労働審議会又は地方家内労働審議会(地方家内労働審議会を置かない都道府県労働基準局長にあつては、当該都道府県労働基準局長に置かれてある地方労働基準審議会)の意見をきいて、当該申請に係る委託者につき、当分の間、工賃の支払に關し守るべき事項について、別段の定めをすることができ、この場合においては、当該委託者は、同条の規定にかかわらず、当該別段の定めにより工賃を支払うことができる。

第十五条第一項の規定は、前項に規定する労働大臣又は都道府県労働基準局長の職権について準用する。

3 第一項の申請があつた場合における当該申請に係る委託者については、次の各号に掲げる日までの間は、第六条の規定は、適用しない。

一 当該申請に基づき、労働大臣又は都道府県労働基準局長が第一項の別段の定めをした日

二 当該申請について、労働大臣又は都道府県労働基準局長が第一項の別段の定めをしない旨を決定した日

第三条 前条第一項の別段の定めに係る委託者に關する第十六条の規定の適用については、同条中「第六条」とあるのは「附則第二条第一項の別段の定め」と、「これらの規定」とあるのは「当該別段の定め又は同条の規定」とする。

第四条 最低賃金法の一部を次のように改正する。

目次中「最低賃金(第二十条―第二十五条)」を「削除」に改める。

第二章第二項から第五項までを削る。

第三章を次のように改める。

第三章 削除

第二十条から第二十五条まで 削除

第二十七条中「又は最低賃金」を削り、「これら」を「これ」に改め、同条に次の一項を加える。

2 最低賃金審議会は、最低賃金の有効な実施を確保するため必要があると認めるときは、家内労働法(昭和四十五年法律第 号)の規定による最低賃金に關して労働大臣又は都道府県労働基準局長に建議することができる。

第三十一条第二項中「若しくは最低賃金の決定又はこれらの改正」を「又はその改正」に改め、同条中第四項を削り、第五項を第四項とし、第六項を第五項とし、第七項を第六項とする。

第三十三条中「労働者、委託者及び家内労働者」を「及び労働者」に改める。

第三十四条中「工賃」及び「又は家内労働者」を削る。

第三十五条中「労働者、委託者又は家内労働者に対し、賃金又は工賃」を「又は労働者に対し、賃金」に改める。

第三十六条第一項中「第十六条の三並びに第二十條第一項及び第三項」を「及び第十六条の三」に改め、同条第二項中「又は最低賃金」を削る。

第三十八条第一項中「又は委託者」及び「又は営業所」を削る。

第四十二条第六項中「第三十一条第六項及び第七項」を「第三十一条第五項及び第六項」に改める。

第四十四条中「又は第二十三条第一項」を削る。

第四十五条第二号中「第二十四条又は第二十五条」を削る。

(最低賃金法の一部改正に伴う経過措置)

第五条 この法律の施行の際現に効力を有する前条の規定による改正前の最低賃金法の規定による最低賃金は、この法律の規定の適用については、第八条第一項の規定により決定された最低賃金とみなす。

2 この法律の施行前にした前条の規定による改正前の最低賃金法の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(労働省設置法の一部改正)

第六条 労働省設置法(昭和二十四年法律第百六十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第三十二号の四中「最低賃金法」を「家内労働法(昭和四十五年法律第 号)」に改める。

第八条第一項第十四号中「最低賃金法」の下に「家内労働法」を加え、同条第二項中「」

に「家内労働法」を加え、同条第二項中「」

「ん肺法」の下に、「家内労働法（第四章の規定に限る。）を加え、同条第三項中「及び」を「並びに」に改め、「最低賃金法」の下に「及び家内労働法（第四章の規定を除く。）」を加える。

第十三条第一項の表中「家内労働審議会」家内労働に関する重要事項を調査審議すること。

「中央家内労働審議会」労働大臣の諮問に及び、家内労働に関する重要事項を調査審議すること。

「及び最低賃金法」を削る。

第十五条第一項中「最低賃金法（これに基づく命令を含む。）」の下に「家内労働法（これに基づく命令を含む。）」を加える。

第十六条第一項に次のただし書を加える。

ただし、地方家内労働審議会は、政令で定める都道府県労働基準局に置かれるものとする。

第十六条第一項の表を次のように改める。

名称	目的
地方労働基準審議会	都道府県労働基準局長の諮問に及び、労働基準法の施行及び改正に関する事項並びに地方家内労働審議会を置かない都道府県労働基準局の地方労働基準審議会にあつては家内労働に関する事項（最低賃金に関する事項を除く。）を審議すること。
地方最低賃金審議会	都道府県労働基準局長の諮問に及び、最低賃金に関する事項及び地方家内労働審議会を置かない都道府県労働基準局の地方最低賃金審議会にあつては最低賃金に関する事項を調査審議すること。
地方家内労働審議会	都道府県労働基準局長の諮問に及び、家内労働に関する重要事項を調査審議すること。

第十七条第一項中「最低賃金法（これに基づく命令を含む。）」の下に「家内労働法（これに基づく命令を含む。）」を加える。

附則第三項を削り、第四項を第三項とする。

（社会保険労務士法の一部改正）

第七条 社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

別表第二十号の次に次の一号を加える。

第二十の二 家内労働法（昭和四十五年法律第二十号）

（失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第八条 失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十五号）等に関する法律（昭和四十四年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。

第四十二条のうち社会保険労務士法別表第一の改正規定中「別表第二十号の二」を「別表第二十号の二を第二十号の三」とし、

第二十号」に、「二十の三 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）」を「二十の二 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）」に改める。

〔佐野芳雄君登壇、拍手〕

○佐野芳雄君 たいだいま議題となりました家内労働法案について、委員会における審議の経過と結果を報告いたします。

百四十三万人ないし二百九十万人と推定される家内労働者は、その作業場所こそ自宅ではあります、その労働の実質は雇用労働に近い性格のものであります。しかるに、使用関係がないために、労働基準法はじめ労働保護立法の適用外とされてきたのであります。本法案は、このような立法の空隙を埋めるため、委託関係の明確化、就業時間の適正化、工賃支払い方法の基準化と最低工賃の決定、安全衛生対策及び行政体制の整備等に関する措置を含む単独法を新たに制定するものであります。

委員会におきましては、熱心な質疑が行なわれたのであります、詳細は会議録により御承知願います。

採決の結果、本法案は全会一致をもって衆議院送付案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、大橋和孝委員提案にかかる附帯決議を委員会の決議とすることに決しました。

以上、御報告いたします。（拍手）

○副議長（安井謙君） 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（安井謙君） 過半数と認めます。よって、本案は可決せられました。

本日はこれにて散会いたします。

午後一時二十分散会

出席者は左のとおり。

議長	副議長	議員
重宗 雄三君	安井 謙君	原田 立君
		萩原幽香子君
		堀出 啓典君
		中沢伊登子君
		市川 房枝君
		内田 善利君
		瓜生 清君
		内藤蒼三郎君
		阿部 憲一君
		中尾 辰義君
		小林 章君
		奥村 悦造君
		黒柳 明君
		田淵 哲也君
		後藤 義隆君
		多田 省吾君
		峯山 昭範君
		山田 勇君
		藤原 房雄君
		山高しげり君
		三木 忠雄君
		沢田 実君
		高橋雄之助君
		矢追 秀彦君
		浅井 亨君
		松下 正寿君
		楠 正俊君
		上林繁次郎君
		宮崎 正義君
		片山 武夫君
		二宮 文造君
		渋谷 邦彦君

昭和四十五年五月八日 参議院会議録第十五号

山田 徹一君	向井 長年君
高山 恒雄君	梶原 茂嘉君
横山 フク君	鈴木 一弘君
柏原 ヤス君	北條 浩君
小平 芳平君	中村 正雄君
村尾 重雄君	小山邦太郎君
寺尾 豊君	植竹 春彦君
山崎 五郎君	山崎 竜男君
山本敬三郎君	若林 正武君
渡辺一太郎君	矢野 登君
安田 隆明君	増田 盛君
長屋 茂君	中山 太郎君
西村 尚治君	八田 一朗君
平泉 涉君	柳田桃太郎君
山内 一郎君	佐藤 隆君
岡本 悟君	高橋文五郎君
岩動 道行君	河口 陽一君
任田 新治君	田村 賢作君
近藤英一郎君	船田 謙君
吉江 勝保君	大竹平八郎君
大谷藤之助君	柴田 栄君
堀本 宜実君	津島 文治君
植木 光教君	鍋島 直紹君
青柳 秀夫君	小枝 一雄君
山下 春江君	前田佳郎君
平島 敏夫君	森 八三一君
徳永 正利君	木内 四郎君
西郷吉之助君	新谷寅三郎君

井野 碩哉君	河野 謙三君
上原 正吉君	古池 信三君
杉原 荒太君	初村瀧一郎君
内田 芳郎君	黒木 利克君
菅野 儀作君	土屋 義彦君
高田 浩運君	玉置 猛夫君
大松 博文君	鈴木 省吾君
今 春曉君	小林 国司君
園田 清充君	中津井 真君
林田悠紀夫君	鬼丸 勝之君
佐田 一郎君	大森 久司君
和田 鶴一君	中村喜四郎君
沢田 一精君	二木 謙吾君
長谷川 仁君	源田 実君
丸茂 重貞君	木村 睦男君
青田源太郎君	井川 伊平君
金丸 富夫君	櫻井 志郎君
田中 茂穂君	江藤 智君
剣木 亨弘君	白井 勇君
山本 利壽君	八木 一郎君
田口長治郎君	三木與吉郎君
平井 太郎君	石原幹市郎君
吉武 恵市君	松平 勇雄君
那 祐一君	青木 一男君
鹿島守之助君	重政 庸徳君
高橋 衛君	迫水 久常君
藤田 正明君	宮崎 正雄君
久次米健太郎君	亀井 善彰君

上田 哲君	松本 英一君
石原慎太郎君	上田 稔君
長田 裕二君	竹田 四郎君
杉原 一雄君	栗原 祐幸君
熊谷太三郎君	川上 為治君
温水 三郎君	小野 明君
森 勝治君	鈴木 力君
中村 波男君	谷口 慶吉君
米田 正文君	木島 義夫君
佐野 芳雄君	林 虎雄君
西村 関一君	塚田十一郎君
鈴木 強君	占部 秀男君
森 元治郎君	小柳 勇君
斎藤 昇君	増原 恵吉君
赤岡 文三君	廣瀬 久忠君
近藤 信一君	加瀬 完君
大和 与一君	森中 守義君
阿具根 登君	須藤 五郎君
渡辺 武君	野坂 参三君
春日 正一君	河田 賢治君
岩間 正男君	達田 龍彦君
戸田 菊雄君	竹田 現照君
山崎 昇君	村田 秀三君
川村 清一君	大橋 和孝君
田中寿美子君	沢田 政治君
松井 誠君	瀬谷 英行君
吉田忠三郎君	松本 賢一君
鶴岡 哲夫君	千葉千代世君

國務大臣

山本伊三郎君	武内 五郎君
松永 忠二君	北村 暢君
横川 正市君	矢山 有作君
中村 英男君	秋山 長造君
久保 等君	永岡 光治君
藤田 進君	亀田 得治君
松澤 兼人君	小林 武君
大矢 正君	足鹿 覺君
成瀬 幡治君	田中 一君
木村禧八郎君	藤原 道子君
加藤シツエ君	羽生 三七君

政府委員

内閣総理大臣	佐藤 榮作君
外務大臣	愛知 揆一君
大蔵大臣	福田 赳夫君
農林大臣	倉石 忠雄君
通商産業大臣	宮澤 喜一君
運輸大臣	楠本登美三郎君
労働大臣	野原 正勝君
建設大臣	根本龍太郎君
国務大臣	荒木萬壽夫君
国務大臣	佐藤 一郎君
国務大臣	中曾根康弘君
内閣法制局長官	高辻 正巳君
外務省アジア局長	須之部量三君
中小企業庁次長	外山 弘君

〔第十二号参照〕

審査報告書

輸出保険法の一部を改正する法律案
右は多数をもつて可決すべきものと議決した。
よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十五年四月十六日

商工委員長 村上 春蔵
参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、近時海外投資の必要性が増大している実情にかんがみ、付保の対象とすべき海外投資の範囲の拡大等の措置を講ずるため、海外投資元本保険と海外投資利益保険とを統合し、海外投資保険の制度を新設することにより、海外投資を促進しようとするもので、おむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行に伴う必要経費として、二百九十三億一千八百九十八万六千円が、昭和四十五年度輸出保険特別会計に計上されている。

審査報告書

中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案
右は全会一致をもつて可決すべきものと議決し

た。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十五年四月十六日

社会労働委員長 佐野 芳雄
参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における社会経済情勢に即応して、中小企業退職金共済制度をより効果的なものとするために、退職金に対する困庫補助額の増加、掛金月額引上げ及び死亡退職者に係る給付の改善等を行なうものであつて、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行に要する経費として、昭和四十五年度一般会計予算に三千二百五十二万円が計上されている。

審査報告書

林業種苗法案
右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十五年四月十六日

農林水産委員長 園田 清充
参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における林業種苗の供給及び造林の実情等にかんがみ、優良な種苗の供給を確保して適正円滑な造林を推進し、もつて森林生産力の増強と林業の安定発展に資するため、現行林業種苗法を廃止し、優良な種苗の採取源の指定に関する制度を整備し、種苗の生産事業者に登録制を設け、配布を目的とする種苗に一定の事項を表示する義務を課する等の措置を講じようとするものであつて、妥当な措置と認める。

一、費用

本法の施行に要する経費として、一億一千九十一万三千円が昭和四十五年度一般会計予算に計上されている。

審査報告書

過疎地域対策緊急措置法案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十五年四月十六日

地方行政委員長 山内 一郎
参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、人口の急激な減少により地域社

会の基盤が変動し、生活水準及び生産機能の維持が困難となつている地域について、緊急に、生活環境、産業基盤等の整備に関する総合的かつ計画的な対策を実施するための特別措置を講ずることにより、人口の過度の減少を防止するとともに地域社会の基盤を強化し、住民福祉向上と地域格差の是正に寄与しようとするもので、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、昭和四十五年度一般会計予算に約百億円が計上されている。

附帯決議

政府は、過疎地域振興整備に関し、財政金融上の措置、特に地方債の重要性にかんがみ、その資金枠の拡充をはかることと、左の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一、昭和四十五年国勢調査の結果による市町村の人口総数をすみやかに公表し、この新調査人口の適用による過疎地域に対する財政措置については、昭和四十六年度予算から計上できるよう措置すること。

二、昭和四十五年国勢調査に基づく新調査人口の実態を考慮し、必要な地域に特別措置を講ずるため、過疎地域の要件を実情に即するより再検討すること。

三、過疎地域振興のための地方債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入率の引上げについてさらに検討するものとする。

四、辺地債及び過疎債の運用に当つては、山村振興法との関連を考慮し、均衡を保持するよう配慮すること。

五、過疎地域における土地改良、草地造成、林道及び団地造林等各事業の採択基準の緩和を図ること。

右決議する。

審査報告書

地方税法の一部を改正する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十五年四月十六日

地方行政委員長 山内 一郎

参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、住民の税負担の軽減及び合理化を図るため、個人の住民税の基礎控除、配偶者控除等の所得控除並びに事業税の事業主控除の額の引上げ、不動産取得税等の非課税範囲の拡大、電気ガス税の免税点の引上げ等を行なうほか、土地の評価替えに伴う固定資産税及び都市

昭和四十五年五月八日 参議院会議録第十五号

計画税の税負担の激変を緩和するため、調整措置を講ずるとともに、道府県民税及び市町村民税の法人税割の税率の調整その他地方税制の合理化を図るため所要の規定の改正を行なうものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

二、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、最近における社会経済情勢の著しい変化に対応するため、国、県、市町村間、なかんずく市町村に重点を置いた税財源のあり方について根本的な検討を加えるとともに、当面、次の諸点について、その実現に努めるべきである。

一、都市とくに大都市並びにその周辺都市において財政需要が増加している実情にかんがみ、これらの都市に対する税財源の拡充を図ること。

二、住民負担の軽減を図るため、所得税の課税最低限の引上げを行なうこと。

三、中小企業者の税負担の軽減を図るため、所得税との均衡を考慮しつつ、白色事業専従者控除の引上げを行なうこと。

四、市町村税の超過課税分について、早急にその軽減合理化を図るよう努めること。

五、土地に係る固定資産税について、納税者間に負担の不均衡を生ずることのないよう、その合理化に配慮すること。

六、電気ガス税の非課税品目等について引き続き検討を加え、できる限り整理するよう努めること。

七、公害対策の見地から、自動車の有害排気ガスの防止に關し、税制上適切な措置を講ずるよう検討すること。

八、道路整備五箇年計画の改定に伴う地方道路目的財源、とくに市町村の道路目的財源の確保に必要な措置を講ずること。

右決議する。

審査報告書

建築基準法の一部を改正する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十五年四月十六日

建設委員長 大和 与一

参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この法律案は、建築物の容積及び用途の規制に關する基準を整備するとともに、建築物に關する防災対策を推進するため、建築物の内装等

に關する制限を強化し、あわせて建築基準行政の適正な執行を確保するため、新たに建築監視員の制度を設けるなど執行体制を整備しようとするもので、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用
この法律施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

都市化の急激な進展に伴い、過疎地域における既成市街地の生活環境が著しく悪化しつつある現状にかんがみ、政府は都市施設の整備を積極的に進めるとともに、次の諸点について運用に遺憾なきを期すべきである。

一、建築監視員等の質問権の対象となる「工事の施工者」の範囲については、施行の権限を代行する者を含むものであることを周知徹底せしめ、本制度の実効を期すること。

二、違法建築物により被害を受けている者の通報及び違反の有無等について近隣者からの調査依頼に対して、特定行政庁が速やかに適切な措置を講ずるよう指導すること。

三、特定行政庁の不作為又は特定行政庁等が果た不作為義務の不履行によつて被害を受ける者の行政法上の救済措置について、速やかに検討すること。

右決議する。

審査報告書

日本開発銀行法の一部を改正する法律案
右は多数をもつて可決すべきものと議決した。
よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十五年四月十七日

大蔵委員長 栗原 祐幸

参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、日本開発銀行の業務の円滑な運営に資するため、その借入れ及び債券発行の限度額を現行の自己資本の五倍から六倍に引上げようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行なつた。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は次の諸点に関して十分に配慮すべきである。

一、経済社会の高度発展に対応して、日本開発銀行が政策金融機関としての機能を十分に發揮し得るよう制度および運営について検討を加え、また融資の選定にあつては、公害対策、都市再開発、地方開発等において、国民生活優先の

融資に努めること。

二、民間金融機関と政府関係金融機関および政府関係金融機関相互間の業務分野の総合調整について改善に努めること。
右決議する。

審査報告書

造幣局特別会計法の一部を改正する法律案
右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十五年四月十七日

大蔵委員長 栗原 祐幸

参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、毎会計年度末における造幣局特別会計の補助貨幣回収準備資金のうち、補助貨幣の発行現在額をこえる部分に相当する金額を一般会計の歳入に繰り入れようとするものであつて、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行に伴い、昭和四十五年度の補助貨幣回収準備資金から一般会計への繰入額は百九十九億四千三百三十万円である。

審査報告書

物品税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案
右は多数をもつて可決すべきものと議決した。
よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十五年四月十七日

大蔵委員長 栗原 祐幸

参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、昭和四十五年中に物品税の暫定的軽減又は非課税の措置の期限が到来する物品のうち、トランジスタテレビジョン受像機はか四品目について、その生産及び取引の実情にかえりみ、その税率の漸進的引上げを行なうとともに、オールチャンネルテレビジョン受像機に対する課税標準の特例措置の期限を延長する等の措置を講ずるものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行に伴う租税の増収見込額は、昭和四十五年度約五十三億円である。

審査報告書

関税定率法等の一部を改正する法律案
右は多数をもつて可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十五年四月十七日
大蔵委員長 栗原 祐幸
参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における内外の経済情勢の変化に対応するため、関税率について所要の調整を行なうとともに、大気汚染公害問題の改善に資するため、脱硫により低いおろ化される重油の製造用原油等の減税制度を創設し、教育的、科学的及び文化的資材の輸入に関する協定への加入に伴い、ニュース映画用フィルム等の免税を行なう等関税の減免戻税制度について所要の整備を行なうとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行に伴う関税の減収見込額は、昭和四十五年度約九十億円である。

第十四号(その一)中正誤

へ 段 行 誤

正

四五 二 から 堪ない

堪えない

シ 四 三 調書

総調書

五三 二 六 方策

方策

五四 一 二 以上か

以上か

昭和四十五年五月八日 参議院会議録第十五号

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

定価 一部 四十円 (送料別)
発行所 東京都港区赤坂葵町二番地 郵便番号一〇七 大蔵省印刷局 電話 東京 五八二 四四一(交代)